



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
〔主要国農業政策・
貿易政策〕
研究資料 第10号

令和3年度カントリーレポート

タイ、ベトナム、インドネシア、
中国、インド、西アフリカ

令和4年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを一期目、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までを二期目とし、平成31（2019）年度から三期目を実施している。

これまで当研究所では、農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。三期目の「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても、これまでに蓄積された知見を活用しながら、世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして、国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め、よりの確な需給見通しの策定に努めている。さらに、多くの国々が共通した課題に直面するようになっている現状を踏まえ、各国・地域単独での分析に加えて、関連した複数国を横断する課題を設定し、各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成19年～令和3年度カントリーレポート

（平成19年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第1号 中国、韓国
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第2号 ASEAN、ベトナム
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第3号 インド、サブサハラ・アフリカ
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第4号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子政策の展開

（平成20年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第5号 中国、ベトナム
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第6号 オーストラリア、アルゼンチン
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第7号 米国、EU
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第8号 韓国、インドネシア

（平成21年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第9号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第10号 中国、インド

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU, 米国, ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国(その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編, 食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 10 号 EU (CAP 改革, フランス, スコットランド, デンマーク, フィンランド, 酪農)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 11 号 中国, インド, インドネシア, 中南米, アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 12 号 タイ, ベトナム, ミャンマー, オーストラリア, ロシア, ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 13 号 米国, フランス, 韓国, GMO (米国, EU)

(平成 28 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論, 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国 (農業支援政策, SNAP 制度), EU (価格所得政策と CAP 簡素化, 酪農, 農業リスク管理, フランス), 韓国, 台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, ケニア

(平成 29 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国 (米国農業法, 農業経営の安定化と農業保険, SNAP-Ed), EU (CAP 農村振興政策, フランス, 英国), 韓国, 台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, アフリカ, フィリピン

(平成 30 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国，韓国，台湾，インドネシア，フィリピン，タイ，インド，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号 メキシコ，ブラジル，アルゼンチン，オーストラリア

（令和元年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 1 号 米国，EU（CAP），フランス，英国，CETA，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 2 号 中国，台湾，ベトナム，アフリカ（ケニア）

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 3 号 ブラジル，メキシコ，アルゼンチン，ウルグアイ，オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 4 号 横断的・地域的研究，世界食料需給分析

（令和 2 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 5 号 EU（農産物貿易政策等，持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組，フランス），英国，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 6 号 タイ，ベトナム，インドネシア，韓国，中国

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 7 号 ブラジル，アルゼンチン，パラグアイ，オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 8 号 横断的・地域的研究，世界食料需給分析

（令和 3 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 9 号 EU（農産物貿易政策等），英国，ロシア

プロジェクト研究 「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」

令和3年度 カントリーレポート 第10号

タイ，ベトナム，インドネシア，中国，インド，西アフリカ

目 次

第1章 タイー農業の主な動向と有機農業の振興戦略―

(井上荘太郎)

1. はじめに
2. 新型コロナウイルスの感染拡大動向と政府施策
3. 経済動向
4. 農業・農政の動向
5. 農業開発計画（2017－2021）
6. 米に関する主要な政策
7. タイの有機農業の概要と政策
8. おわりに

第2章 ベトナムー農村振興政策の動向と新農村建設プログラム―

(岡江恭史)

はじめに

1. ベトナムの概要と農村振興政策の動向
2. 新農村建設プログラム
3. 最近の農村振興政策の動向
4. おわりに

第3章 インドネシアー食料消費・農業生産の長期的変化と最近の農業政策―

(伊藤紀子)

1. はじめに
2. 食料消費と栄養状況の変化
3. 農業生産と農産物貿易
4. インドネシアの農業政策・最近の動向
5. おわりに

第4章 中国—「次の百年」への最初の年，内外多難の中，食の安全保障と郷村振興を強調—

(百崎賢之)

1. はじめに
2. 2021年の「三農」(農業・農村・農民)をめぐる全般的政策動向—「一号文件」と「第14次五か年計画」—
3. 中国の農業生産・食糧貿易動向
4. 中国の「食の安全保障」
5. 郷村振興促進法の制定と郷村政策の新展開

第5章 インド—植物油の輸入依存度の高まりと生産停滞の要因—

(草野拓司)

1. はじめに
2. 主要農産物の需給動向
3. 植物油の需給動向と問題点
4. まとめ

第6章 西アフリカーコメの消費動向と消費者ニーズに着目して—

(丸山優樹)

1. はじめに
2. コメの消費増大と食料政策の変遷
3. コメの消費者ニーズ
4. おわりに

第1章 タイ

—農業の主な動向と有機農業の振興戦略—

井上 莊太郎

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大が続いている中で、タイでも2020年から感染が拡大し、多くの死者・重傷者が出ている。2020年3月に発令された非常事態宣言は既に2年にわたって延長されており、タイの社会経済は甚大な影響を受けている。

GDPは2020年にマイナス成長を記録し、2021年はプラス成長となったが、低い成長率が続いている。特に観光業は大きな打撃を受けて、経済成長の落込みが顕著で、回復も遅れている。農業生産の水準は維持されており、農産物の輸出も堅調であるものの、感染症拡大の影響で、日本への輸出の多い鶏肉の加工工場の操業が中断し、輸出が縮小するケースも発生するなど、日本との貿易も少なからぬ影響を受けている。

本稿では、こうした新型コロナウイルスのパンデミック下におけるタイの社会経済と農業の変化について、2022年3月末までの動向を記述する。さらに、タイ政府による農業開発戦略の中でも、重要な位置づけとなっている有機農業の動向を紹介する。

なお、タイの基礎的な情報として、国土面積は51.3万km²（ASEAN第3位）で、人口は約6,900万人（2019年、ASEAN第4位）。通貨はバーツ（1バーツは約0.16USドル）。1人あたりGDPは7,816USドル（2019年、名目）である。またタイでは農地の面積は通常ライで表され、1ライは約0.16haである。

2. 新型コロナウイルスの感染拡大動向と政府施策

タイでは2020年春から新型コロナウイルス感染症が急速に広がった。そして、2021年7月以降、第3波となる感染拡大の大きな波が発生した。さらに、2021年秋以降はオミクロン株による感染が拡大した。

政府は2020年3月に非常事態宣言を発令し、バンコク周辺などを対象に事実上の都市封鎖を実施し、その後、さらに外出等の規制対象地域を拡大させた。この非常事態宣言は、本稿執筆時点（2022年3月末）でも延長が継続している。

新型コロナウイルス感染症の拡大がタイの社会経済に大きな影響を与えている中で、政府は、経済の回復を狙って、2021年9月以降は首都バンコクを含む、感染リスクが高いと指定した地域でも、小売店や飲食店の営業制限を解除している。また、政府はサンドボックス（砂場）方式として、海外からの観光客の回復を目的として、観光地で導

入されたと称する制度を導入した。これは、ワクチン接種済みの外国人観光客の隔離義務を、地域を限定して撤廃したもので、まず観光地であるプーケット県で開始し、その後、バンコクなど9地域を対象地域に加えた。

コロナの感染拡大に対して発出されている非常事態宣言は、2020年3月に最初に発令された後も延長を繰り返している。宣言下では、夜間外出の制限、飲食店の営業制限など、事実上のロックダウンが実施された時期もあるものの、国民の行動制限は徐々に緩和されている。この非常事態宣言は2022年1月末には、同年3月末までの延長（16回目の延長）が発表されている。この延長の理由として政府は、①オミクロン型変異株の感染拡大が急速で、影響が深刻であること、②予防ワクチンの3回目の接種者の割合が小さいこと、③不安定な近隣国からの不法入国者の増加が懸念されること等を挙げている（JETRO, 2022）。またタイ政府はこの非常事態宣言に基づいて、バンコクでのデモ集会の制限も行っている（The Nation, 2022/01/15）。

第1表 GDP（名目、要素費用表示）

年	2020	2018	2019	2020
	(百万バーツ) 部門シェア (%)	対前年度増加率		(%)
農林水産業	1,368,456 (9.6)	2.7	2.6	-0.6
非農林水産業	12,818,077 (90.4)	5.8	3.3	-7.3
産業	4,018,824 (28.3)	4.3	-1.2	-9.2
鉱業・採石業	265,800 (1.9)	7.7	-2.2	-23.0
製造業	3,319,663 (23.4)	3.7	-2.0	-7.8
電気、ガス	367,048 (2.6)	6.0	6.2	-11.0
上下水道、廃棄物管理	66,313 (0.5)	4.9	5.6	-0.5
サービス業	8,799,253 (62)	6.6	5.6	-6.4
建設業	383,782 (2.7)	3.8	2.0	1.5
卸売業、小売業、自動車修理	2,267,436 (16)	9.4	7.5	-0.4
運輸、倉庫業	736,031 (5.2)	3.9	3.0	-23.9
宿泊、飲食サービス業	590,740 (4.2)	13.0	12.1	-41.6
情報通信	417,195 (2.9)	6.4	11.2	2.0
金融、保険業	1,233,229 (8.7)	5.1	2.0	2.1
不動産業	358,409 (2.5)	5.3	6.6	10.6
専門的、科学技術的活動	238,791 (1.7)	3.9	2.2	-5.6
管理、業務支援サービス業	162,202 (1.1)	5.3	4.2	-25.1
行政と防衛、義務的社会保障	1,028,266 (7.2)	4.3	3.8	3.5
教育	718,563 (5.1)	3.3	3.1	3.2
保健衛生、社会事業	387,000 (2.7)	7.0	5.6	5.0
芸術、娯楽、レクリエーション	65,581 (0.5)	10.0	17.0	-14.9
その他サービス業	183,174 (1.3)	5.0	2.6	-6.8
家事サービス	28,854 (0.2)	-0.2	2.5	2.8
国内総生産（GDP）総額	14,186,533 (100)	5.5	3.2	-6.7

資料： NATIONAL ACCOUNTS OF THAILAND 2020, Table4 より筆者作成。（2022年1月27日アクセス）

注：2020年は予測値。

3. 経済動向

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、2020年のタイのGDPは14兆1,865億バーツ（1バーツは約3.46円）であり、対前年比では、マイナス6.7%を記録した（第1表）。また、タイは観光産業の振興を重視してきたが、2020年の宿泊・飲食サービス業のGDPは対前年比でマイナス41.6%を記録している。タイの経済成長率が近隣国に比べて低い水準で推移している中で（井上, 2021）、新型コロナパンデミックによる観光産業の不振から、経済は一層深刻な影響を受けている。

一方、2020年の農林水産業（農業、狩猟、林業、漁業）部門のGDPは1兆3685億バーツであり、経済全体の約9.6%を占めた（第1表）。この割合は2019年の約9.1%から0.5%の増加であり、新型コロナの影響は他産業に比べて相対的に小さかった。なお2021年におけるGDPの回復は低調である（第2表）。

第2表 2021年の第3四半期までのGDP（名目、要素費用表示）の変化

年, 四半期	季節調整済み対前期比増加率(%)		
	2021Q1	2021Q2	2021Q3
農林水産業	-2.7	1.2	-0.3
非農林水産業	1.7	-0.3	-0.7
産業	5.6	1.1	-3.8
鉱業・採石業	14.5	7.2	-0.5
製造業	5.2	1.2	-5.7
電気、ガス	8.1	0.4	2.0
上下水道、廃棄物管理	-6.3	5.8	-1.2
サービス業	-0.3	-0.8	0.9
建設業	9.0	3.2	-3.6
卸売業、小売業、自動車修理	0.7	-4.4	4.3
運輸、倉庫業	0.8	-4.7	1.5
宿泊、飲食サービス業	-14.6	23.4	-20.6
情報通信	-3.9	3.6	2.6
金融、保険業	1.6	-1.0	2.8
不動産業	0.3	0.1	-0.4
専門的、科学技術的活動	4.0	-4.1	-3.6
管理、業務支援サービス業	0.2	-3.6	1.0
行政と防衛、義務的社会保障	0.9	0.4	0.3
教育	1.4	-0.5	1.1
保健衛生、社会事業	-5.5	2.2	3.5
芸術、娯楽、レクリエーション	5.2	6.0	-10.7
その他サービス業	1.0	-5.6	0.5
家事サービス	-1.7	-0.9	-1.0
国内総生産（GDP）総額	1.1	-0.1	-0.7

資料： NATIONAL ACCOUNTS OF THAILAND 2020, Table5.1 より筆者作成。（2022年1月27日アクセス）

なお 1970 年代以降、タイ経済の輸出工業化の進展を反映して、タイの商品輸出における、農業部門のシェアは、大幅に低下した。ただし 2000 年代以降は、原料用農林水産物は 15%程度、食品・飲料は 5%程度のシェア水準で安定的に推移してきた（井上、2021：1）。

第3表 消費者物価指数，為替レート，利率

	2021	2020	2019	2018	2017	2016
消費者物価指数CPI						
総合CPI	100.37	101.78	100.00	99.30	98.25	97.60
コアCPI	100.52	102.85	100.00	99.48	98.78	98.23
為替レート						
バーツ/USドル	30.01	31.30	31.05	32.31	33.94	35.30
利率						
プライムレート						
最低	5.25	5.25	6.00	6.03	6.03	6.25
最高	5.58	5.58	6.35	6.60	6.60	6.60
定期預金金利（1年）						
最低	0.45	0.45	1.05	1.30	1.30	1.30
最高	0.50	0.50	1.55	1.50	1.50	1.50

資料：Bank of Thailand（2022 年 1 月 28 日アクセス）

2021 年において消費者物価指数（CPI）は 100.37 と安定的であった（第3表）。2021 年の為替レートは 1 ドル 30.01 バーツと、2016 年に比べて通貨高の傾向が続いている。金利も近年では最も低い水準で推移している（第3表）。

4. 農業・農政の動向

（1）主な農産品の生産動向

2019～20 年は 40 年ぶりとされる深刻な干ばつの影響で、主な農産物の生産が減少した。米，キャッサバ，サトウキビ，アブラヤシ，天然ゴムの生産動向は第4表に示した。

1) 米

タイの稲作には乾季作と雨季作があり、近年、生産量の変動が激しいのは乾季作米である。乾季作の米は 2014 年には約 1,500 万ライが作付けられ、約 967 万トンが生産されていた。しかし、乾期作を対象に生産抑制的な政策を実施していることや、干ばつの影響のため、2020 年に乾季作の米の作付面積は約 730 万ライと減少し、生産量は約 455 万トンまで縮小した。

一方、雨季作米の生産は比較的安定している。2014 年以降では、作付面積は約 6,000 万ライ、生産量は 2,400～2,600 万トン程度で推移している。

2) キャッサバ

2020年のキャッサバの生産量は約2,900万トンと米に比べて、干ばつの影響による減少が目立つ。

3) サトウキビ

2020年のサトウキビの生産は、単収が大幅に低下したことから、生産量も急減している。

4) アブラヤシ

政府のパーム油産業の育成・振興方針もあり、アブラヤシの生産は2019年も増加が続いている。

5) 天然ゴム

天然ゴムの生産量のデータは、2018年までのものである。2018年は約480万トンと、2017年の450万トンに比べて増加している。

第4表 主な農産物の生産動向

単位：ライ、トン、kg/ライ

品目	項目	単位	2017年	2018年	2019年	2020年
米_乾季作	作付面積	ライ	10,456,546	12,066,980	10,995,474	7,342,062
米_乾季作	収穫面積	ライ	10,403,248	12,035,344	10,922,437	7,220,559
米_乾季作	生産量	トン	6,620,845	7,964,554	7,170,258	4,553,778
米_乾季作	単収	kg/ライ	633	660	652	620

品目	項目	単位	2017/2018年	2018/2019年	2019/2020年	2020/2021年
米_雨季作	作付面積	ライ	59,220,823	59,980,731	61,197,134	NA
米_雨季作	収穫面積	ライ	54,962,767	55,627,198	54,108,276	NA
米_雨季作	生産量	トン	24,934,349	25,177,856	24,064,170	NA
米_雨季作	単収	kg/ライ	421	420	393	NA

品目	項目	単位	2017/2018年	2018/2019年	2019/2020年	2020/2021年
トウモロコシ	作付面積	ライ	6579194	6,929,904	7024503	NA
トウモロコシ	収穫面積	ライ	6,552,902	6,894,668	6,522,121	NA
トウモロコシ	生産量	トン	4,820,963	5,069,413	4,535,058	NA
トウモロコシ	単収	kg/ライ	736	732	695	NA

品目	項目	単位	2017年	2018年	2019年	2020年
キャッサバ	作付面積	ライ	8,918,392	8,624,284	8,823,412	9,439,009
キャッサバ	収穫面積	ライ	8,714,471	8,327,370	8,666,596	8,918,250
キャッサバ	生産量	トン	30,495,190	29,368,185	31,079,966	28,999,122
キャッサバ	単収	kg/ライ	3,419	3,527	3,522	3,072

品目	項目	単位	2017年	2018年	2019年	2020年
サトウキビ	収穫面積	ライ	8,772,000	11,188,800	11,469,281	11,464,988
サトウキビ	生産量	トン	93,088,464	135,073,799	131,002,173	74,968,070
サトウキビ	単収	kg/ライ	10,612	12,072	11,422	6,539

品目	項目	単位	2017年	2018年	2019年	2020年
アブラヤシ	収穫面積	ライ	4,982,050	5,352,641	5,662,997	NA
アブラヤシ	生産量	トン	14,452,261	15,534,984	16,408,440	NA
アブラヤシ	単収	kg/ライ	2,901	2,902	2,897	NA

品目	項目	単位	2017年	2018年	2019年	2020年
天然ゴム	作付面積	ライ	22,852,178	22,626,277	NA	NA
天然ゴム	収穫面積	ライ	19,106,742	20,023,099	NA	NA
天然ゴム	生産量	トン	4,503,101	4,813,527	NA	NA
天然ゴム	単収	kg/ライ	236	240	NA	NA

資料：タイ農業・協同組合省農業経済局ウェブサイト（2022年1月31日アクセス）

注1) 農産物の生産データはタイ農業協同組合省のウェブサイトによるが、2022年1月末の時点では、乾期作の米を除いてデータが更新されていないため、昨年度のカントリーレポートと同様の数値を掲載している。

注2) サトウキビについてはFAOSTATのデータから算出した。

（２）主な農産品の価格動向

主要品目の2021年の四半期ごとの価格の動向を、2020年、2019年の動きと比較しながら確認する（第5表）。

米は2020年の第3四半期をピークに価格が低下してきている。うるち米、ホンマリ香り米、もち米のいずれでも2021年は、2019年、2020年に比べて価格が低下している。

一方、主な畑作物の価格動向は逆の動きになっている。サトウキビ、キャッサバ、トウモロコシという主要な畑作物の価格は、直近3年で最も高い。

永年作物では、ゴムの価格が低迷を脱している。2021年のゴムシート価格は、直近3年で最も高い。コーヒーの価格は高水準が継続している。またコショウの価格は上昇傾向が見られる。果物の価格は、ロンガン、ロンコンの価格の不調が目立つが、他の果物の価格は比較的高い水準で推移している。

野菜の価格は、高値だった2020年に比べて、2021年には価格が低下している。ただし、タマネギは2020年に価格が低迷していたため、2021年の価格は反転して上昇している。油糧種子ではパーム油価格の改善が目立つ。花卉（実際にはランのみ）の価格は2021年には、2020年以来の低い価格が続いている。家畜（豚、家禽、鶏卵、牛）の2021年の価格動向に、目立った動きは見られない。水産物（実際にはバナメイエビのみ）の価格も比較的安定的に推移した。

第5表 主な農産物の庭先価格（四半期、季節調整済み）

品目	2019				2020				2021			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
農産物	125.08	129.64	129.76	130.05	135.36	127.82	138.49	144.29	147.63	144.14	132.32	137.69
1. 主要作物	125.59	131.41	132.91	133.29	138.41	130.62	143.09	149.69	154.59	150.38	136.97	140.18
1.1 穀物と食料	145.61	144.66	149.60	151.01	152.57	155.79	156.80	142.66	150.50	141.71	133.78	133.16
米	149.59	148.88	157.31	159.06	159.51	167.20	168.07	141.62	146.57	135.16	122.37	118.01
うるち米	117.37	114.45	117.64	118.36	125.50	135.34	139.45	128.16	140.21	127.75	117.21	116.08
ホンマリ香り米	203.38	200.01	205.02	197.77	182.47	186.54	181.23	148.67	156.10	143.32	128.96	129.55
もち米	173.52	185.34	213.93	243.66	250.15	256.22	253.06	188.24	182.67	172.33	150.76	133.11
サトウキビ	110.32	122.85	127.10	128.51	129.66	127.73	127.37	140.18	169.18	165.89	166.22	178.95
キャッサバ	152.34	139.46	131.33	134.53	133.93	126.45	134.30	136.30	144.96	149.44	159.59	157.99
トウモロコシ	165.48	156.64	157.40	160.34	149.26	157.48	163.18	159.53	160.71	161.98	170.15	180.33
緑豆	124.98	114.74	116.55	130.72	137.28	133.34	131.66	129.99	150.35	131.30	139.87	135.42
1.2 永年作物	81.36	87.99	81.64	74.08	73.85	64.60	86.03	110.17	104.98	102.67	97.95	101.74
ゴム（非煙蒸シート3）	80.37	86.95	80.65	73.12	72.91	63.67	85.06	109.14	103.90	101.57	96.91	100.65
コーヒー	233.63	236.37	236.42	239.88	230.14	229.73	230.11	225.95	231.15	229.62	230.28	245.40
コショウ	171.24	174.56	164.56	152.11	158.74	154.60	162.03	203.71	231.83	257.77	256.17	252.88
1.3 果物	200.20	219.40	223.87	230.03	243.10	220.80	243.16	245.79	273.81	279.69	194.26	185.32
マンゴ（ Khiaw Sawei）	182.70	175.38	166.77	192.95	190.56	144.65	127.86	111.01	116.97	153.77	128.75	138.97
タンジェリン	215.42	162.37	223.41	216.02	194.79	181.85	191.78	181.16	184.25	167.20	141.43	144.09
ドリアン	382.93	483.31	469.37	439.14	479.75	456.00	538.76	617.21	611.72	579.20	461.51	399.15
パイナップル	100.86	174.70	160.47	200.38	281.56	318.93	330.22	253.86	189.41	159.18	152.91	155.48
ロンガン	129.00	120.97	141.05	131.14	108.54	105.69	114.89	109.30	133.80	132.88	103.31	86.78
ロンコン	119.58	111.78	104.70	88.36	88.76	114.79	138.81	142.93	143.83	115.43	89.59	93.74
ランプータン	230.70	158.70	179.87	118.43	109.71	134.66	222.10	146.01	137.84	131.85	124.21	141.88
マンゴスチン	67.25	122.60	124.38	144.80	276.02	118.01	266.93	206.27	430.09	356.05	133.18	137.89
バナナ（キャベンディッシュ）	263.55	277.46	294.79	315.71	301.95	313.30	307.90	316.65	317.89	286.28	275.32	269.15
ライチ	162.24	386.49	601.63	595.24	575.68	364.09	280.38	271.37	264.70	243.31	185.05	178.25
1.4 野菜	134.02	124.74	134.76	125.20	148.51	169.17	179.86	170.86	161.15	145.34	152.72	156.69
シャロット	124.24	101.10	114.51	106.92	179.74	223.09	214.39	206.79	185.29	197.25	202.93	219.97
ニンニク	143.71	136.71	143.99	144.39	144.18	166.57	192.69	193.22	184.41	137.87	136.05	136.57
ジャガイモ	139.75	146.01	133.73	129.25	133.76	141.22	133.47	129.69	115.46	114.71	124.03	129.83
タマネギ	145.88	197.91	190.78	187.79	136.63	105.42	101.43	99.77	127.66	113.10	108.82	107.16
1.5 油糧種子	90.92	100.00	110.77	141.01	196.59	135.00	161.88	232.52	226.28	222.38	280.57	302.75
パーム核（15 kg以上）	81.09	87.49	97.40	125.27	179.27	116.64	142.73	211.06	209.73	207.51	266.14	285.89
ココナツ	119.92	154.96	192.39	250.75	307.16	295.46	354.72	359.96	300.15	276.40	250.61	260.60
大豆	152.47	156.52	152.72	148.68	153.74	157.58	155.90	163.95	160.17	160.48	169.19	155.96
落花生	377.70	397.04	399.84	351.63	334.82	348.17	320.03	352.73	335.84	294.59	318.06	316.79
1.6 繊維作物	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
綿花	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
1.7 花卉	45.01	46.85	61.91	32.93	30.27	14.06	36.19	35.44	26.18	32.64	20.06	28.57
ラン	45.01	46.85	61.91	32.93	30.27	14.06	36.19	35.44	26.18	32.64	20.06	28.57
2. 家畜	126.07	126.87	124.94	124.30	132.66	121.92	130.49	133.86	134.58	129.36	124.77	134.57
豚	138.03	137.81	133.86	127.15	143.84	130.73	150.39	156.15	157.05	145.63	136.09	152.56
家禽	99.94	101.74	103.07	106.06	107.73	94.56	97.34	95.70	95.59	95.40	95.83	101.73
鶏卵	112.08	111.14	112.17	116.50	114.84	115.21	111.86	114.52	113.93	114.02	115.77	115.18
牛	215.03	216.64	215.75	216.95	222.30	219.65	229.68	235.00	237.43	235.87	232.11	232.75
3. 水産物	123.91	119.89	115.11	114.13	108.58	115.41	119.15	117.24	110.16	120.28	108.50	121.06
バナメイエビ	123.91	119.89	115.11	114.13	108.58	115.41	119.15	117.24	110.16	120.28	108.50	121.06

資料：タイ農業・協同組合省農業経済局ウェブサイト（2022年1月23日アクセス）

注. 2005年を100とした指数。

(3) 農産物・食品の輸出動向

次にタイは農産物の大輸出国であることから、農産物・食品の貿易について、輸出動向に限定してその動向を確認する。

金額ベースで見ると、食品では、輸出額の大きい順に「水産物」、「動物性製品」、「米、その加工品」、「果物、その製品」、「キャッサバ、その製品」となっている（第6表）。その他、「砂糖、その加工品」の輸出額も大きい。また産業用の輸出品目では、「天然ゴム」が2,230億バーツと最大であり、「キャッサバ加工品」の240億バーツがそれに次いでいる（第7表）。

重量ベースで見ると、主要輸出品目である「水産物」、「動物性製品」、「米、その加工品」の輸出量が減少している（第8表）。また砂糖の輸出量が、2019年の1,087万トンから、2021年の399万トンへと2年間で半分以下に減少していることが注目される。一方、産業用品目の輸出では、「キャッサバ加工品」の輸出は2021年には重量で微増しているが、天然ゴムの輸出量は減少している（第9表）。

第6表 主な農林水産物（食品）の輸出（価額）

単位：100万バーツ

品目	2019年	2020年	2021年
食品残渣	18,258	19,915	23,644
果物，その製品	102,242	98,303	106,597
野菜，その製品	26,876	26,890	26,476
水産物	188,674	187,381	166,971
米，その加工品	151,052	137,937	116,087
うち混合米	130,585	116,045	95,236
うち米製品	20,467	21,892	20,852
動物性製品	152,776	157,603	148,573
穀物，豆類製品	37,525	41,798	42,811
植物油	13,326	14,013	39,324
キャッサバ，その製品	55,926	58,788	84,083
茶・コーヒー	4,415	4,723	4,756
ココアとココアの準備	2,294	1,308	1,144
香辛料	1,593	1,014	1,172
その他の食品	73,386	72,455	59,625
タバコと製品	7,874	5,379	6,326
その他の植物性製品	2,735	2,762	5,422
花卉・花木	3,823	2,880	3,326
林産物	1,452	1,678	1,738
油糧植物	2,941	1,669	1,357
飲料	59,594	55,479	51,488
生きている動物	11,796	23,192	12,497
ミルク，乳製品	12,006	13,018	12,154
砂糖，その加工品	107,224	70,182	57,766
合計	1,037,787	998,365	973,338

資料：タイ農業・協同組合省農業経済局ウェブサイト（2021年1月28日アクセス）

第7表 主な農林水産物（産業用）の輸出（価額）

単位：千バーツ

品目	2019年	2020年	2021年
キャッサバ加工品	23,904,411	23,558,031	24,462,254
ジュート	2,163	1,501	693
天然ゴム	190,638,669	181,993,351	222,963,649
綿花	12,459	3,634	11,459
絹	55,493	22,856	86,643
未加工の木材	116,150	208,993	318,151
合計	214,729,345	205,788,366	247,842,851

資料：タイ農業・協同組合省農業経済局ウェブサイト（2021年1月28日アクセス）

第8表 主な農林水産物（食品）の輸出（重量）

単位：千トン

品目	2019年	2020年	2021年
食品残渣	725	683	879
果物，その製品	2,434	2,168	2,286
野菜，その製品	568	551	557
水産物	1,399	1,496	1,256
米，その加工品	7,937	6,093	5,729
うち混合米	7,584	5,734	5,388
うち米製品	354	359	341
動物性製品	1,836	1,839	1,765
穀物，豆類製品	451	476	550
植物油	574	510	1,003
キャッサバ，その製品	5,292	5,908	7,936
茶・コーヒー	36	38	35
ココアとココアの準備	20	23	24
香辛料	31	17	20
その他の食品	1,260	1,209	916
タバコと製品	23	16	18
その他の植物性製品	70	68	136
花卉・花木	107	99	101
林産物	39	76	49
油糧植物	123	58	29
飲料	2,039	1,969	2,098
生きている動物	22	30	28
ミルク，乳製品	318	1,545	281
砂糖，その加工品	10,873	6,582	3,993
合計	36,179	31,456	29,689

資料：タイ農業・協同組合省農業経済局ウェブサイト（2021年1月28日アクセス）

第9表 主な農林水産物（産業用）の輸出（重量）

単位：トン

品目	2019年	2020年	2021年
キャッサバ加工品	1,043,549	1,037,981	1,082,843
ジュート	258	23	8
天然ゴム	4,530,677	4,353,449	4,270,231
綿花	274	47	158
絹	232	123	239
未加工の木材	99	61	43
合計	5,575,090	5,391,683	5,353,522

資料：タイ農業・協同組合省農業経済局ウェブサイト（2021年1月28日アクセス）

5. 農業開発計画（2017-2021）

（1）タイ政府の長期国家戦略

タイ政府による20年間（2017-2036）の長期の国家開発戦略は、安全、繁栄、持続可能性に向けて国を導くために開始されたものとされている。人々の幸福、高所得レベル、安定性、平等、公平性、そして経済的競争力を備えた先進国であるという発展の道を描くために、基盤となる知足経済哲学の原則が維持されてきた。

この長期の国家戦略は、6つの分野で構成されている。すなわち①国家安全保障、②競争力の強化、③人的資本の開発とエンパワーメント、④社会における機会と平等の拡大、⑤環境に優しい開発と成長、⑥政府行政の改革と改善である。

この20年の長期的な国家戦略は、第12次国家経済社会開発計画（2017-2021）以降の5か年計画のフレームワークとして用いられる。第12次計画には以下の10の戦略が示されている。すなわち、①人的資本の開発、②公正な社会の創造と格差の削減、③持続可能な経済発展と競争力の強化、④持続可能な開発のためのグリーン成長、⑤繁栄と持続可能な発展のための国家安全保障、⑥汚職を防止する良い統治、⑦インフラと輸送の発展、⑧科学技術とイノベーション、⑨地域、都市および経済圏の開発、⑩国際協力である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、この第12次国家経済社会開発計画（2017-2021年）の達成は難しいと考えられているものの、プラユット首相は2022年からの第13次国家経済社会開発計画について、デジタル化の推進など5つの目標を提示している（Bangkok Post 2021年9月23日）。5つの目標は、①デジタル化推進のための研究開発の強化、②デジタル化に対応する人材育成、③福祉政策の充実による社会の格差是正、④気候変動への対応など環境保護推進、⑤経済問題などでの国際協調の推進である。

（2）長期の農業・協同組合戦略（2017-2036）

農業分野では、農業・協同組合省（MOAC）が、長期の農業・協同組合戦略（2017-2036）を策定している。この長期計画は、5つの戦略を示している。すなわち、戦略1：農民と農民機関の強化：スマート農家育成のための農民と農民組織の強化、スマート企業とのスマート組織、農業専門職における誇りと安定性の推進、農業労働管理における技術革新の適用。戦略2：農産物の生産性と品質基準の向上。戦略3：技術革新による農業セクターの競争力の向上：「タイ4.0」ポリシー下の「農業4.0」を推進するための技術革新、農業情報の管理、農業研究とその商業化に向けた開発。戦略4：農業資源と環境のバランスのとれた持続可能な管理：農業資源の持続可能な管理、バランスのとれた持続可能な方法による農業資源の再生・保護。戦略5：行政システムの発展：全ての政府職員的能力向上である。

（3）第12回国家経済社会開発の下での農業開発計画（2017-2021）

2021年度までの5年間の農業開発計画（2017-2021）は、農業部門の発展が、技術革新、市場主導生産、農民の生活の質、バランスのとれた持続可能な天然資源の利用、を通じて

進められることを強調している。この計画が開発目標として掲げているのは、①技術の継続的な移転、農民のグループ化、外部ネットワークとの連携強化および所得格差の縮小を通じて、自立した農業者の誇りの確立、②農民と農民組織が、生産性の向上と、市場需要に対応した高付加価値農産物の生産を発展させること、③研究と技術革新を進め、農産物の競争力を向上すること、④気候変動への対応のための調整可能性と免疫向上に向けて、農業資源の効率的な管理を実行することである。

さらに、この計画は、次の5つの戦略を示している。戦略1: 4つのガイドラインにしたがった農民と農民組織の強化。すなわち①知足経済哲学、②農業者の誇りと安定の構築、③持続可能な農業、④スマート農家になるための農家の知識開発。戦略2: サプライチェーンにおける農産物管理の効率性の向上。すなわち①市場基準を満たす農産物の生産の促進、②農産物のサプライチェーンの管理の改善、③農産物の付加価値向上、④農産物販売センターの設立と農産物販売チャネルの拡大、⑤食料緊急事態に備え持続可能な食料安全保障を構築する、⑥官民パートナーシップの促進、⑦リスクを管理する、⑧国境貿易、特別経済圏および国際協力を促進することである。戦略3: 技術革新による農業部門の競争力の向上。すなわち①農業研究、技術革新の促進と支援、②農業情報技術とその連携の体系的な開発、③農業研究と技術革新の利用促進。戦略4: 農業資源と環境のバランスのとれた持続可能な管理。すなわち①農業資源の修復と保全、②環境に優しい農業の促進、③水資源の管理、④農地管理、⑤気候変動に対する農業の免疫の構築。戦略5: 公共部門の管理システムの開発。すなわち①農業従事者と組織の育成・再構築、②農業関連の法規制の改善と改正。

さらに、各主要品目についても開発戦略が定められている。特に重要品目である米の政策は、生産面の政策とマーケティング面の政策の2つにまとめられる。

ア) 生産政策: (1.1) 過剰生産を適正化し合理化計画を確立する。既存の栽培地域を、米の生産に適切な地域と不適切な地域の2つの地域に分類する。適切な地域については、生産効率と品質向上を図る。乾季作米は、他の換金作物あるいは緑肥作物に変更するか、乾季の作付けの中止をうながす。米生産に不適切と分類される地域については、混合農業または他の作目への変換をうながすために、農民にいくつかのインセンティブを供給する。

(1.2) 生産コストを削減し、生産物の品質を向上する。適切な技術を稲作農家に広範に普及する。稲作のための適正農業規範(GAP)を推奨し、認証を行う。(1.3) 高付加価値化を推進するために、生産、包装、ブランド開発に関する研修コースを提供する。

イ) マーケティング政策: 次の3つの戦略が掲げられている。(2.1) マーケット主導戦略として、米の需要を考慮した生産目標を設定する。(2.2) 取引機会の提供を図り、電子商取引の推進とプラットフォームの設立を行う。(2.3) ニッチ市場商品、特に有機米、地理的表示(GI)米、高栄養価米、有色米、在来種米および、食品加工産業用途米を含むニッチ市場向けの米生産を推進する。有機稲作の面積の2020年に100万ライ(16万ヘクタールに相当)への拡大を計画する。

品目横断的な政策課題に対しては、以下のような政策を実施している。

①国家有機農業開発計画(2017-2021)(次節で解説), ②デジタル農業戦略(2017-2021), ③食料安全保障フレームワーク(2017-2021), ④農業における気候変動戦略(2017-2021), 大規模農業戦略, ⑤AGRI-Mapによるゾーニング, ⑥農業学習センター政策。

6. 米に関する主要な政策

2021/22 生産年度(2021年6月～2022年5月)産の米の生産およびマーケティングに関する主な政策は以下のとおりである。なお, 以下の記述は, 農業経済局のウェブサイト「毎週の生産とマーケティングの状況 2022年1月31日から2月6日」より作成した。

(1) 米の生産に関連する政策

①生産投入財に関する政策: 米種子の生産・流通政策, 水田賃料の抑制対策。②稲作の生産効率の向上対策: 大規模農業普及政策, 有機稲作促進政策, 植物生産における先端技術の開発と応用政策, トウンクラロンハイ香り米の生産を東北部の有機農業基準に引き上げる政策, 農業開発促進政策(特に Khor Khor 43 米および軟弱米の開発), 米の量と質の維持・増加政策, 水利費対策, 灌漑農地面積の拡大政策。持続可能な稲作のための適正農業規範政策。③米生産量の管理のための政策: Agri-Map を用いたゾーニングによる農地管理政策, 作目多様化促進政策(なお, 生産政策としては, トウモロコシの生産性改善政策, 畜産振興政策, トウモロコシ生産振興政策もある), 協同組合を通じた畑作物の生産における水の効率的な利用のための知識移転政策。④スマートファーマー育成プロジェクトなどの農業人材の育成政策。⑤RD87 硬挽き稲作を含む研究開発, もち米の品種改良。⑥米を対象とする保険制度を含む作物保険制度。⑦全国の農民および農民組織のための穀物倉庫の建設促進(政府による3%の利子補給)。

(2) 米のマーケティングに関連する政策

①有機米市場と統合 GAP 米を連携させるプロジェクトなどの米の市場開発政策。②収穫期に米の販売時期を遅らせる政策, 市場販売を延期させる農民組織による米の集荷と, 付加価値の創出のための信用供与制度, 米の取引業者を対象とした在庫維持のための利子補給制度, 米の輸出促進政策, 稲作の管理費を補助し, 稲作経営の質を高めるための政策。③販売関係の強化支援政策や, タイ米の可能性に対する意識向上キャンペーン, 海外市場の開発と連携のための政策, タイ米の海外市場の開発, 米貿易の障壁を削減/解決し, 信頼を構築するための政策。④タイ米のイメージのプロモーションと宣伝, 米の加工品, 国際見本市でのタイ米の宣伝活動, 米の販売機会の拡張のためのイノベーション政策。⑤国内外での広報キャンペーン。⑥海外メディア, ソーシャルメディアを経由した広報活動。

(3) 稲作農家への支援政策(2021/22 生産年度)

稲作農家への支援政策として, 2021/22 生産年度の稲作農家所得保証政策と並行措置稲作農家所得保証政策を, 2021年11月30日に内閣決議で承認している。

1) 稲作農家所得保証政策 (2021/22 生産年度ラウンド1)

この政策の対象となる米の種類、価格、所得保険の金額（水分の価格が15%以下）は以下のとおりであり、保証価格は過去2年間と比較して変化はない。すなわち①ホムマリ香り米の保証価格は、1トンあたり15,000 バーツ、ただし対象となる米は1世帯あたり14トン以下。②指定地域外のホムマリ香り米保証価格は1トンあたり14,000 バーツ、同じく対象数量は1世帯あたり16トン以下。③普通米の保証価格は、1トンあたり10,000 バーツで、対象数量は1世帯あたり30トン以下。④パトゥムタニ香り米保証価格は1トンあたり11,000 バーツで、対象数量は1世帯あたり25トン以下。⑤もち米の保証価格は12,000 バーツ/トンで、対象数量は1世帯あたり16トン以下である。

2) 並行措置稲作農家所得保証政策

上記の稲作農家所得保証政策と並行して、以下の3つの政策が実施される。

ア) 農業・農業協同組合銀行 (BAAC) による、全国の稲作農民および農民機関への信用供与。これは、米価格の維持のため、同じ地域内の穀物倉庫や農家の施設に収穫した米を保管させることで出荷を延期させる政策。保管する米の目標数量は200万トン。信用供与額は、ホムマリ香り米で1トンあたり11,000 バーツ、対象地域外のホムマリ香り米で1トンあたり9,500 バーツ、普通米で1トンあたり5,400 バーツ、パトゥムタニ香り米1トンあたり7,300 バーツである。もち米は、1トンあたり8,600 バーツである。

制度に参加している農家と農家から米を購入する組織は、米の保管および品質維持のための保証金として1トンあたり1,500 バーツを受け取る。そのうち、組織は1トンあたり1,000 バーツを受け取り、米販売農家は1トンあたり500 バーツを受け取る。

イ) 農民組織による米の収集と付加価値創出のための融資制度 (2021/22 生産年度)。農業協同組合、農民グループ、コミュニティ企業、コミュニティライスセンターで構成される農民組織の、米の集荷および/または販売、加工への、BAACによる信用供与。目標与信枠は150億バーツで、融資金利は年率4%、農民組織は年利1%を負担し、政府は農民機関の年利3%の利息を補給する。

ウ) 米の取引業者ための利子補給制度 (2021/22 生産年度)。400万トンの米を対象とした制度。米の取引業者は、貯蔵用の米を農家から購入する。購入期間は、2021年11月1日から2022年3月31日まで (2022年1月1日から6月30日まで) 利用可能で、粳と米の形で在庫を保持する。在庫期間は、購入日から少なくとも60~180日 (2~6か月)。政府は年利3%の利子補給を行う。

3) 稲作農家の管理費と品質開発の支援制度 (2021/22 生産年度)

農業普及局に登録されている稲作農家を対象に、負担軽減と生産コスト削減のために、1ライあたり1,000 バーツの支援金を支払う。ただし1世帯あたり20ライを上限とする。または1世帯あたり20,000 バーツ以下の支援金を、BAACを通じて支払う。

7. タイの有機農業の概要と政策

タイ政府は有機農業を高付加価値型農業と位置づけ、その生産振興を支援している。この節では、タイの有機農業の概況と政府による振興政策を簡単に紹介する。

（1）世界におけるタイの有機農業の位置

ここでは FiBL & IFOAM (2021) の情報から、世界全体の有機農業におけるタイの位置づけを行う。世界全体で見たとき、有機農業が行われている面積が最も大きいのはオセアニアである。次いでヨーロッパが大きくアジアはヨーロッパの半分にも満たない。そして、面積に占めるアジアの割合は 0.4% と小さい。しかし有機農産物の生産者数の多いことが特徴である（第 10 表）。

第 10 表 世界の各地域の有機農業面積、生産者数、小売販売額

地域	有機農業面積	世界の有機農業面積 に占める割合	総農地面積に占める 有機農業の割合	変化率 2018-2019	有機生産者数	有機農産物 小売販売額
	[ha]	[%]	[%]	[%]	[no.]	[百万€]
アフリカ*	2,030,830	2.8%	0.20%	10.20%	850,490	17
アジア	5,911,622	8.0%	0.40%	-10.30%	1,589,563	10,949
ヨーロッパ	16,528,677	23.0%	3.30%	5.90%	430,742	45,049
中南米	8,292,139	11.0%	1.20%	3.50%	224,388	810
北アメリカ	3,647,623	5.0%	0.80%	9.10%	22,153	48,201
オセアニア	35,881,053	50.0%	9.60%	-0.30%	18,416	1,378
世界全体**	72,285,656	100.0%	1.50%	1.20%	3,135,129	106,404

資料: FiBL & IFOAM (2021), 313 ページ, Table86 より筆者作成。

原資料: FiBL 2021 年調査。

原注: 農地面積には変換中の面積を含み、自然採集地、養殖池、森林、非農業の放牧地を含まない。

*エチオピアとケニアの資料である。 **フランスの海外県の数値の修正を含む。

国別では有機農業の面積は、世界第 38 位であり、農地全体に占める割合は 1% に満たない（第 11 表）。

輸出品目では米と加工食品が多く、輸出先ではヨーロッパが約 45% を占め、最も重要である（第 12 表）。米に限定しても（第 13 表）、ヨーロッパが最も重要な輸出先であり、2014 年で約 60% を占めている。北米向けの輸出が、2014 年で約 27% とそれに続いている。

第11表 主な国の有機農業面積、生産者数、小売販売額（2019年）

国	有機農業面積 [ha]	世界順位	有機農業割合 [%]	有機生産者数 [no.]*	有機農産物小売販売額 [百万€]
オーストラリア	35,687,799	(1)	9.90%	1,829	1,224
フランス	2,240,797	(6)	7.70%	47,196	11,295
ドイツ	1,613,785	(10)	9.70%	34,136	11,970
インドネシア	251,619	(32)	0.40%	18,162	N.A.
タイ	188,451	(38)	0.90%	118,985	12
日本	10,792	(93)	0.20%	3,678	1,419
世界全体	72,285,656		1.50%	3,135,129	106,404

資料：FiBL & IFOAM (2021), Table87 より抜粋して筆者作成。

原注 1) FiBL の 2021 年の調査は、政府、民間セクター、認証団体からの資料に基づく。小売販売額は、政府関連機関、民間機関、市場調査会社の資料に基づく。調査の詳細については、FiBL&IFOAM (2021) 付録の 317-318 ページを参照。

注 2) *総数には、総経営体数が 3 以下の国も含まれている。

第12表 2014年のタイの有機農産物の輸出市場と輸出額

輸出先	2014年輸出額									
	米		生鮮野菜/果物		加工食品		非食品		合計	
	百万パーツ	(%)	百万パーツ	(%)	百万パーツ	(%)	百万パーツ	(%)	百万パーツ	(%)
アジア	60	10.9	18	29.5	276	23.0	1	20.0	355	19.5
ヨーロッパ	330	59.8	43	70.5	448	37.3	2	79.7	824	45.3
北米	146	26.5	-	-	410	34.1	0	0.3	556	30.6
その他	16	2.9	-	-	67	5.6	-	-	83	4.6
合計	552	100.0	61	100.0	1201	100.0	3	100.0	1817	100.0
輸出額の割合 (%)	30.4		3.3		66.1		0.2		100.0	

資料：国家有機農業開発委員会（2017）第3.7表より筆者作成。

原資料：有機製品の生産と販売の状況に関する情報調査事業，商務省次官室（2015年9月）。

第13表 タイの有機米の輸出先、数量と輸出額（2011-2015年）

地域	2011		2012		2013		2014		2015 (1/1～8/31)	
アジア（トン）	402	6.6	501	7.2	488	6.1	1,382	10.9	653	6.6
ヨーロッパ（トン）	4,395	71.6	3,923	56.4	5,035	62.6	7,583	59.8	6,543	66.0
北米（トン）	1,258	20.5	2,410	34.6	2,336	29.1	3,358	26.5	2,576	26.0
その他（トン）	80	1.3	124	1.8	179	2.2	367	2.9	144	1.5
総量（トン）	6,135	100.0	6,958	100.0	8,039	100.0	12,690	100.0	9,916	100.0
輸出額（百万パーツ）	-		273.3		345.9		552.3		433.9	

資料：国家有機農業開発委員会（2017）第3.8表より筆者作成。

原資料：有機製品の生産と販売の状況に関する情報調査事業，商務省次官室（2015年9月）。

（２）タイの有機農業の展開

タイでは 1980 年代から有機農業が行われてきた（Hnin Ei Win (2017), 鶴田（2015）など）。こうした萌芽的な動きは、徐々に発展し、1989 年には、農家と地域の非政府組織が、有機農業を含む持続可能な農業開発のために、「代替農業ネットワーク（ANN）」を設立した。こうした萌芽的な動きに対して、政府による支援は見られなかったが、2005 年には、有機農業の振興政策が国家の政策アジェンダとして策定された。このアジェンダは有機農業開発のための最初の国家戦略計画として用いられた。

2012 年には国家有機農業開発委員会が設立され、政策や戦略を策定し、関連する全ての計画や措置を取り入れることになった。その委員会には、農業・協同組合省、商務省、科学技術省の 3 つの省が関与している。こうしてタイの有機農業は、生産面と政策面での対策が進んでいる。しかし国内の有機農産物の市場規模は小さく、タイの有機農業はいまだ初期段階にある。

有機農産物の認証については、政府と民間団体が有機認証サービスを提供している。1995 年に設立された Organic Agriculture Certification Thailand（ACT）は、農業生産、加工および、有機農産物の流通に対して有機認証サービスを行っている。

タイの有機農業には、認証を受けたものと受けていないものがある。一般的に、非認証の有機製品は地元の市場で販売され、認証された有機製品は近代的なスーパーマーケットで販売されるか、輸出向けとなる。前述したように、主な有機農産物の品目は米、野菜、果物であり、主な輸出先は米国や EU、日本、オーストラリアなどである。国内市場、輸出市場ともに、タイの有機農産物に対する市場規模はまだ小さい。

なお、タイの有機農業には、統合型有機農業システムと単作有機システムの 2 種類がある（Hnin Ei Win, 2017）。統合型有機農業システムと単作有機農業システムである。前者は、一定の単位面積に多種の植物を栽培することで生産コストを削減し、様々な農業活動を実践し、農家の自給力を高めることを目指す。このような農業システムは、生態系のバランスを重視し、環境に優しい農業生産を推進する。生産物は、生産された地域、すなわち地元の品質基準で市場に販売される。また、生産者（農家）と消費者の間にコミュニケーションが存在している。一方、後者の単作有機農業システムは、農業生産活動による収益を重視している。農場から食卓に至る生産・流通過程には、市場的な競争が存在する。この単作有機農業システムは、国際的な基準を満たした有機農産物を大量に生産・販売するものであり、環境への影響でも安全な生産システムであると考えられる。

（３）国家有機農業開発計画（2017-2021）

タイ政府は国家有機農業開発計画（2017-2021）を定め、有機農業の生産、消費、貿易、サービスの面で、タイが ASEAN のリーダーになることを目指している。この計画は、以下の 4 つの戦略的テーマを定めている。すなわち、①有機農業における研究、知識の普及および革新の促進、②有機農業の生産およびサービスの開発、③有機農産物の市場およびサービスならびに認証システムの開発、④有機農業の広範な推進である。

なお、品目別の有機農産物の栽培面積については、この国家有機農業開発計画以前の状況であるが、第14表に示したように、最も栽培面積の大きいのは米である。

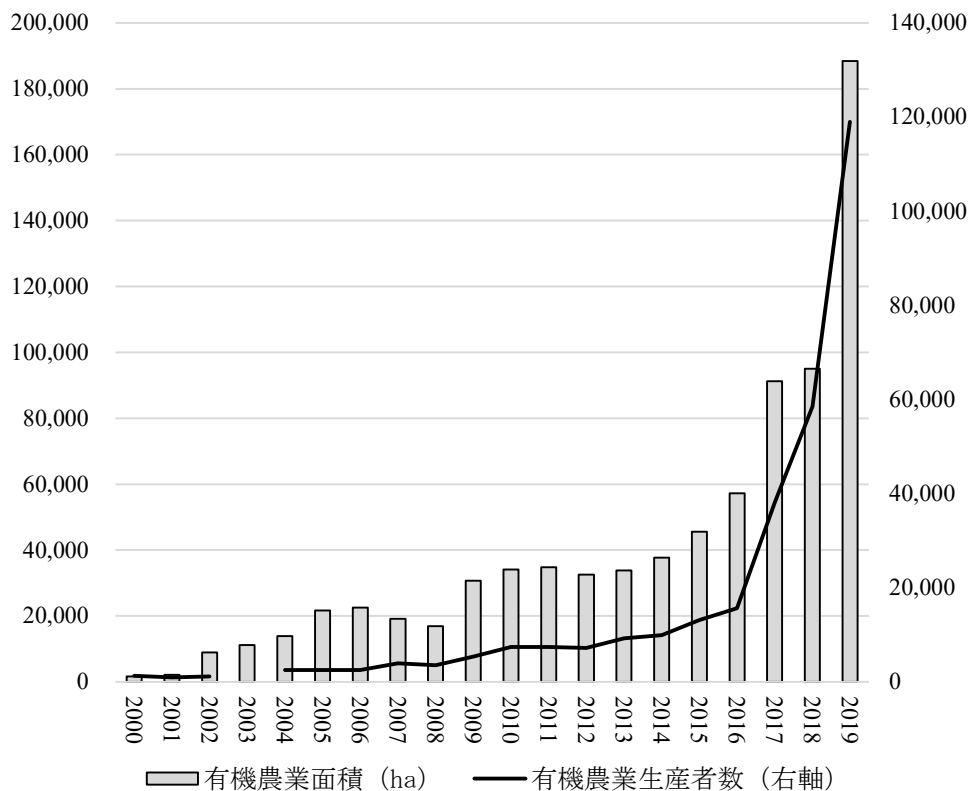
政府は2017年からの計画で100万ライ有機稲作プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、慣行栽培から有機農業に移行する場合、初年度で1ライあたり2,000バーツ、2年目には同3,000バーツ、3年目には同4,000バーツを農家に支払うものである。その結果、タイの有機米の栽培面積と生産者数（農家、農民組織）は2017年以降急速に増加した（第1図）。その結果、有機栽培を行う水田面積を100万ライ（約16万ha）以上にするという政策目標は達成された。この政策は2021年で終了予定であったが、政府は2022年にも継続することを発表している。

100万ライ有機稲作プロジェクトが延長されたことからうかがえるように、タイ政府は有機農業を重要な高付加価値化戦略と位置づけている。今後、有機農業で高い収益性を実現するためには、地理的表示（GI）を活かした地域農業振興との相乗的な連携や、リゾートホテルと近隣の有機農業生産者グループが連携しているサンプランモデル（井上, 2017）のような異業種間の連携戦略が有効であろう。

第14表 タイの品目別有機農業面積

年	2011	2012	2013	2014	2015	(ライ)	
						変化率 2014-2015 [%]	変化率 2011-2015 [%]
米	140,712	124,964	125,731	131,503	168,310	28%	20%
畑作物	46,682	46,691	42,866	43,966	43,843	0%	-6%
野菜	7,133	4,443	4,433	5,364	3,161	-41%	-56%
果物	6,486	7,440	7,951	13,660	14,261	4%	120%
紅茶/コーヒー	5,605	6,689	7,372	13,514	10,287	-24%	84%
混合野菜/果物	7,935	12,107	9,145	13,023	37,416	187%	372%
水産物	1,839	1,780	1,686	-	-		
その他	131	1,271	14,000	14,494	7,641	-47%	5755%
合計	216,521	205,386	213,184	235,523	284,918	21%	32%

資料：国家有機農業開発委員会（2017）第3.5表より筆者作成。



第1図 タイの有機農業面積、有機農業生産者数

資料：FiBL Statistics より筆者作成。

8. おわりに

新型コロナの感染拡大対策として、2020年に発出された非常事態宣言は2020年3月末時点でも延長されており、集会やデモに対する規制が続いている。しかし王政とプラユット政権への批判は沈静化しておらず、不安定な政治状況下にある。

新型コロナは、輸出産業や観光産業を中心にタイの産業に大きな影響を与えた。農業生産への影響は、比較的軽微であるものの、食品工場の労働者への感染拡大や、様々な農産物の海外需要の縮小などの問題が生じている。

本稿では、新型コロナウイルスのパンデミックの影響下におけるタイの社会経済および、農業の動向を整理した。また農業の高付加価値化戦略として期待されている、有機農業をめぐる情勢についても紹介した。

【引用文献】

【日本語文献】

井上 莊太郎 (2022) 「タイの農業と米政策」 『変容するアジア食料農業と農政』 アジア食料農業政策研究会報告, 日本農業研究所, 105-128.

井上荘太郎 (2021) 「第1章 タイ—民政移管と連立政権の農業政策—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・貿易政策] 研究資料 第6号』.

<https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/R02cr06.html>

井上荘太郎 (2017) 「タイの経済思想と農業開発の新潮流」『農林水産政策研究所レビュー』76: 4-5.

井上荘太郎 (2014) 「第3章 タイ—政治危機とコメ担保融資制度の混乱—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業戦略] 研究資料 第1号』.

<http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/25cr01.html>

JETRO (2022) ビジネス短信「非常事態宣言を3月末まで延長, テスト・アンド・ゴー新規受け付けを再開」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/01/f40bd9520c91429f.html>

農林水産省 (2013) 「平成24年度輸出拡大リード事業のうち国別マーケティング事業 (アジア各国等の有機食品に係る表示制度等調査) 報告書」

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html, (2021年11月8日アクセス)

鶴田格(2015)「タイにおける有機農産物のフェア・トレードと仏教思想」『白山人類学』18:57-75.

【英語文献】

Apichart Pongsrihadulchai (2019) Thailand Agricultural Policies and Development Strategies, Policy Articles, FTTC-AP.

Asian Development Bank (2021) Asian Development Outlook (ADO) 2021 Supplement: Recovery Continues.

<http://dx.doi.org/10.22617/FLS210504-3>

FiBL (Forschungsinstitut für biologischen Landbau, 有機農業研究所) and IFOAM (the International Federation of Organic Agriculture Movements, 国際有機農業運動連盟) (2021) The World of Organic Agriculture 2021. <https://www.fibl.org/fileadmin/documents/shop/1150-organic-world-2021.pdf>

Hnin Ei Win (2017) Organic Agriculture in Thailand, Policy Articles, FTTC-AP.

【タイ語文献】

คณะกรรมการพัฒนาเกษตรอินทรีย์แห่งชาติ (国家有機農業開発委員会) (2017), การพัฒนาเกษตรอินทรีย์แห่งชาติ พ.ศ. 2560 - 2564 (国家有機農業開発戦略 2017-2021)

【関連ウェブサイト】

農林水産省「タイの有機食品に係る法律等」,

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/tai_yuuki.pdf, (2021年11月8日アクセス)

タイ銀行,

https://www.bot.or.th/App/BTWS_STAT/statistics/BOTWEBSTAT.aspx?reportID=409&language=ENG

国民経済計算 2021 (タイ),

https://www.nesdc.go.th/nesdb_en/ewt_w3c/main.php?filename=national_account

農業・協同組合省農業経済局 (タイ),

<https://www.oae.go.th/view/1/ข้อมูลการผลิตสินค้าเกษตร/TH-TH>（農業生産）

<https://www.oae.go.th/view/1/ดัชนีราคาและผลผลิต/TH-TH> Table1（物価指数）

<http://impexp.oae.go.th/service/export.php>（輸出）

<https://www.oae.go.th/view/1/รายละเอียดสถานการณ์การผลิตและการตลาด/สถานการณ์การผลิตและการตลาดรายสัปดาห์ปี%202565/38282/TH-TH>（毎週の生産とマーケティングの状況 2022 年 1 月 31 日から 2 月 6 日）

第2章 ベトナム

—農村振興政策の動向と新農村建設プログラム—

岡江 恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、世界第2位のコメ輸出国であり、世界市場において重要な位置を占めている。

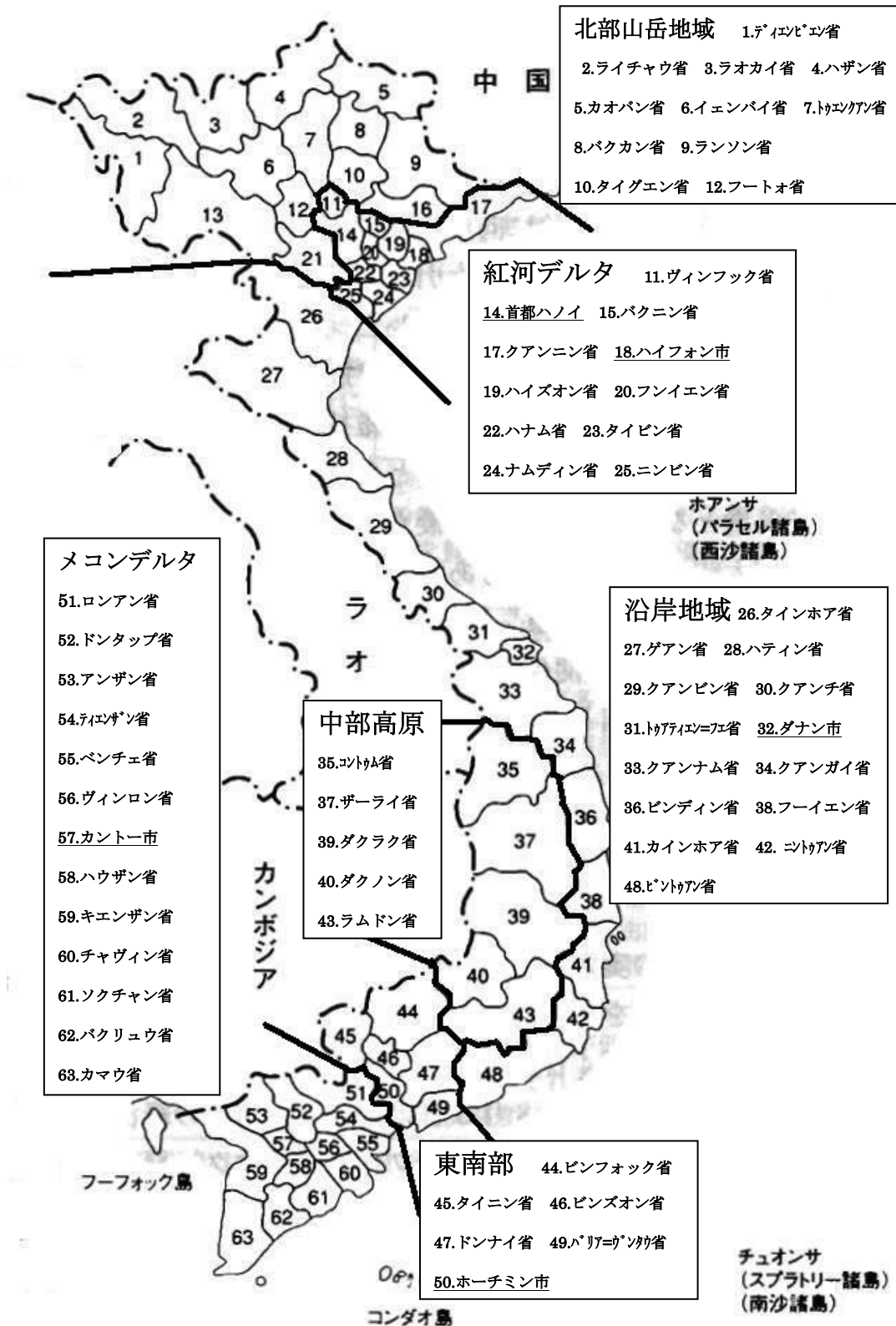
本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナムの概要と農村振興政策の動向」において、ベトナムの概要と農政史を振り返り、ドイモイ下での農村振興政策の動向を紹介する。「2. 新農村建設プログラム」において、近年農村振興政策として進められている新農村建設プログラムについて解説する。「3. 最近の農村振興政策の動向」でさらに最新の動向をまとめ、「4. おわりに」で全体をとりまとめる。

1. ベトナムの概要と農村振興政策の動向

（1）ベトナムの行政区分と自然環境

ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,236 km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は94,666千人（2018年）である（TCTK online）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの^{きょうあい}狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の8割以上を占めるベト族^①が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。これら各地方省^②には、さらに下位の地方行政区分として県（日本における郡レベル）が、各県にはさらに下位の地方行政区分として社（行政村レベル）が存在する。なおベトナムは第二次大戦後に社の合併が行われており、本章では「社」は全て、大戦以前の歴史的事実について言及する場合を除き、合併後の新社（現行政村）のことを指し、「村」とは合併前の旧社若しくはその分村として歴史的に存在した地域共同体を指すこととする。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所(2020)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

また複数の地方省をまとめて、「紅河デルタ (Dong bang song Hong)」、「北部山岳地域 (Trung du va mien nui phia Bac)」、「沿岸地域 (Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung)」、「中部高原 (Tay Nguyen)」、「東南部 (Dong Nam Bo)」、「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。ベトナム各地域の面積と人口を第1表に示す。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げていった。人口密度は1,014人/km²とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。同地域は、コメ・野菜・養豚などの主産地でもある。

北部山岳地域は林地が約6割と多くの割合を占め、農地の割合は全国で最も少ない。またまた民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。第二次世界大戦以来抗仏運動を続けたベトミン（ベトナム独立同盟）の最も重要な根拠地であったのも、フランスによる植民地支配の終えんを決定づけたディエンビエンフー（第1図の1.）の戦い（1954年）が行われたのもこの地域である。ちなみに2001～2011年の間、ベトナム共産党書記長（党のトップでベトナムの最高指導者）を務めたノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）は、この地方のバクカン省（第1図の8.）出身の少数民族である。これは、ベトナム共産党・政府が少数民族を含む国民統合の努力を進めてきた一つの到達点であると言える。またこの地域で主に栽培されていたたばこも、かつて輸入禁止措置によって保護されていたが、WTO加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった。

南北両デルタを結ぶ沿岸地域は、農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、フランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され、独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。現在、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口（2018年）

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	331,236	21,260	95,222	95,876	54,508	23,553	40,816
うち農地 (%)	34.7	37.2	22.3	22.9	44.5	57.7	64.1
林地(%)	45.1	23.3	57.1	60.1	45.5	21.4	6.2
人口 (千人)	94,666	21,566	12,293	20,057	5,871	17,074	17,805
人口密度 (人/km ²)	286	1,014	129	209	108	725	436

資料：TCTK(online)より筆者作成。

（2）ベトナム農政史とドイモイ下の農村振興政策

1）ベトナム村落の特徴

フランスによる植民地化以前のベトナム王朝では、分裂や戦乱が続く中でかつて国有地（公田）を管理する単位だった「社」が、特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。そして公田も村落の共有財産として公認された（桜井，1987）。村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石，2002）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、極めて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。凝集力の強い村落といえば、アジアでは日本の村落が典型例としてあげられる。斎藤仁は他のアジア諸国と対比して日本には、領域内の構成員に対して一種の行政権・司法権を行使し、さらに独自の財政権と財産権を持つ自治村落が存在することを主張した（斎藤，1977）。ベトナム村落は行政権・財政権・司法権・警察権を持つ公権力的存在であり、さらに信仰の上でも村ごとに守護神（じょうこうしん 城隍神）が存在している。また公田という村落共有田も存在し、行政の下請けの機能も果たしており、日本の自治村落との類似点は多い。

2）ベトナム農業の集団化と脱集団化

第二次大戦後に北ベトナムで成立した共産政権下では、国家主導による大がかりな村落再編が行われ、共産中国にならった農業集団化も進められた。それまでの伝統村落は合併させられて新しい行政村（社）になり、集団農業生産の単位である農業合作社も大型化して社の範囲と同じになった。こうしてベトナム共産政権はベトナム史上初めて、個々の農民の生産活動まで関与することになった。しかし、中越の農業集団化は全く同じだったわけではない。中国では合作社のあとにさらに人民公社が結成された。人民公社は政治組織であるとともに農業生産組織でもあり（政社合一）、共同食堂のように個々人の生活まで管理することになった。これに対してベトナムの場合、農業集団化は合作社までで、人民公社は結成されなかった。また合作社が社と同じ範囲にまで拡大した時代でも、両者はあくまで別の組織であり続けた。このようにベトナム共産政権は、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間を完全には制圧できなかった。

1975年に東側陣営の北ベトナムが西側陣営の南ベトナムを占領・吸収することによってベトナム戦争は終結し、翌76年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。その後共産政権は、破綻した経済を回復させるため、1979年には計画外の市場（自由市場）を承認する新経済政策（三尾，1988）、1981年には農家世帯に作業を請け負わす共産党中央書記局100号指示

(DCSVN,1981), 1985年には配給制度廃止による単一市場・単一価格の形成(中臣, 2002)と、徐々に市場経済化・脱集団化政策を進めた。そして1986年の第6回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して、市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ(Doi moi)政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる(白石, 1993)。さらに1988年には共産党政治局10号決議(DCSVN,1988)によって、農家は税金と合作社基金(組合費)を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。

3) ドイモイの特徴と農村振興政策

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革—農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レート的一本化、等—によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告(World Bank,1996)が出されたのが1996年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。当大会で採択された1996~2000年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向、②雇用促進と各地域の均等開発(特に後進農山村・地域への社会政策の強化)という二つの特徴が現れている(竹内, 1997)。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放(事実上の資本主義化)であり、②は社会的公正の実現(理念としての社会主義)である。ドイモイ政策は、この両者のバランスを取りながら進められることになった。特に②は、単なる貧困層向けの対策や条件不利地域対策というだけではなく、少数民族の国民統合という問題を含む重要問題である。

上記②の方針に沿って、1998年から農村振興に関わる二つの国家重点プログラム⁽³⁾が始まった。一つは1998年首相決定133号(CPVN,1998a)による「飢餓撲滅・貧困削減プログラム」(主管省庁は労働傷病兵社会省)であり、2000年までに貧困家計比率を10%以下に削減することを目標に、融資・技術指導・インフラ整備など包括的な貧困対策を行うとしていた。同プログラムは2001年以降も継続している。もう一つが、1998年首相決定135号(CPVN,1998b)による通称「プログラム135」(主管省庁は省と同格の民族山岳委員会)であり、山岳地域・辺境地域の特別に困難な各社(行政村)住民の貧困家計比率を2005年までに25%以下に削減することを目標としている。同決定では、対象は各世帯の民族属性ではなく、社という行政範囲であるが、対象社は、交通アクセス・インフラ・識字率・農業形態(少数民族に多い焼畑農業をしている)などの基準から政府に指定され、実質的に山岳地の少数民族への援助となっており、具体的にはインフラ建設を中心としたプロジェクトを中央政府の予算で行うこととしている(坂田, 2004)。なお当初は2005年までのプログラムであったが、2006年に首相決定7号(CPVN,2006)が公布され、2006年以降も継続することになり、「プログラム135」の通称も継続して用いられている。なお1998年135号決定では、対象は「山岳地域・辺境地域の特別に困難な各社」だったのが、2006年7号決定では「少数民族同胞地域・山岳地域の特別に困難な各社」と少数民族への援助をより明確にしている。

2. 新農村建設プログラム

（1）新農村建設プログラムの概要

ドイモイ下の農村振興政策としては、前述のプログラムに加えて、新農村建設プログラムが2010年から開始された。そのきっかけは、2007～08年の世界的な米価高騰である。ベトナムにとって、コメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから、国際米価高騰が国内物価上昇につながり、その社会的混乱を鎮めるため、農業農村問題が2008年7～8月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会⁽⁴⁾において議論された。その結果出された「農業・農民・農村に関する26号決議」（DCSVN, 2008）で打ち出された新農村建設プログラムは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社を「新農村」と認定・顕彰する政策である。

同決議を実現するために、具体的な19項目の新農村認定基準が2009年4月16日付け政府首相決定491号（CPVN, 2009）によって定められた。そして2010年6月4日付け政府首相決定800号（CPVN, 2010）によって、正式に新たな国家重点プログラムとして「新農村建設プログラム」（主管省庁は農業農村開発省）が開始されることになった。その中で、プログラム実施期間は2010～2020年とし、2015年までに20%の社が、2020年までに50%の社が新農村の基準に達することを目標とした。

なお19項目の新農村認定基準とは、計画分野の1項目（①計画）、社会経済インフラ分野の8項目（②交通、③水利、④電化、⑤学校、⑥文化施設、⑦農村市場、⑧通信、⑨住民の住居）、経済と生産組織分野の4項目（⑩住民収入、⑪貧困削減、⑫労働構造、⑬生産組織）、文化・社会・環境分野の4項目（⑭教育・訓練、⑮医療、⑯文化、⑰環境）、政治システム分野の2項目（⑱行政システム、⑲安寧秩序）であり、それぞれさらに下位の小項目が定められ、それを「達成」若しくは「**%以上達成」した場合にその項目の認定がなされ、全19項目全て達成できた行政村のみ「新農村」と認定されることになる。

2020年までの計画を定めた2010年800号決定は、2016年首相決定1600号（CPVN, 2016b）に代わった。2020年までに全国50%の社が新農村の基準に達するという目標は同様であるが、大きく変わったのは、地域ごとに達成目標が定められたことである。なお同プログラムでの地域は、「沿岸地域」がさらに南北に細分化され、7地域の区分となっている。具体的な地域目標は、「北部山岳地域」では28%、「紅河デルタ」では80%、「北部沿岸地域」では59%、「南部沿岸地域」では60%、「中部高原」では43%、「東南部」では83%、「メコンデルタ」は51%の社が新農村の基準に達するという目標となった。また全19達成基準項目中、1社平均15項目以上とする全国目標とともに、「北部山岳地域」では13.8、「紅河デルタ」では18.0、「北部沿岸地域」では16.5、「南部沿岸地域」では16.5、「中部高原」では15.2、「東南部」では17.5、「メコンデルタ」は16.6項目以上と地域ごとの目標も定められた。

また基準自体も2016年首相決定1980号（CPVN, 2016e）で修正された。第2表に1980号決定による認定基準を示す。19の項目自体に変化はないが、19項目の下小項目が39から49へと細分化された。具体的に変った基準は、⑦農村市場、⑩住民収入、⑫労働構造、⑭

教育・訓練、⑮医療が実現可能なものに修正された。また旧基準では中央が全て基準を決めていたが、幾つかは地方省レベルで基準を策定することになった。

第2表 2016年首相決定1980号による新農村認定基準

I. 計画分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
1. 計画	1.1.期限内の社の計画の策定と公開	○	○	○	○	○	○	○	○
	1.2.計画管理方法と実行組織の決定・公布	○	○	○	○	○	○	○	○

II. 社会経済インフラ分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
2. 交通	2.1.社の道路及び社の中心地から県の道路に至る道路が舗装されており、自動車の往来に支障がないこと	各省人民委員会が、計画・現地の条件・社会経済発展の需要に合致し、かつ現地の交通体系と接続できるような具体的な規程を作成する。							
	2.2.各村の中心道路及び村々を結ぶ道路が舗装されており、自動車の往来に支障がないこと								
	2.3.村内の道路が清潔で雨季にぬかるみにならないこと								
	2.4.農地から住宅地までの道路が物品の運搬に支障がないこと								
3. 水利	3.1.農業生産地の80%以上がかんがい可能であること	各省人民委員会が、気候変動の下で農作物生産が持続的に発展する地域を形成するための農業生産構造に向けての目標に合致するような具体的な規程を作成する。							
	3.2.水利システムが住民の生活上の需要に合致しており、その地域の災害対策の規程に沿っていること	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 電化	4.1.電気システムが基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	4.2.電気を各電源から安全に常時使用している世帯の割合	98 % 以上	95 % 以上	99 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	99 % 以上	98 % 以上
5. 学校	施設と教育設備が国家の基準に達している中学校までの各級学校の割合	80 % 以上	70 % 以上	100%	80 % 以上	80 % 以上	70 % 以上	100%	70 % 以上
6. 文化施設	6.1.全住民の文化生活と運動のための集会所若しくは多目的会場及び運動場が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件・地域共同体の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
	6.2.規程に沿った児童と高齢者のための遊びと運動の場が社にあること								
	6.3.地域共同体のための集会所若しくは文化生活と運動の場がある村の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7. 農村市場	7.1.農村市場若しくは売買・商品交換の場が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件・社会経済発展の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							

8. 通信	8.1.郵便施設が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件と社ごとの各組織・地域共同体の需要に合致するような具体的な規程を作成する。							
	8.2.電気通信・インターネット施設が社にあること								
	8.3.ラジオと各村へ伝達する拡声器の設備が社にあること								
	8.4.社の管理行政事務において情報処理機器があること								
9. 住民 の住 居	9.1.仮設住宅、あばら屋	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い
	9.2.基準に達している住居に住んでいる世帯の割合	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	80 % 以上	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	70 % 以上

Ⅲ．経済と生産組織分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
10. 住民 収入	2020 年までの農村地域における一人当たり平均収入 （百万ドン）	45 以上	36 以上	50 以上	36 以上	41 以上	41 以上	59 以上	50 以上
11. 貧困 削減	2016～2020 年段階における貧困世帯比率	6 % 以下	12% 以下	2 % 以下	5 % 以下	5 % 以下	7 % 以下	1 % 以下	4 % 以下
12. 労働 構造	労働可能人口のうち実際に職のある人の割合	90 % 以上	○	○	○	○	○	○	○
13. 生産 組織	13.1. 2012 年合作社法の規程に沿った活動をしている合 作社が社にあること	○	○	○	○	○	○	○	○
	13.2. 社における農産物の生産が主要消費地と密接に結 ばれていること	○	○	○	○	○	○	○	○

Ⅳ．文化・社会・環境分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
14. 教育 ・ 訓練	14.1. 5 歳以下の以上への保育園、規定年齢に沿った小 学校、中学校が存在し、非識字者が存在しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○
	14.2. 中学卒業生のうち続けて進学できた者の割合	85% 以上	70 % 以上	90 % 以上	85 % 以上	85 % 以上	70 % 以上	90%以 上	80 % 以上
	14.3. 職業訓練を受けた労働者の割合	40% 以上	25 % 以上	45 % 以上	40 % 以上	40 % 以上	25 % 以上	45%以 上	25 % 以上

15. 医療	15.1.健康保険に加入している人間の割合	85% 以上	○	○	○	○	○	○	○
	15.2.社が医療に関する国家基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	15.3.5歳以下の栄養失調児の割合	21.8% 以下	26.7% 以下	13.9% 以下	24.2% 以下	24.2% 以下	31.4% 以下	14.3% 以下	20.5% 以下
16. 文化	規程に沿った文化基準に達している村の割合	70 % 以上	○	○	○	○	○	○	○
17. 環境	17.1.衛生的な水と浄化された水を使用できる世帯の割合	95% 以上 (60% 以上が 浄化)	90% 以上 (50%)	98% 以上 (65%)	98% 以上 (60%)	95% 以上 (60%)	95% 以上 (50%)	98% 以上 (65%)	95% 以上 (65%)
	17.2. 環境保全基準に達している生産経営・水産養殖・伝統工芸の経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	17.3.緑豊かで清潔で美しく安全な環境にある景観を築いていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	17.4. 計画に沿って規程に合致した埋葬が行われていること	各省人民委員会が、実際の条件・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
	17.5. 住宅地及び経営体で排出された固形廃棄物及び排水が規程に沿って回収・処理されること	○	○	○	○	○	○	○	○
	17.6.衛生基準に達した便所・浴室・貯水槽を持つ世帯の割合	85% 以上	70 % 以上	90% 以上	85 % 以上	85 % 以上	70 % 以上	90% 以上	70 % 以上
	17.7.畜産世帯のうち、環境保全基準に達している畜舎を持つ世帯の割合	70% 以上	60 % 以上	80% 以上	70 % 以上	75 % 以上	60 % 以上	80% 以上	70 % 以上
	17.8. 食品製造・販売をしている経営体のうち、食品安全の各規程を遵守している経営体の割合	100%	100 %	100%	100%	100%	100%	100%	100%

V. 政治システム分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
18. 行政シ ステム	18.1.幹部および職員が基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.2.基礎的な政治単位において規程に沿った十分な団体が存在していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.3.共産党支部及び社の行政が「清潔で力強い」基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.4.「良」以上の分類にある社内の政治社会団体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	18.5.規程に沿って法令へアクセスできること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.6.男女平等と家庭内暴力防止が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 安寧 秩序	19.1. 国防の規程に完全に合致した民兵組織が形成されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	19.2.安寧と社会秩序に関する安全基準に達し、住民の平穏が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○

資料：2016年首相決定 1980号(CPVN, 2016e)。

注。「○」は基準内容に達していることを示す。

新農村建設プログラムは、その行動を指導・監督する指導委員会⁽⁵⁾と、実施機関である新農村調整事務局（Van phong Dieu phoi nong thon moi）によって行われ、それぞれの委員会が中央（国レベル）と各行政レベルに存在する。中央の指導委員会では副首相が委員長を、関連の深い農業農村開発省と労働傷病兵社会省を担当する2大臣が副委員長を、その他の省庁の次官や各団体幹部が委員を務めており、ベトナム国家機関全体で責任を持つ形にしている。また各地方行政レベルでは、地域の最高指導者である共産党支部書記が各地域の指導委員会委員長を務める。中央の新農村調整事務局は農業農村開発省の中に置かれている。これは2010年首相決定800号で、農業農村開発省が新農村建設プログラムを実質的に仕切る（予算の投資計画省・財務省への要求、プログラム進捗状況の監督・検査・政府への報告など）ことと規定されていることに沿っている。また各地方行政レベルの新農村調整事務局は、それぞれの農政担当部局（省レベルでは省農業局、省の下の県レベルでは県農業局若しくは経済局、末端の社レベルでは農政担当職員）が担当する（CPVN, 2016c）。

なお財源に関しては、首相決定800号では、これまでの各国家プログラム予算の利用が23%、新農村建設プログラム専用の国家予算が17%、借入れが30%、企業からの投資が20%、住民からのカンパが10%となっている。なお国家予算から直接支出されるのは、計画策定業務、各種インフラ（社中心地への道路、社本部、学校、保健所、集会所）、幹部への訓練費用に限られる。

（2）新農村建設プログラムの特徴と国際比較

ベトナムの新農村建設プログラムに関しては、「新農村」という名称も内容も中国の政策を参考にしたものであるとの指摘（坂田，2012）もある。確かに、同プログラムを打ち出した2008年26号決議の「農業・農民・農村」という文言は中国の三農問題を意識した可能性が高い。また中国において「社会主義新農村建設」が打ち出されたのも2006年とベトナムより早く、農村におけるインフラ・経済改善・教育などの向上を図るという点（陳，2008）で共通点も多い。しかし中国にはないベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、基準¹⁶「文化」に「規定に沿った文化基準に達している村の割合（70%以上）」があることを指摘したい。「規定に沿った文化基準に達している村」とは一般に「文化村（Lang Van Hoa）」と呼ばれるものである。

「文化村」は元々1960～70年代においては特色ある伝統文化を持つ村にだけ与えられた名称であったが、1980年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の称号となった。それが1990年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を策定する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに1993年1月に開催された第7期ベトナム共産党中央執行委員会第4回総会において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」、「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった（今井，2002）。「文化村」に関する実地調査は、これまで文化人類学者によって幾つか行われている。ハティン省（第1

図の 28) で調査した加藤敦典は文化村認定制度を「ムラの名譽を担保にとって、住民を動員・統制する制度」(加藤, 2009) ととらえた。またビントゥアン省(第1図の 48) の少数民族チャム族地区で調査した吉本康子は、共産党・政府にとって望ましい文化(愛国心をかん養するものや、民族文化として保存することによって観光に使えるもの)と望ましくない文化(不衛生な習慣や、「迷信異端」とみなされるもの)を選別するためのもの(吉本, 2011) ととらえた。彼らの観点は主に国家と国民の関係によって、国家(共産党・政府)が国民を統制する道具として「文化」概念を利用しているというものである。これらの研究は、現代ベトナムにおける「文化」の理解から肯定できるが、筆者はそれに加えて文化村認定制度の大きな特徴を指摘しておきたい。

「文化村」の認定基準として文化スポーツ観光省の 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号(BVHTTDL, 2011) があり、そこでの基準を第3表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること」、「2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」、「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」、「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として、1998 年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は、この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し、ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は、ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることを目指したものだと言及している(加藤, 2004)。

なお中国においても 1987 年の「農村の基層政權建設工作の強化に関する通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかった「村民」という新しいカテゴリーの創造」に向けての国家的な試み(田原, 2000)であり、伝統村落の自主管理能力の回復を図るベトナムとは大いに事情が異なる。

伝統的な村落結合を通じて住民を動員して政策を実現しようとする点では、ベトナムの新農村建設プログラムは、中国よりむしろ日本の農村振興政策と類似している。以下、ベトナムとの比較を念頭に置いた上で、近代日本(明治以降)の農村振興政策を紹介する。近代最初の農村振興運動は、明治 30 年代からの町村是運動である。町村是とは各町村による振興計画であり、この運動は民間の自主的団体である農会が推進母体となったことが示すように、政府による保護政策の要求ではなく自力更生的色彩の強い運動であった。だがその後、帝国農会の成立によって系統組織が整備されるとともに、農会は半官半民的性格を強め、町村是運動も政府の主導性が強くなる。昭和初期の農山漁村経済更生運動ではより政府の主導性が強くなり、全国の町村に更生計画を立てさせて補助金を交付した。当時の大臣訓令に「隣保共助精神ヲ活用シ・・・農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企画」と

第3表 「文化村」の認定基準（2011年）

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと。 1-2. 粗末な家屋が少ないこと。 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること。 1-4. 就業労働者比率，一人あたり年間収入が平均以上あること。 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動，コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること。
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	<u>2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所，運動場があること。</u> <u>2-2. 40%以上の人口が，コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること。</u> <u>2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること。</u> 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され，うち 50%以上の世帯が3年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が 100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと，食品中毒をおこさないこと，栄養失調の子供の率を下げていること，子供が予防接種を，妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること。 2-9. 歴史文化遺産・名所旧跡の保護，地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋，公共建築物，墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針及び 政府の政策・法律 に忠実であるこ と	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針及び政府（中央及び地方）の政策・法律が周知されていること。 <u>4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること。</u> 4-3. 社会の安定秩序が維持され，法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって，その活動を監査する権利を有すること。
<u>5. コミュニティ での相互扶助</u>	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ葉剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

資料：文化スポーツ観光省 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号（BVHTTDL, 2011）

あるように(田中, 1977), 伝統的な村落結合を農村振興に活用しようという政府の意図は, 現代ベトナムと同様である。

戦後の昭和 31 年度からは新農山漁村建設総合対策が始まり, これも通称「新農村建設」と呼ばれた。各地域が自主的に立てた振興計画に対して国が援助を行う形は戦前の農山漁村経済更生運動と戦後の「新農村建設」で共通しているが, 前者が自給自足的共同体への回帰を目指したのに対し, 後者は農産物の市場競争力の強化を目指しての主産地形成を目標として共同化を進めた。その実行のために, 各地域に農山漁村振興協議会が設置された。同会は行政機関, 農林漁業団体及び青年婦人組織等の代表者で構成されていた。また同事業を機に系統農協が, 生産・流通及び融資の面で農村内での影響力を強めていった。同事業予算のほとんどは土地整備・施設建設等の生産関連にあてられた(農林省編, 1965)が, 昭和 47 年度に始まった農村基盤総合整備パイロット事業(総パ事業)では, 農業生産基盤整備とともにそれと一体的な農村生活環境基盤整備を総合的に実施することとなった。さらに昭和 48 年度からは立ち後れている農村集落の生活環境整備に重点を置いた農村総合整備モデル事業(農村モデル事業)も始まった(大橋, 1998)。

このようにベトナムと類似点の多い日本の農村振興政策だが, 相違点として, 要望のあった地域を援助対象とする日本に対して, ベトナムでは全農村地域を対象に細かい数値目標が政府によって設定されている等, 国家による関与がより強いことがあげられる。これは元々日本では民間から起こった自力更生運動を政府が利用したのに対して, ベトナムでは最初から政府主導だったという歴史的経緯の違いとともに, いまなお社会主義を国家理念として掲げるベトナムの事情もあると思われる。

(3) 新農村建設プログラムの進捗状況

2019 年 10 月 20 日に, 2010~2020 年段階新農村建設プログラムの総括全国会議(Hoinghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020)が開催された。そこにおける指導委員会の 10 年総括報告(BCDTUCTMTQG, 2019)から, プログラムの進捗状況を紹介する。

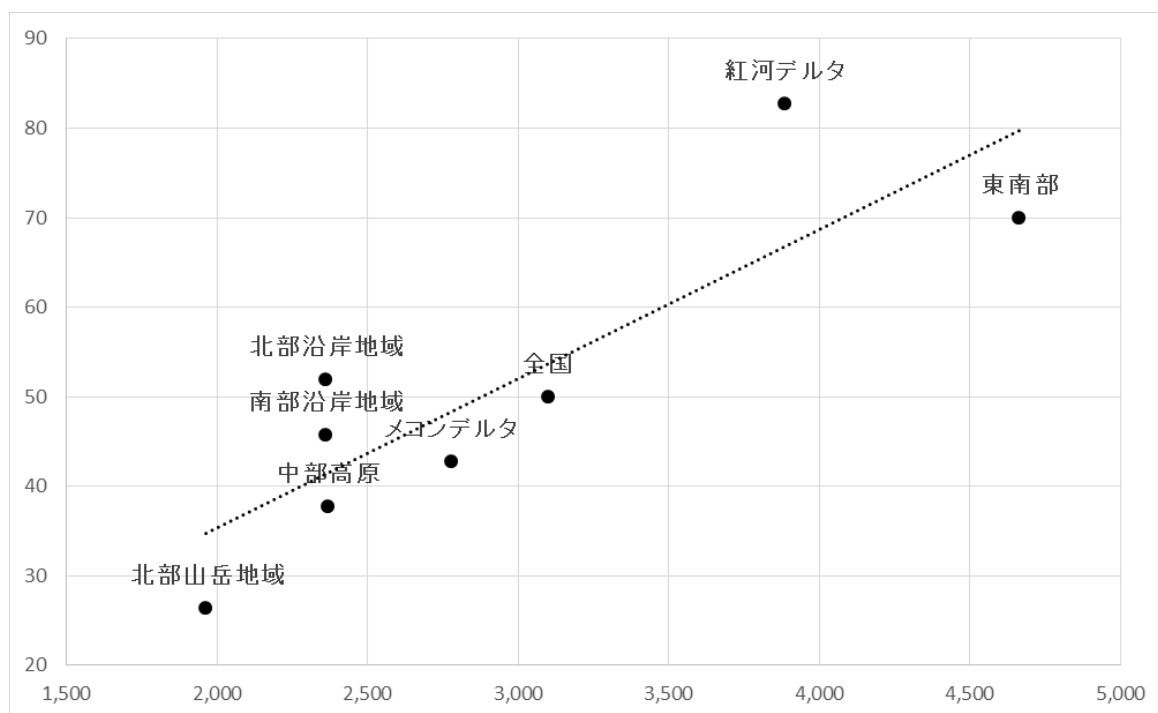
第 4 表に, 全国及び地域別の 2019 年 6 月 30 日までの新農村認定社の割合と, 2016 年首相決定 1600 号で 2020 年までの目標とされた割合を示す。全国レベルでは既に 50%以上の社という目標が達成されているものの, 地域別では達成済みなのは紅河デルタだけである。さらに第 2 図に, 全国及び地域別の新農村認定社の割合と, 「2016 年生活水準統計」(TCTK, 2018)による一人あたりの各地域の平均月収を示す。地域ごとの新農村認定社の割合と平均月収には相関があり, 収入が高い地域ほど認定社の割合も高いことがわかる。これはそうした地域ほどインフラ整備を進めて認定基準を満たす経済力があるためと考えられる。なお紅河デルタにおいてのみ, 近似曲線より極端に認定社の割合が高い。これらの事実は, 紅河デルタでは村落共同体の結合が強いという文化的な背景が関係していると思われる。新農村建設プログラムの実行に際しては, 末端の村落共同体(共産政権以前の旧村)を動員して行うので, 結合の強弱が新農村認定の割合に関係しているのであろう。

第4表 新農村認定社割合の目標と結果（％）

	2010 年	2019 年	2020 年目標
全国	0	50.01	50
北部山岳地域	0	26.45	28
紅河デルタ	0	82.74	80
北部沿岸地域	0	51.92	59
南部沿岸地域	0	45.82	60
中部高原	0	37.73	43
東南部	0	70.00	83
メコンデルタ	0	42.77	51

資料：指導委員会の10年総括報告（BCDTUCTMTQG(2019)）。

注．「2010 年」とは2010 年12 月31 日時点の割合，「2019 年」とは2019 年6 月30 日時点の割合，「2020 年目標」とは2016 年首相決定1600 号で2020 年までの目標とされた割合。



第2図 地域ごとの新農村認定社の割合（％）と平均月収（千ベトナムドン）

資料：「10 年総括報告」（BCDTUCTMTQG, 2019）と「2016 年生活水準統計」（TCTK, 2018）より筆者作成。

注．「2016 年生活水準統計」では，「沿岸地域」が南北に細分化されていないので，「北部沿岸地域」，「南部沿岸地域」の平均月収は同値とした。

第5表 分野ごと・達成状況ごとの各基準分類

	70%以上の村が達成	70%未満の村が達成
計画分野	①計画	
インフラ分野	③水利, ④電化, ⑦農村市場, ⑧通信, ⑨住民の住居	②交通, ⑤学校設備, ⑥文化施設
経済と生産組織分野	⑫労働構造, ⑬生産組織	⑩住民収入, ⑪貧困削減
文化・社会・環境分野	⑭教育・訓練, ⑮医療, ⑯文化	⑰環境
政治システム分野	⑱行政システム, ⑲安寧秩序	

資料：指導委員会の10年総括報告 (BCDTUCTMTQG, 2019)。

19基準を、分野別及び2019年6月末時点での達成状況別にまとめたのが第5表である。②交通, ⑤学校設備, ⑥文化施設, ⑩住民収入, ⑪貧困削減, ⑰環境, といった住民の生活や経済などに関わる多くの基準が達成できていない。ただしインフラ整備の中でも、生活の基本である⑨住民の住居, 住民管理に必要な⑧通信, そして生産に直結する③水利, ④電化, ⑦農村市場, は達成できており, 政府が重点的に整備してきたことがわかる。

財源に関しては, 2010～19年の結果で, これまでの各国家プログラム予算の利用が14.5%, 新農村建設プログラム専用の国家予算が13.2% (中央政府が直接執行したのが2.2%, 地方政府を通して執行したのが11.0%), 借入れが57.6%, 企業からの投資が4.9%, 住民からのカンパが9.8%となっている。2010年開始当初の計画 (首相決定800号) と比較すれば, 国家予算と企業投資が足りず, その分借入れでまかなっている。

新農村建設プログラムは, 生産と生活の双方を含む全面的な農村支援を目標とする画期的な政策である。しかし, 中央の指示により進められているにもかかわらず, 地域の自助努力に依存していて予算措置は不十分であり, 現実に達成されたものは生産面に偏っているという問題を抱えている。

3. 最近の農村振興政策の動向

「(2) 3) ドイモイの特徴と農村振興政策」で紹介した「飢餓撲滅・貧困削減プログラム」は, その後も継続して実行されており, 2012～2015年の期間から, 「持続的な貧困削減プログラム」と改称し, 少数民族対策の「プログラム135」の内容を含むこととした (CPVN, 2012)。こうして少数民族のための独立した国家重点プログラムは消失し, 貧困対策として重複する事項が多かった二つのプログラムは統一された。しかし, 2016～2020年の「持続的な貧困削減プログラム」では構成プロジェクトの一つ⁶⁾として「プログラム135」の名称が復活した (CPVN, 2016d)。さらに, 2021年からは, 「持続的な貧困削減プログラム」とは独立して, 「プログラム135」が復活した (CPVN, 2021)。ベトナム政府関係者の話では, 「貧

困削減プログラム」の主管省庁は労働傷病兵社会省であるが、少数民族地域を対象とした貧困対策では民族山岳委員会を通す必要があり、二つの省庁の連携が難しく、結局民族山岳委員会を主管省庁とする「プログラム 135」が復活したとのことである⁽⁷⁾。筆者はそれに加えて複雑化する国際環境の中で国民統合の重要性が高まったのではないかと推察する。

なお 2020 年で終了予定だった「新農村建設プログラム」も、2021 年以降も継続して行われることが決定しており、現在三つの国家重点プログラムが農村振興政策として展開中である。

4. おわりに

1986 年からの市場経済化（ドイモイ政策）はベトナムに経済発展をもたらしたが、同時に格差拡大ももたらし、社会主義の建前や多民族国家の国民統合のためにも、ドイモイ 10 年目の 1998 年から貧困削減と少数民族対策の二つの国家重点プログラムが始まった。

さらに 2007～08 年の世界的な米価高騰による社会的混乱を経て、農業・農民・農村に関する重要性があらためて認識され、2010 年から新たな国家重点プログラムとして新農村建設プログラムが導入された。同プログラムは、政府の定める基準を満たす社（行政村）を「新農村」と認定・顕彰する政策である。同プログラムは、全面的な農村支援として画期的な政策であるが、中央の指示により進められているにも関わらず、地域の自助努力に依存していて予算措置は不十分である問題を抱えている。

注 (1) ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれるが、本章ではわかりやすくベト族と記述する。

(2) 本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

(3) ベトナム語原文では「chuong trinh muc tieu quoc gia（直訳すると「国家目標プログラム」）」。各省庁へ分配される予算とは別枠の省庁横断的な特別プログラムである

(4) ベトナム共産党の最高機関は 5 年に一回開催される党大会である。党大会が党としての基本方針を決定し、それを具体化するための政策などを決定するのが、党大会で選出される中央執行委員会である。中央執行委員会の任期は次の党大会までであり、同委員会の定例会議（総会）には通し番号が付される（白石, 2000）。本文中の「第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会」は、第 10 回党大会で選出された第 10 期中央執行委員会の第 7 回総会のことである。

(5) 指導委員会は、正規名称を各国家重点プログラム指導委員会（Ban Chi dao Trung uong cac chuong trinh muc tieu quoc gia）といい、2016 年当時展開されていた二つの各国家重点プログラム（新農村建設と貧困削減）の指導・監督を行うこととされていた（CPVN, 2016a）。

(6) 構成するもう一つの重要なプロジェクトとして 2008 年政府決議 30a 号に基づく「プロジェクト 30a」（CPVN, 2008）があり、貧困地域対策として、インフラ整備・生産支援・海外出稼ぎ支援などが含まれる。

(7) 逆に現場の社（行政村）レベルでは、これまで補助金等の窓口が労働傷病兵社会省に一本化されていたのが、2021 年からは民族山岳委員会も加わったことになる。そのため要望事項はどちらのプロジェクトが適切かの判断や重複しないようにするための事務負担が増加することになった。

[引用文献]

【日本語文献】

- アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所.
- 今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64.
- 大橋欣治 (1998)「農村整備事業のあゆみ」『農業土木学会誌』66 巻4号.
- 加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体ー「基層レベルにおける民主制度規定」の分析よりー」『年報 人間科学』25.
- 加藤敦典(2009)「「文化的むら」をめぐる「騒ぎ」ーベトナムにおける国家と住民の関係性をめぐる政策の人類学ー」『南山考人』37.
- 斎藤仁(1977)「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農村研究』44.
- 坂田正三 (2004)「ベトナムの貧困削減政策ーベトナム指導層の認識とその変化の背景」『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所
- 坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策ー2008年の政策転換と第11回党大会で示された方向性ー」寺本実編『転換期のベトナムー第11回党大会、工業国への新たな選択ー』, アジア経済研究所.
- 桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社.
- 白石昌也(1993)『ベトナムー革命と建設のはざまー』東京大学出版会.
- 白石昌也(2000)「党・国会機構概観」, 白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店.
- 白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム (講座・東アジア近現代史5)』青木書店.
- 竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第38巻第8号, アジア経済研究所
- 田中学 (1977)「地域農業振興思想の系譜」『農業経済研究』第49巻第2号.
- 田原史起(2000)「村落統治と村民自治ー伝統的権力構造からのアプローチ」, 天児慧・菱田雅晴編著『深層の中国社会-農村と地方の構造的変動』勁草書房.
- 陳鍾煥(2008)『中国農業「保護」政策の開始と農業「産業化経営」の役割』批評社.
- 中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社.
- 農林省編 (1965)『新農山漁村建設史』農林省農政局.
- 三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所.
- 吉本康子(2011)「ベトナム南部少数民族居住区における『文化的な村建設』運動と儀礼的实践の現在」小長谷有紀・後藤正憲編著『社会主義的近代化の経験』明石書店.

【英語・ベトナム語文献 (書籍及びウェブサイト)】

- TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2021年2月6日アクセス).
- TCTK(2018) *Ket qua Khao sat muc song dan cu Viet Nam nam 2016* (2016年生活水準統計), Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社) .
- World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

【ベトナム語文献（共産党・国家機関文書）】

BCDTUCTMTQG（Ban Chi Dao Trung Uong Cac Chuong Trinh MTQG Giai Doan 2016-2020, 2016～2020 年段階の各国家重点プログラム中央指導委員会）(2019) *Bao Cao Tong ket 10 nam thuc hien Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020 (Tai lieu phuc vu Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020)* (2010～2020 年段階の国家重点プログラム「新農村建設」実施10年総括報告（2010～2020 年段階の国家重点プログラム「新農村建設」総括全国会議付属資料）, 2019 年 10 月 20 日発表。

BVHTTDL（Bo Van Hoa, The Thao va Du Lich, ベトナム文化スポーツ観光省）(2011) *Thong Tu, Quy dinh chi tiet ve tieu chuan, trinh tu, thu tuc, ho so cong nhan Danh hieu “Gia dinh van hoa”; “Thon van hoa”, “Lang van hoa”, “Ap van hoa”, “Ban van hoa”, “To dan pho van hoa” va tuong duong*（「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続・記録書類の詳細についての決定に関する通知）, 2011 年 10 月 10 日公布。

CPVN（Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府）(1998a) *So: 133/1998/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia xoa doi giam ngheo trong giai doan 1998 – 2000*（1998～2000 年段階における飢餓撲滅・貧困削減に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定133号）, 1998 年 7 月 23 日公布。

CPVN(1998b) *So: 135/1998/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Phe duyêt Chuong trinh phat trien kinh te - xa hoi cac xa dac biet kho khan mien nui, vung sau, vung xa.*（山岳地域・辺境地域の特別に困難な各社の社会経済発展プログラムの承認に関する政府首相決定135号）, 1998 年 7 月 31 日公布。

CPVN(2006) *So: 07/2006/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyêt Chuong trinh phat trien kinh te - xa hoi cac xa dac biet kho khan vung dong bao dan toc va mien nui giai doan 2006-2010.*（2006～2010 年段階における少数民族同胞地域・山岳地域の特別に困難な各社の社会経済発展プログラムの承認に関する政府首相決定7号）, 2006 年 1 月 10 日公布。

CPVN(2008) *So: 30a/2008/NQ-CP, Nghi Quyêt cua Chinh phu ve Chuong trinh ho tro Giam ngheo nhanh va ben vung doi voi 61 hyuen ngheo*（61 の貧困県に対する迅速かつ持続的な貧困削減援助プログラムに関する政府決議30a号）, 2008 年 12 月 27 日公布。

CPVN (2009) *So: 491/2008/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Ban hanh Bo Tieu Chi Quoc Gia ve Nong Thon Moi*（新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定491号）, 2009 年 4 月 16 日公布。

CPVN(2010) *So: 800/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia ve xay dung nong thon moi giai doan 2010 – 2020*（2010～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定800号）, 2010 年 6 月 4 日公布。

CPVN(2012) *So: 1489/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia Giam ngheo ben vung giai doan 2012 – 2015*（2012～2015 年段階における持続的な貧困削減に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定1489号）, 2012 年 10 月 8 日公布。

CPVN(2016a) *So: 1584/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Thanh lap Ban Chi dao Trung uong cac chuong trinh muc tieu quoc gia giai doan 2016 – 2020*（2016～2020 年段階における各国家重点プログラム

指導委員会設立についての政府首相決定第1584号), 2016年8月10日公布.

CPVN(2016b) So: 1600/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2016 – 2020* (2016～2020年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定1600号), 2016年8月16日公布.

CPVN(2016c) So: 1920/ QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Quy định Chức năng, Nhiệm vụ, Quyền hạn, Tổ chức Bộ máy và Biên chế của Văn phòng Điều phối nông thôn mới Các cấp* (各級の新農村調整事務局の機能・任務・権限・組織構成・人員の規定についての政府首相決定第1920号), 2016年10月5日公布.

CPVN(2016d) So: 1722/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia Giảm nghèo bền vững giai đoạn 2016 – 2020* (2016～2020年段階における持続的な貧困削減に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定1489号), 2012年10月8日公布.

CPVN(2016e) So: 1980/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chi Quốc Gia về Nông Thôn Mới giai đoạn 2016 – 2020* (2016～2020年段階における新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定1980号), 2016年10月17日公布.

CPVN(2021) So: 1719/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia phát triển kinh tế - xã hội vùng đồng bào dân tộc thiểu số và miền núi giai đoạn 2021 – 2030, giai đoạn I :2021 – 2025* (2021～2030年段階, 及びその中の第一フェーズ(2021-2025年)における少数民族同胞地域・山岳地域の社会経済発展に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定1719号), 2021年10月14日公布.

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) So: 100/ CT/TW, *Chi thi của Ban Bi thu Trung uog Dang về cải tiến công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示), 1981年1月13日公布

DCSVN(1988)So:10/ NQ/TW, *Nghị quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議), 1988年4月5日公布

DCSVN(2008)So: 26 NQ/TW, *Nghị quyết của Ban Chấp hành Trung uog Dang về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議), 2008年8月5日公布.

第3章 インドネシア

—食料消費・農業生産の長期的変化と最近の農業政策—

伊藤 紀子

1. はじめに

インドネシアなどの東・東南アジア諸国では、経済発展・都市化に伴い、食料消費や農業生産が長期的に変化してきた。1980年代頃からの食生活は、一人当たり食料供給熱量やたんぱく質供給量の上昇、でんぷん質食料の比率の低下と動物性食料の比率の増大、食料の種類の多様化、主食のコメの比重の低下という方向に進んできた。また、コメ増産による主食の自給、農業生産多様化、労働生産性の向上を達成した（坪田, 2017）。このような変化は、ライフスタイル全般の変化と共に、人々の栄養状況も変化させてきた。特に2000年代以降、都市部を中心として急速な食の欧米化や外食の普及が進展し、高糖質・高脂質で、食物繊維・微量栄養素に乏しい食事の摂取機会の増加などに伴う「栄養転換」⁽¹⁾が起きている。かつてインドネシアでは全国的に飢餓や栄養不足が課題であったが、今日では、食料消費面の格差が拡大している。すなわち、主に農村部などでは貧困や食品市場の未発達による食料不足（飢餓・発育阻害などの低栄養）の問題が残されている一方、主に都市部などでは所得増加、食品市場の発達などに伴って栄養過多（過栄養・肥満など）の人々が増加しており、国内に低栄養と過栄養の状況が併存する「二重の負荷」が、深刻化している（関山, 2017 ; Popkin, 2002 ; FCRN, 2018）。そうした中、近年の政府の農業開発計画では、食の多様化への対応（多様な農産物の生産）、農業の高付加価値化、環境に配慮した「持続可能な農業」への移行が、目指されている（Kementerian Pertanian, Indonesia, 2020 ; Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto, 2020a ; 伊藤, 2021a）。

最近の動向については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限などにより、インドネシアは2020年にアジア通貨危機以来のマイナス成長に陥った。政府は、農業部門も対象とした大規模な経済刺激策を実施している。特に、投資喚起のための「雇用創出法」（オムニバス法）の成立が注目されており、農業部門へも影響を与えることが予測される（Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto 2020b ; 2021 ; 川村・濱田, 2021）。

本章では、インドネシアにおける食料消費や農業生産の長期的変化を把握するために、2010年代からの食料消費、栄養状況、農業生産、貿易などの情報を整理する。また、近年の農業政策や、新型コロナウイルス感染症拡大期における経済刺激策の農業部門への影響を概観する。本章の流れは次のようになる。第2節では食料消費に注目しつつ、人々の食料摂取量やその構成、栄養状況が、どのように変化してきたのかを明らかにする。第3節では、農業生産や貿易に関する情報を整理する。第2節と第3節では主に2010年～2020

年（又は 2019 年）のデータを用いながら、インドネシアの食料消費や農業生産、栄養状況の変化の特徴を、経済発展段階が類似しているタイ・中国と比較する⁽²⁾。第4節では、2010 年代以降の農業政策の概要と、食料消費・農業生産の長期的変化へ対応するための「持続可能な農業」の実現に関する政策・取組を把握する。また、2020 年以降深刻化した新型コロナウイルス感染症拡大への対応策や、経済刺激策として注目されている雇用創出法の成立がもたらす農業部門への影響を述べる。最後にインドネシアの食料消費・農業生産、最近の政策の特徴をまとめる。

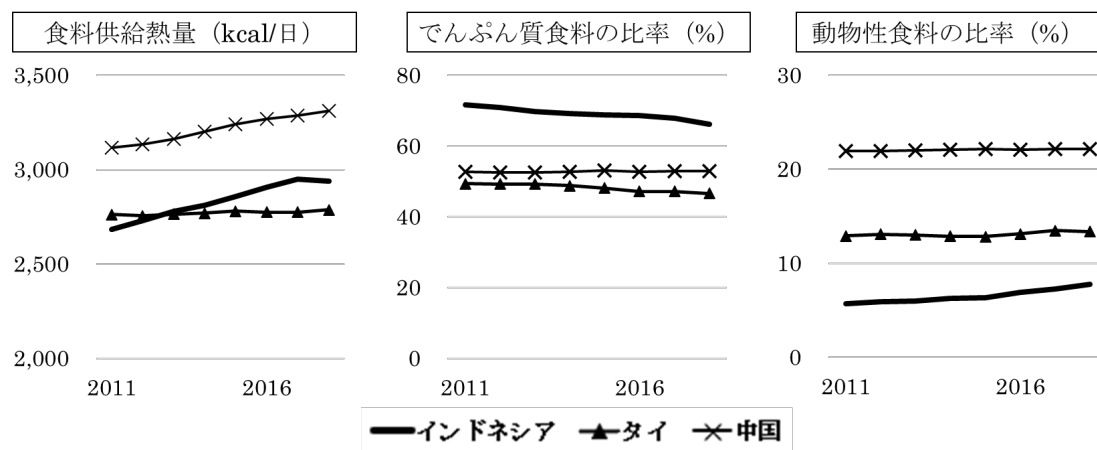
2. 食料消費と栄養状況の変化

（1）食料供給量と構成の変化

2010 年代、インドネシアの一人当たり食料供給熱量は増加した。第1図は、インドネシア・タイ・中国における一人当たり食料供給熱量と、それに占めるでんぷん質・動物性食料の比率の変化を表している。インドネシアの食料供給熱量は、平均的な人間の活動に必要とされる一人当たり 2,700kcal～2,800kcal を上回り、2017 年～2019 年の平均値は 2,938kcal となっている。食料供給熱量の水準はタイのそれを上回り、中国のそれを下回る。構成を見ると、インドネシアの供給熱量に占めるでんぷん質食料の比率は減少しているものの、タイや中国のそれらを大幅に上回る。他方で動物性食料の比率は増加しているものの、タイや中国のそれらを下回る（2017 年～2019 年のインドネシアの平均値は、でんぷん質食料比率が 66%、動物性食料比率が 8%）。

第2図は、一人当たりたんぱく質供給量と、それに占める動物性食料・コメの比率の変化を表している。インドネシアの一人当たりたんぱく質供給量は増加傾向にあり、中国よりも低く、タイを上回る水準にある（2017 年～2019 年のインドネシアの平均値は 69g）。東・東南アジア地域では、従来からコメをはじめとする植物性食料にたんぱく質供給の多くを依存してきたが、動物性食料が広く消費されている中国やタイでは、たんぱく質供給量に占めるコメの比率は低水準にある。インドネシアでもコメの比率は低下し、動物性食料の比率が増加しているものの、現在においてもコメの比率はタイ・中国を上回り、動物性食料の比率はタイ・中国を下回る（2017 年～2019 年のインドネシアのたんぱく質供給量に占めるコメの比率の平均値は 34%、動物性食料比率は 36%）。

第3図は、コメ・小麦・肉類の一人当たり供給熱量を示している。インドネシアにおけるコメの供給熱量は他国よりも高い水準にあり、あまり変化していない（2017 年～2019 年のインドネシアの平均値は 1,263kcal）。他方でインドネシアの小麦と肉類の供給熱量は増加傾向にあるが、いずれも中国よりも低水準である。小麦の供給熱量はタイの水準を上回り、肉類のそれはタイの水準も下回る（2017 年～2019 年のインドネシアの小麦の供給熱量の平均値は 244kcal、肉類のそれは 229kcal）。

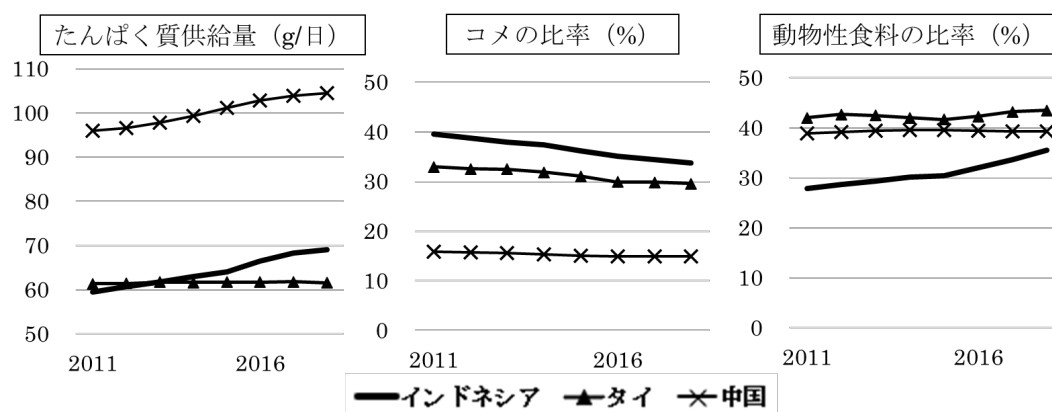


第1図 一人当たり食料供給熱量と構成の変化

資料：坪田（2017）を参照し，FAOSTAT より筆者作成。

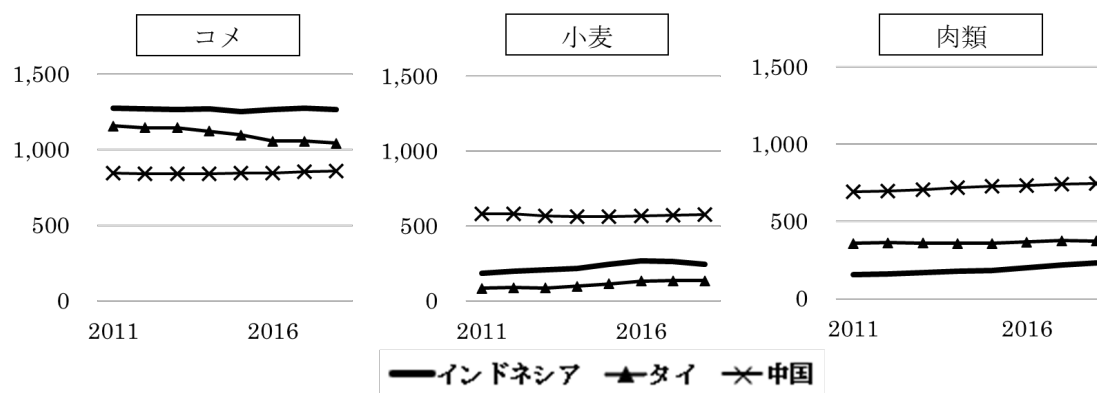
注（1）食料消費・農業生産に関するデータは3か年平均値の推移を示す（以下の図も同様）。

（2）でんぷん質は穀物，イモ類，砂糖類合計。動物性食料は肉類，くず肉，動物油脂，卵，牛乳，魚介類合計。



第2図 一人当たりたんぱく質供給量と構成の変化

資料：坪田（2017）を参照し，FAOSTAT より筆者作成。



第3図 一人当たりコメ・小麦・肉類の食料供給熱量の変化 (kcal/日)

資料：坪田（2017）を参照し，FAOSTAT より筆者作成。

第1表 動物性たんぱく質の一人当たり供給量と内訳

		動物性たんぱく質 (g/日)	肉類	卵	乳	魚介類
インドネシア	2010年	15.86	23%	9%	8%	58%
	2019年	24.54	17%	20%	6%	56%
タイ	2010年	25.09	36%	14%	8%	37%
	2019年	26.21	34%	15%	9%	38%
中国	2010年	37.19	50%	15%	8%	21%
	2019年	41.62	49%	16%	7%	22%

資料：坪田（2017）を参照し、FAOSTAT より筆者作成。

注．肉類・卵・乳・魚介類の比率は、それぞれのたんぱく質供給量が、動物性たんぱく質供給量全体に占める比率。

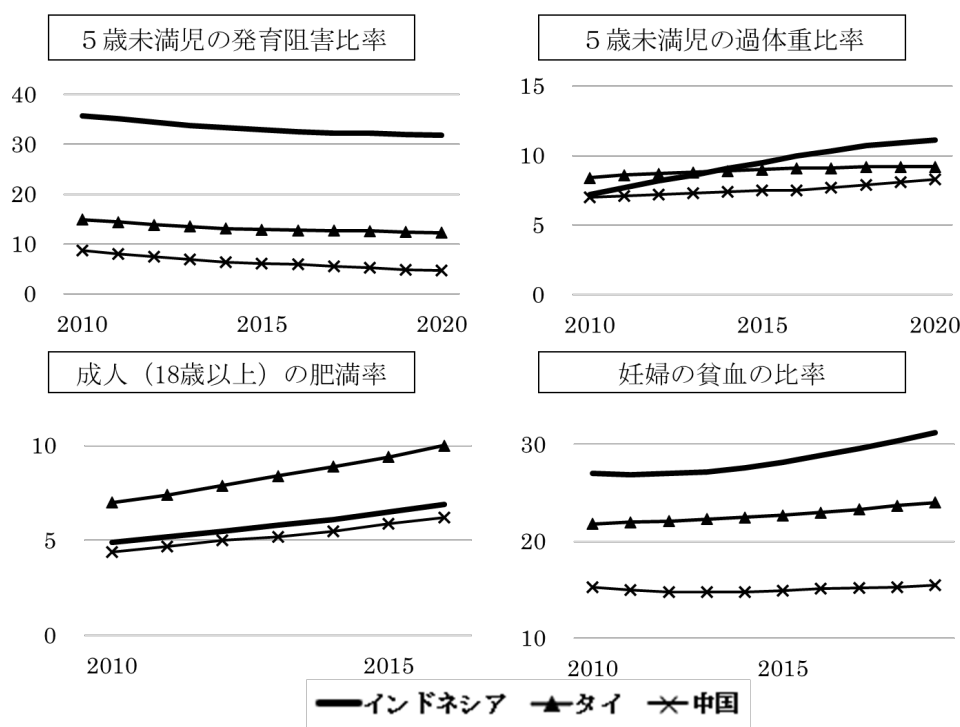
第1表は、動物性食料によるたんぱく質供給量とその内訳を示している。動物性食料は、食肉（様々な種類の動物の肉）、卵、乳、くず肉、動物性油脂、魚介類などを含んでいることから、それらの消費の増加に伴って食品摂取の多様化が進展するといわれている。インドネシアは、2010年と2019年のいずれにおいても、動物性たんぱく質供給量が3か国の中で最も低い。また、それに占める魚介類の比率が、2010年と2019年のいずれにおいても5割を超えており、動物性たんぱく質源が魚介類に偏っている。2019年においては、2010年に比べて肉類や乳の比率は低下し、卵の比率が増加した。他方で動物性たんぱく質供給量が最も多い中国では、肉類の比率が最も高いが、2019年には肉類の比率が5割を切り、魚介類、卵などの比率もやや増え、バランスが改善されていると見られる。タイのたんぱく質供給量はインドネシアをやや超える程度であるが、肉類、魚介類がいずれも30%台であり、卵や乳の比率もある程度高く、バランスがとれている。このようにインドネシアでは動物性食料・動物性たんぱく質の摂取量が低いのみならず、摂取される動物性たんぱく質の種類の多様性（食料消費の多様性）も比較的乏しいと見られる。

（2）栄養状況の変化

インドネシアでは、タイや中国と比べ、食料供給熱量やたんぱく質供給量におけるコメなどのでんぷん質への依存度が高い一方、肉類などの動物性食料への依存度や食料消費の多様性が低いという特徴が見られた。近年、都市・農村で消費される食品摂取品目が変化しているといわれている。農村では、コメ以外のでんぷん質として、かつて消費されてきたキャッサバ、タロイモ、サツマイモなどの摂取が減り、インスタント麺の摂取量が急増すると同時に、豆類・種実類、野菜類の摂取が減少した。また、農業の商業化によって、かつての自給向けの多様な品目の農産物生産が行われなくなったり、地域生態系に依拠した食の多様性が減少したりしている（関山, 2017 ; Nadjia Mehraban and Amy Ickowitz, 2019)。例えば西ジャワの農村調査では、日常生活でコメ、小麦、魚、大豆製品など特定の品目が摂取され、肉類、野菜、果物があまり摂取されていないと指摘されている（伊藤,

2017)。都市部では、パーム油など脂質の過剰摂取、野菜など食物繊維の摂取不足、運動不足などにより、過体重、肥満、脳卒中、心臓病、糖尿病のような病気も増加している（十文字女子大学）。

第4図は、5歳未満児の発育阻害や過体重、成人の肥満、妊婦の貧血に関する指標の推移を示している。インドネシア・タイ・中国の3か国において、5歳未満児の発育阻害の比率は低下傾向にあり、過体重の比率は増加傾向にある。ただしインドネシアでは、発育阻害の比率がタイや中国を大きく上回ったままに推移しつつ、過体重の比率も2010年代にタイと中国を超え、3か国で最大となった（2020年のインドネシアの発育阻害比率は32%、過体重比率は11%）。先述のようにインドネシアでは、農村などに発育阻害や飢餓のような低栄養の人々が残存すると同時に、都市などにおいて過体重や肥満のような過栄養の人々も増加するという「二重の負荷」が深刻化している。第4図は、特に2010年代における過体重の5歳未満児比率の急増に伴い、インドネシアでは栄養に関する格差が拡大しており、その状況はタイや中国と比べてもより深刻であることを表している。成人の肥満率も増加しており、タイを下回るものの中国を上回る水準である（インドネシアの2016年の肥満率は7%）。妊婦の貧血の比率は他国よりも高く、急速に増加している（インドネシアの2019年の妊婦の貧血の比率は31%）。このように、子どもや妊婦の過体重や栄養不足の状況がタイ・中国よりも相対的に深刻であることから、現在の子どもが大人になる将来には、インドネシアにおいて成人の肥満や栄養の問題などがより深刻化していると考えられる。



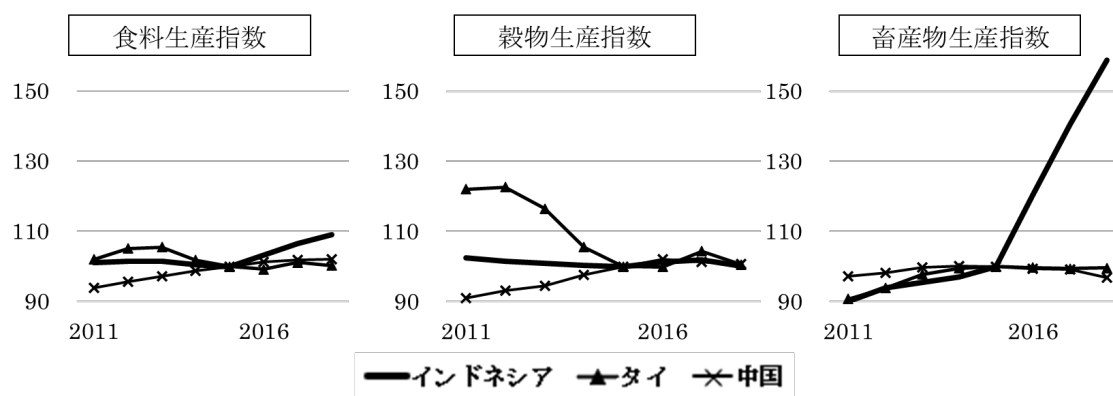
第4図 栄養状況の変化 (%)

資料：FAOSTAT より筆者作成。

3. 農業生産と農産物貿易

（1）農業生産の変化

本節では、農業生産や農産物貿易に関する情報を整理する。東・東南アジア諸国では1990年代から一人当たり食料生産が急速に伸びてきた（坪田, 2017）。第5図は、2014年～2016年を基準年（100）として算出した、2010年代以降の農業生産指数である。農業生産指数とは、個別の農産物の生産額を、基準年の世界均衡レート価格で評価・指数化したものであり、食料（穀物、畜産物などを含む）や非食料の品目に分けて算出され、農業生産の動向を総合的に把握するために使用される（坪田, 2017: 151など）。2010年代後半にかけてインドネシアの食料生産指数は大きく上昇している一方、中国やタイのそれらの伸びは緩やかである（2017年～2019年のインドネシアの生産指数の平均値は109）。穀物生産指数はどの国でもほとんど変化していない（2017年～2019年のインドネシアの穀物の生産指数の平均値は100）。他方で畜産物生産指数は、タイと中国ではほとんど変化していないが、インドネシアでは急上昇している（2017年～2019年のインドネシアの畜産物の生産指数の平均値は159）。



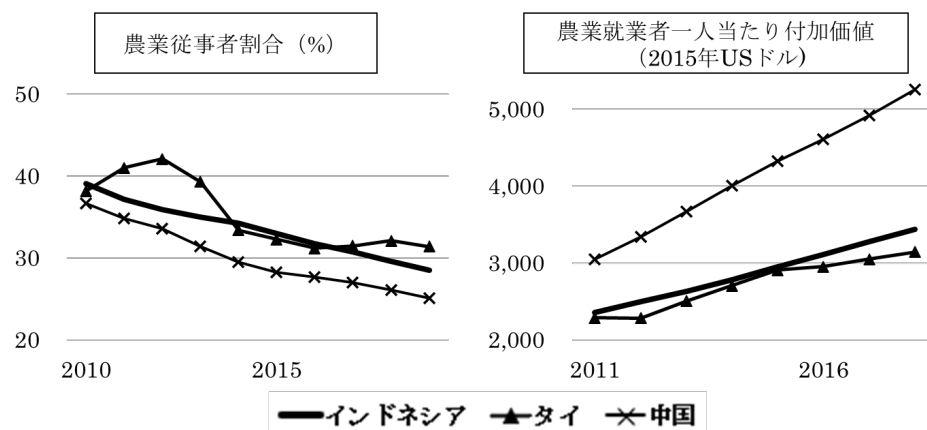
第5図 人口一人当たり生産指数の変化（2014年～2016年=100）

資料：坪田（2017）を参照し、FAOSTATより筆者作成。

注（1）食料生産指数の算出において、食料（Food）には主要な穀物・穀物以外の農産物・畜産物などを含む。2019年のデータでインドネシア 64 品目、タイ 70 品目、中国 130 品目が該当する。

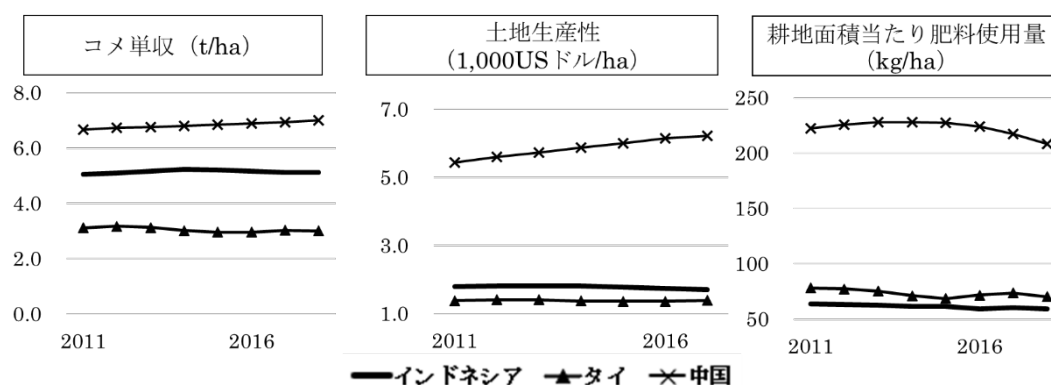
（2）穀物生産指数の算出において、穀物（Cereals）には主要な穀物を含む。2019年のデータでインドネシア 2 品目（トウモロコシ、コメ）、タイ 7 品目（大麦、トウモロコシ、コメなど）、中国 11 品目（大麦、トウモロコシ、コメ、小麦など）が該当する。

（3）畜産物生産指数の算出において、畜産物（Livestock）には主要な畜産物を含む。2019年のデータでインドネシア 16 品目、タイ 13 品目、中国 27 品目が該当する（3 か国において、牛肉、鶏肉、豚肉、卵、牛乳など）。



第6図 農業従事者割合と農業就業者一人当たり付加価値

資料：坪田（2017）を参照し，FAOSTAT，World Bank Open Data より筆者作成。



第7図 コメ単収・土地生産性・肥料使用量

資料：坪田（2017）を参照し，FAOSTAT より筆者作成。

注（1）土地生産性は，農業粗生産額（2014年～2016年固定USドル）を耕地面積で除した値。

（2）肥料使用量は窒素成分。

続いて生産指数の伸びの背景となっていると考えられる労働や土地の生産性について検討する。第6図のように，どの国でも農業従事者の割合は減少しており，インドネシアの2019年の農業従事者の割合は29%となっている。農業従事者割合が減少しても生産指数が維持されているのは，農業就業者一人当たり付加価値が伸びているためである（2017年～2019年のインドネシアの農業就業者当たり付加価値の平均値は3,438USドル）。一人当たり付加価値の伸びは，中国で最も著しく，インドネシアやタイの伸びは比較的緩やかである。

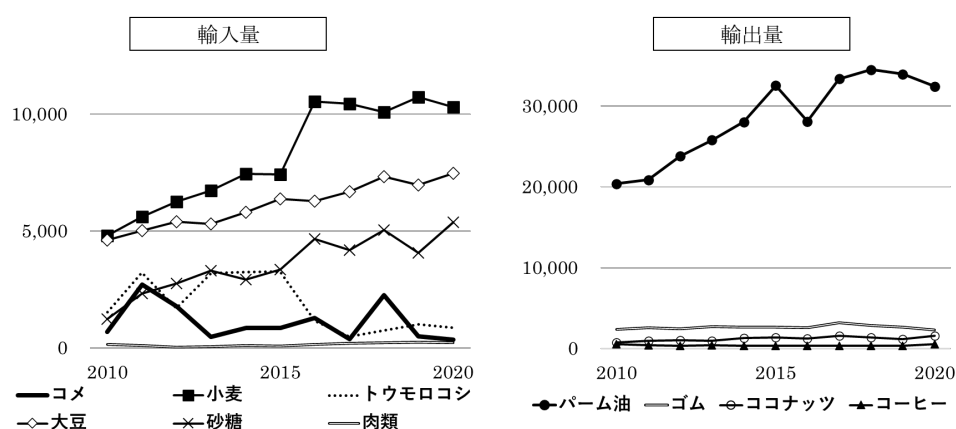
第7図は，土地の生産性に関連する指標である。インドネシアのコメ単収は長期的に増加してきたが，2010年代にはほとんど変化していない（2017年～2019年のインドネシアのコメ単収の平均値は5.1t/ha）。その水準は中国より低く，タイよりも高い。土地生産性（耕地面積当たり生産額）は，中国において最も高く増加している一方，インドネシアやタイの水準は相対的に低く，あまり変化していなかった（2017年～2019年のインドネシア

の土地生産性の平均値は1,700USドル)。肥料使用量についても、中国の値はインドネシアとタイを大きく上回る。インドネシアの単位面積当たりの投入量や土地生産性は、タイと同様に低い水準にあり、低下傾向にある（2017年～2019年のインドネシアの耕地面積当たり肥料投入量の平均値は59kg/ha）。以上から、インドネシアで2010年代後半に大きく食料生産指数が伸びているのは、主に畜産物生産指数の伸びや、労働生産性の向上に由来することが推測される。

（2）インドネシアの農産物貿易

第8図は、インドネシアにおける農産物貿易の変化を表している。2010年代のコメやトウモロコシの輸入量は減少傾向にある（2020年におけるコメの輸入量は36万t、トウモロコシは87万t）⁽³⁾。ただし近年の小麦粉製品・飼料産業や肉類の需要増加などを背景に、小麦や肉類の輸入量が増加している。また、国内の大豆・砂糖の生産は滞っており、輸入量が増えている（2020年における小麦の輸入量は1,030万t、大豆は746万t、砂糖は536万t、肉類は22万t）。

輸出に関しては、2000年代以降パーム油の輸出の拡大とその他の品目の輸出の縮小が続いている。直近のデータにおいても、パーム油の輸出量が突出して多く増加している一方、その他の品目の輸出量は減少している（2020年におけるパーム油の輸出量は3,243万t、ゴムは227万t、ココナッツは160万t、コーヒーは60万t）。新型コロナウイルス感染症拡大による不況（外食需要の低迷など）の影響で、2020/21年における小麦の輸入が低迷したが、2021/2022年には小麦需要が回復したため小麦の輸入は回復する見込みである（USDA, 2021）。中国などへ向けたパーム油輸出も拡大し、経済回復をけん引した（川村・濱田, 2021）。



第8図 インドネシアの農産物貿易量 (1,000t)

資料：FAOSTATより筆者作成。

注（1）主な輸入品目と輸出品目のみ示している。

（2）コメには精米・碎米を含む。大豆には大豆・大豆かすを含む。砂糖には分蜜糖などを含む。パーム油にはパーム油、パーム核油などを含む。ココナッツにはココナッツ、乾燥ココナッツ、ココナッツオイルを含む。コーヒーにはコーヒー豆、コーヒー抽出物を含む。

(3) インドネシア・タイ・中国における食料消費・農業生産の特徴と背景

第2節と第3節では、インドネシア・タイ・中国における食料消費・農業生産の状況を比較した。ここで、3か国それぞれの特徴をまとめたうえで、各国の特徴の背景について考察する。まずインドネシアの食料消費の特徴は、でんぷん質に偏っており、動物性食料摂取を通じた食の多様化が遅れていることである。食料供給熱量に占めるでんぷん質食料の比率、たんぱく質供給量に占めるコメの比率、コメの供給熱量は、3か国の中で最も大きい。また、食料供給熱量・たんぱく質供給量に占める動物性食料の比率と、肉類の供給熱量は3か国で最も小さい。たんぱく質源が魚介類に偏っており、肉類・乳の割合が小さく、バランスがとれていない(第1図～第3図、第1表)。このような特徴の背景として、インドネシアには多くのイスラム教徒が住むため、宗教的理由により豚肉の消費量が少ないことが指摘できる(2017年～2019年におけるインドネシアの一人当たり年間豚肉供給量の平均値は0.95kg、タイのそれは13.58kg、中国のそれは38.81kg、FAOSTAT)。コメや大豆製品を中心とする伝統的食習慣の残存などによって、「食肉をはじめとした畜産物の消費水準が相対的に低く、代わりに穀物やイモ類の消費量が多い」(坪田, 2009: 71)という食文化の特徴がある程度は維持されている。こうした特徴は、食の欧米化(脂質・糖質摂取の増加)と相まって「栄養転換」を起こし、低栄養と過栄養の併存という栄養問題の深刻化につながっていると見られる(第4図)。農業生産の特徴としては、食料生産指数、特に畜産物の生産指数の増加が、他の2か国に比べて顕著であるが、耕地面積当たりの肥料使用量が低く、農業就業者当たり付加価値や土地生産性は中国の水準を大きく下回る(第5図～第7図)。2000年代までにすでに食肉消費の増加・食の多様化が進展していたタイや中国に比べ、インドネシアの所得水準は低く⁽²⁾、畜産物生産・動物性食料消費が比較的遅れていたことから、近年の増加が著しいと考えられる。貿易については、消費が低迷しているコメの輸入量が減少している一方、麺類の消費増加などによって消費が伸びてきた小麦や、国内生産が低迷している大豆、砂糖の輸入量が増加している(第8図)。

続いてタイの食料消費の特徴は、でんぷん質食料への依存度が低く、多様でバランスのよい食料が摂取されていることである。タイの食料供給熱量、食料供給熱量に占めるでんぷん質食料の割合、たんぱく質供給量、小麦の供給量は、3か国で最も低い(第1図～第3図)。また、動物性たんぱく質源は、肉類、魚介類、乳の割合が一定程度を占め、バランスがとれている(第1表)。成人の肥満の比率は最も高いが、5歳未満児の発育障害と過体重の比率、妊婦の貧血の比率はインドネシアの水準を下回る(第4図)。農業生産に関しては、穀物生産指数、農業者当たりの付加価値、コメ単収、土地生産性が低水準となっている(第5図～第7図)。タイの所得水準はインドネシアを上回り、それは食の多様化(でんぷん質への依存度の低下と多様な動物性食料摂取)を促してきた。近年はコメの作付けの抑制政策や国際競争力低下の影響もあり、コメの生産・輸出は停滞している(井上, 2021)。

最後に中国の食料消費は、食料供給熱量や動物性たんぱく質供給量の多さが特徴である。3か国の中で、食料供給熱量とそれに占める動物性食料の比率、たんぱく質供給量、小麦・肉類の供給量、動物性たんぱく質供給量とそれに占める肉類の割合が、最も高い(第1図

～第3図，第1表）。5歳未満児の発育阻害・過体重，成人の肥満率，妊婦の貧血の割合がいずれも最も低いことから，栄養問題がインドネシアなどよりも深刻化していないと見られる（第4図）。食料生産指数は低迷しており，農業従事者割合が最も低く，農業就業者一人当たり付加価値，コメ単収，土地生産性，耕地面積当たり肥料使用量は最も高い（第5図～第7図）。中国の所得水準は3か国の中で最も高く，肉類を中心とする動物性食料の摂取やそれを通じた食の多様化が進展している。さらに中国国内では小麦を主食とする食文化を持つ地域もあり，製粉加工されたパン，麺，菓子など多様な小麦製品が摂取されてきた。生産面では，農業就業者割合が低く，農業就業者一人当たり付加価値や土地生産性が突出して高い。農業就業者一人当たり付加価値の増加の理由としては，肥料投入や品種改良などによる物的生産性の上昇，農業機械化などによる労働投入の節約，付加価値の高い農産物へのシフト（単価の高い生産物へのシフト）があるが，中国の場合，主に農業就業者人口割合の減少や，肥料の多投による生産性の維持などにより一人当たり付加価値の増加が起きていると見られる。

4. インドネシアの農業政策・最近の動向

（1）2010年代からの農業政策・「持続可能な農業」の実現に向けた取組

2010年代以降のインドネシアでは価格支持などの農業保護政策が継続され，「グリーンエコノミー」政策の実践としての環境保全的農業・有機農業の普及や，生産者と消費者の距離を縮める「ショート・サプライ・チェーン」の構築を通じた地域社会への安定的な食料供給の取組も，行われてきた。

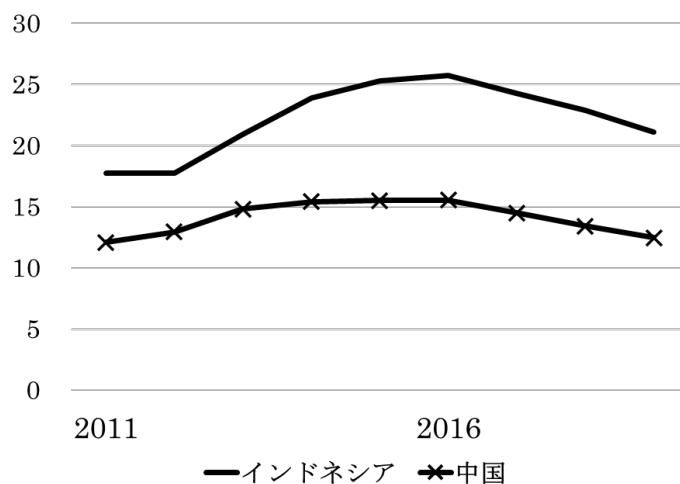
インドネシアにおける2020年～2024年の農業開発計画では，これまで述べたような食料消費や農業生産の長期的変化へ対応しつつ，食料安全保障を確保し，農業効率化・競争力の向上を図ることが目標とされている。計画では，市場メカニズムを重視しながら，輸入も含めて安定的に食料を確保すること，消費者のニーズに対応した農業生産，付加価値向上，環境保全を推進することで「持続可能な農業」を実現するという方向性が強調されている（Kementerian Pertanian, Indonesia, 2020；Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto, 2020a；伊藤, 2021a）。以下では，2010年代以降の農業保護政策や，近年の「持続可能な農業」の実現に向けた取組として，食料安全保障の達成・環境や地域社会に配慮した農業システムの実現の取組の具体例を取り上げる。

1) 農業保護政策

2000年代までのインドネシアの農業保護政策は，主に価格支持政策に依存してきた。コメの価格安定措置が講じられ，米価が国際価格より高くなる傾向があった。他の東・東南アジア諸国よりも工業化が遅れており，政府の財政負担による農業保護（非農業部門からの税収の移転）よりも価格支持政策への依存度が高いとされてきた（坪田, 2015: 420-425）。

第9図は，2010年代からのインドネシアと中国における%PSE（農業者の支持額を含む

受取額に占める PSE の割合) の変化を示している⁽⁴⁾。インドネシアの%PSE は、2010 年代前半にいったん減少した後、増加し、再びやや減少してきた(2018 年～2020 年のインドネシアにおける%PSE 平均値は 21%)。その水準は中国を上回っている。2010 年代、コメをはじめ、砂糖、トウモロコシ、大豆などの価格支持、パーム油とカカオの輸出税の課税が実施された。砂糖、ココア、トウモロコシ、コメの国内価格は、国際価格を上回る。2019 年には、価格支持政策は電子食料バウチャープログラムへと引き継がれた。また、2010 年代のインドネシアでは肥料補助金が増加し、コメ増産のための灌漑インフラ整備も進展した(OECD, 2021)。



第9図 農業%PSE の変化 (%)

資料：坪田（2017）を参照し、OECD. Stat より筆者作成。

注. 第2節・第3節で取り上げた3か国のうち、タイのデータは掲載されていなかった。

2) 食料安全保障の達成・環境や地域社会に配慮した農業システムの実現の取組の例

SDGs において飢餓の撲滅と栄養改善が目標とされている今日では、人々が十分な量・カロリーの食料を摂取できるという「量的な食料安全保障」のみならず、適切な価格で十分な量・質の食料や栄養素を確保できるという「質的な食料安全保障」の達成が目指されており、多様な品目をバランスよく摂取できる「健康的な食事」の摂取が推奨されている⁽⁵⁾。インドネシア農業省は 2020 年～2024 年の農業開発戦略（Rencana Strategis Kementerian Pertanian）における食料安全保障に関する戦略として、食料消費の多様化や地域の食料安全保障に向けた、貧困層や食料不足者の福祉向上、農業法人の育成、地域の食料備蓄などを推進するという方針を示している。食料摂取量を抑制しながら、健康的で多様な食品摂取による栄養バランスの改善を促すことにより、肥満の蔓延などを含む国内の栄養問題全体を解消することが目指されている⁽⁶⁾。

ここで、近年インドネシアで広がっている非感染性疾患である糖尿病に関する取組を紹介する。2020 年の糖尿病患者数は 1,080 万人に達し、2030 年には 2,130 万人に増加すると予測されている。コメ（白米）の過剰摂取や食の多様性が低いこと、微量栄養素やたん

ばく質の不足が糖尿病の広がり主要因とされているため、政府は「食料多様化」プログラム開発を支援し、白米の消費を減らす方針を示している。具体的には、多様な農産物の生産性の向上と作付面積の拡大による食料供給力の向上、供給と価格の安定、事業規模の拡大とパートナーシップ、教育、地域社会への普及が図られている。また、白米に代替する「アナログライス」（葛根澱粉と海藻粉の加工食品で、大きさや味が白米に似ており、白米よりも食物繊維の含有量が多く、栄養価が高い）の普及を推進している(Effendi Andoko, Damat Damat and Aurellia Candida, 2021)。

第2表 農業部門のグリーンエコノミー関連プログラムの実践内容と主な課題

プログラム	実践内容	主な課題
SRI (System of Rice Intensification)	（種子や肥料などの）投入を減らしながら、コメ生産性の向上を達成する。	灌漑を適切に管理するため、農民のグループで実施する必要がある。
統合的植物・資源管理 (Integrated Plant and Resource Management)	土地、水、植物、病虫害、気候の資源を統合的かつ持続可能な方法で管理する。	農民の投入財購入資金の不足、灌漑管理の困難、有機肥料補助金の配布過程における問題。
有機農業	自然の農業生態系の健全性と生産性を最適化し、十分かつ高品質で持続可能な農業生産システムを実施する。 コーヒーやコメの有機認証取得と輸出が拡大している。西ジャワでは、農家組合が外国企業と契約を結び2009年に有機米国際認証・フェアトレード認証を取得した。	公式な有機認証制度では認められていない肥料や農薬を利用した農産物・食品が有機農産物・食品に混在して流通するなど、有機認証制度への信頼が低く、有機食品流通における問題がある。 また、国際認証・フェアトレード認証を取得して有機米を販売している村では、一部の農家の所得が増加しているが、農村の伝統的な食の共有慣行の衰退や格差の拡大が起きた。

資料：Effendi Andoko, Iqbal Rafani and Wan-Yu Liu (2021), 伊藤（2018；2021b）を参照して筆者作成。

政府は、経済・環境・社会を調和させながら改善する取組としてグリーンエコノミー、循環型経済、バイオエコノミクスといったコンセプトを提示し、グリーンエコノミーの成長を促すような農業生産を推進している。第2表のように、環境親和的な稲作農法であるSRI（System of Rice Intensification）、統合的植物・資源管理、有機農業の普及といったプログラムが実践されている⁽⁷⁾。国内では、環境に配慮して生産された農産物や食品に対する認知度が低く、こうした取組における課題も多い。例えば有機農産物・食品の価格は、環境保全に関する費用を含むので、慣行農法によって生産された一般的な農産物・食品価格よりも高くなるが、認証制度への信頼度が低く、流通システムは未整備であり、国内市場の形成は遅れている（伊藤, 2018；2021b）。より多くの国内の消費者が、有機食品のようなグリーンエコノミーに関連する製品を信頼して購入できるようにするために、生産者への支援、認証制度の整備と同時に、国内の生産者や消費者の環境保全に対する意識の向上を推進する必要がある(Effendi Andoko, Iqbal Rafani and Wan-Yu Liu, 2021)。

生産者と消費者の連携により地域社会へ安定的に食料を供給するシステムも、開発されている。農業省は「コミュニティ・フードビジネス」の開発プログラムとしてファーマーズ・ショップ（直売所）を設立し、サプライチェーンの短縮化による価格の安定、電子商取引（E-commerce：EC）を利用した効率化を推進している。農民グループが運営するファーマーズ・ショップでは、コメ、砂糖、野菜・果物、肉、食用油、牛乳、卵、油、塩が販売される。その目的は、①農家の販売価格を適正に保つこと、②付加価値向上、③農家のマーケティング能力の支援、④消費者による高品質な食品の適正価格での購入の支援である。2020年には、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための大規模社会制限（Pembatasan Sosial Berskala Besar：PSBB）の実施期間に合わせて、ファーマーズ・ショップは、インドネシアの大手オンライン輸送サービス（Gojek）と連携し、政府による支援を受けて特定の商品（コメ、鶏肉、牛肉、卵、食用油、砂糖、チリ、エシヤロット、ニンニク）を市場価格より安く提供することで、地域社会へ安定的に食料を供給する役割を果たした。ファーマーズ・ショップにおけるECの導入は、農家による農産物販売を容易にすると同時に、若い世代による携帯電話を利用した食品購入を促すことが期待されている（Iqbal Rafani, 2020）。

（２）新型コロナウイルス感染症拡大と農業関連の経済対策

インドネシアでは2020年3月以降、新型コロナウイルスの感染が確認され、2020年12月末までに国内感染者数は74万人、死者は2万人を超えた。都市部を中心に、大規模社会制限（PSBB）という、国民や企業に自主的な活動制限を要請する措置が取られた。2020年のインドネシアのGDP成長率はマイナス2.07%であり、アジア通貨危機以来のマイナス成長となった⁽⁸⁾。貧困率やジニ係数も上昇した。2020年3月の都市・農村の平均貧困率は9.78%であったが、9月には10.19%に上昇した。ジニ係数は都市部で前年の0.391から0.399へ、農村部で0.315から0.319へと上昇し、格差が拡大した。新型コロナウイルス感染症拡大に対する経済対策措置として、航空業、ホテル、観光業への支援や、低所得層を対象としたコメ、食用油、砂糖などの生活必需品・食料品の受給カード（Kartu Sembako）、就業準備カード（Kartu Prakerja）の配布など、社会的保護支援策が実施された。所得税の減税、農業部門を含む19分野について輸入時の一部免除なども行われた。国家経済復興プログラム（National Economic Recovery Program：PEN）の実施に関する政令2020年第23号が公布され、社会的保護、中小零細企業支援、法人税の減免の復興支援策が発表され、予算は695兆2,000億ルピアとなった⁽⁹⁾。こうした大規模な支出の結果、2020年の財政赤字の想定額はGDPの6.34%に達した。ただし2021年には、輸出の増加などが経済の回復に貢献した。特に中国向け輸出が堅調であり、従来からの主要な輸出品であった石炭やパーム油に加えて、ニッケルの加工品輸出も増加した（川村・濱田、2021）⁽¹⁰⁾。

農業や食料消費に関する政策として、農業・食品分野を含む中小企業向けの融資利用条件緩和、所得税免税、関税や税金の引き下げ、特定の製造業・食品業種の輸出入規制の簡

素化が行われた（例えば、タマネギやニンニクの輸入には輸入証明書の提出が不要になった）。経済刺激策が承認され、農業・食品部門を含む産業及び企業への追加支援がなされ、消費者にも、基礎的食料品の配布に加え、電気、住宅支援、生活必需品、教育などの分野への支援プログラムが実施された(OECD, 2021)。

（３）雇用創出法（オムニバス法）の施行と農業部門への影響

2020年、投資環境改善のための雇用創出に関する法律（雇用創出法）が公布・施行された。雇用創出法の特徴は、複数の法令を一括して改正し、一つの法律のもとに収めるオムニバス法と呼ばれる手法が採用された点である。多岐にわたる関連法令をオムニバス法としてまとめることで、投資に関する多くの規定を一度の審議で改正し、審議に必要な期間を短縮できる⁽¹¹⁾。同法のポイントは、投資・事業の促進、労働法の改定、中小企業育成の3点である。投資・事業の促進のため、事業内容はリスクに応じた許認可によって審査されるようになった。労働者保護に手厚く企業側の負担が大きかった労働法が見直された。雇用関係終了に関する規制が緩和され、解雇事由が拡大され、最低賃金の計算方法も変更された。中小零細企業支援では、オンラインを利用した会議や組織化により事業の円滑化を進め、中小零細企業・協同組合の発展を政府が後押しするための改正が行われた（川村・濱田, 2021）。

雇用創出法の施行による農業・農業政策への影響としては、農園作物、植物品種の保護、持続的農業生産システム、園芸、家畜及び動物衛生に関する法律が改正された。国内の農業部門における雇用と投資の増加、農業関連の技術移転、種子の輸入、農産物貿易拡大による経済効果を狙い、関連の規制の改正が行われた（第3表）。従来の国内で生産された農産物の取引の優先を義務付ける規制が改正され、農産物輸入制限、外国投資、土地利用、備蓄の販売に関する規制が緩和されると同時に、コンプライアンス違反への取り締まりが強化されると考えられる。農家を含むビジネス関係者は、政府からライセンスを取得すれば、園芸作物の種子を輸入できるようになった。農業分野への外国からの直接投資が増加する可能性もある。ただし、投資の流入の過程においては、国内の労働者への技術・知識の移転を伴うことが必要であるといわれている(Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto, 2020b ; 2021)。雇用創出法の成立過程においては、島の森林保護に関する森林比率の規制や環境評価に関する規制が大幅に緩和されたため、環境破壊につながるものが懸念されている（川村・濱田, 2021）。

第3表 雇用創出法（オムニバス法）の農業・環境分野への主な影響

	従来の規制	現在の規制
優先事項	農産物の輸入を規制し、国民の消費需要を満たすために国産農産物の優先的使用を義務付ける。	地元農産物の優先順位を求めず、国内生産性の向上を義務付ける。
輸入	・地元産農産物があり、政府の食料備蓄が十分である場合、農産物輸入の禁止。 ・輸入禁止に違反した者には懲役・制裁金。	・従来の規制の内容を削除し、対応する政府規制によって管理する。 ・従来の規制に記載された制裁を削除する。
外国投資	・外国人持ち株比率を30%に制限。 ・外国人投資家はインドネシア企業の持ち株比率に相当する資金を現地銀行に預ける。 ・外国人投資家が政府所有銀行または金融機関から信用供与を受けることを制限。	・外資30%制限の付与を廃止。 ・従来の規制を削除し、政府が投資を奨励。 ・投資ネガティブ・リストの一部削除、ポジティブ・リストの発行。
備蓄	近代的店舗に優先的国産品の販売を要求。	国産品と輸入品を取引する近代的店舗を指定し国産品を優先させる義務を規定しない。
制裁	共同体の慣習法の承認なしに共同体の土地で耕作活動を行うことに対する行政制裁の制定。	コンプライアンス違反に対する行政処分導入。
環境に関する規制	・森林保護のための規制（30%の森林を保つ）。 ・環境保護団体の環境影響評価への参加。 ・環境評価義務あり。	・森林率規制撤廃。 ・政府単独の環境評価。 ・承認ベースの環境影響評価。

資料：Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto (2020b), 川村・濱田（2021）を参照して筆者作成。

5. おわりに

本章では、2010年代のインドネシアにおける食料消費や農業生産の長期的変化と、2020年以降の最近の動向を概観した。2010年代におけるインドネシアの食料消費の変化としては、食料供給熱量やたんぱく質供給量が増加し、中でも肉類など動物性食料の摂取は増加した一方、コメなどのでんぷん質食料への依存度は低下してきた。ただしタイや中国と比べると、今日でもインドネシアの食料消費は、食料供給源がでんぷん質に偏っており、動物性食料摂取の水準は低い。さらに、動物性たんぱく質源が魚介類に偏るなど、動物性食料摂取を通じた食の多様化が遅れている。主食の中ではコメの消費はあまり伸びず、小麦製品（インスタント麺）などの消費が増加している。でんぷん質への高い依存やたんぱく質摂取量の低さ・食の多様性の低さが維持され、かつ食の欧米化が進展する中、成人や5歳未満児の肥満・過体重は増加している。5歳未満児の発育阻害、妊婦の貧血も、タイや中国に比べて高水準にあり、栄養不足の問題も残されている。インドネシアよりも所得水準が比較的高いタイや中国では、でんぷん質への依存度は低く、バランスのとれた多様な食が摂取されている。

インドネシアの農業生産に関しては、2010年代に農業就業者割合が減少し続けたが、食料生産指数は伸びてきた。それは主に畜産物生産指数の伸びや、労働生産性の向上に由来すると推測される。コメやトウモロコシの輸入が減少傾向にある一方、小麦、大豆、砂糖などの輸入は増加傾向にある。輸出においてはパーム油に偏った輸出構造が維持されている。インドネシアに比べてタイや中国では、穀物を含む食料の生産があまり伸びなかった。ただし中国では、農業就業者割合の低下、高い土地生産性の維持により、農業就業者一人当たり付加価値の増加がいつそう進んでいる。

インドネシアにおける 2010 年代以降の農業政策では、従来からの価格支持による農業保護政策が継続された。さらに、これまで述べたような食料消費や農業生産の長期的変化への対応として、食料安全保障と農業競争力の向上が目標とされている。2020 年からの農業開発計画では、市場メカニズムを重視しながら「持続可能な農業」を実現し、国民の食料安全を保障するという方向性が強調されている。こうした取組の一環として、例えば、糖尿病対策における多様な食品摂取の推進、環境に配慮したグリーンエコノミーの推進としての環境保全的農業システムの普及、地域社会へ安定的に食料を供給するファーマーズ・ショップの設立などが見られる。2020 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は貧困の増加や格差拡大をもたらしたものの、農業部門を含む大規模な経済刺激策が実施された。雇用や投資を促進するための雇用創出法の成立により、今後、種子輸入・農産物貿易の拡大や、農業部門への外国投資の増加などの経済効果が期待される。ただし、国内の労働者への技術・知識移転を伴うことが課題であり、環境規制緩和による環境破壊が進むことが、懸念されている。

注（1）食事と生活に基づくパターンは、次のように変化していくとされている。①狩猟採集生活、②初期の労働集約型農業と飢饉の時期、③農業の工業化と所得の上昇に伴い、飢饉が減少する時期、④カロリー、砂糖、動物性脂肪、加工食品を多く含む「西洋」式の食事と、運動不足になりがちな生活スタイルが普及する時期、⑤より健康的な食事とより活動的な生活スタイルへ移行する時期、である。栄養転換は、③から④への移行、すなわち伝統的な食事から脂肪、肉、砂糖を多く含む食品への変化やライフスタイルの変化の過程で起きる。一般に③から④への移行段階で、飢餓や栄養価の高い食品へのアクセス不足が原因となる疾病が減少する。同時に、運動不足や、カロリー全体又は砂糖や脂肪などの特定の食品成分の過剰摂取に関連する非感染性疾患が増加する。2010 年から 2014 年にかけて多くの国で、過体重、肥満の成人の割合が増加し、血糖値の上昇（糖尿病の原因となる）が起きた（Popkin, 2002；FCRN, 2018）。

（2）第 2 節・第 3 節におけるデータの整理方法は、1980 年代から 2010 年代前半にかけての東・東南アジア諸国全体の食料農業と農政の長期的変容をとりまとめた坪田（2017）に沿っている。ここでは東・東南アジアの 11 か国が、2016 年の一人当たり GDP によって 3 つのグループに分類された（GDP が低い順にグループ 1 がカンボジア、ミャンマー、ベトナム、フィリピン、グループ 2 が中国、インドネシア、タイ、グループ 3 がマレーシア、台湾、日本、韓国）。2020 年のデータでも、インドネシアの一人当たり GDP は、東・東南アジア諸国の中では、中国・インドネシアと比較的近い水準にある（インドネシア 3,757US ドル、タイ 6,199US ドル、中国 1 万 431US ドル、2015 年固定 US ドル）。そこでこれらの 3 か国のデータを示しながら、インドネシアの特徴を明らかにする。ただし本章は、インドネシアを主な対象としつつ、FAOSTAT のフードバランスシートの計算方式が更新された 2010 年以降のデータを用いた情報の整理を行う。また、SDGs（ゴール 2：飢餓の撲滅）に関連し、FAOSTAT において「食料安全と栄養」の指標として提示されている、人々の栄養状況に関する情報も追加する。

（3）2010 年代、コメの生産量はあまり増加しなかったが、トウモロコシの生産量は大きく増加した（コメ（粳米）の生産量は 2010 年の 5,928 万 t から 2019 年の 5,460 万 t へ低下し、トウモロコシの生産量は 2010 年の 1,833 万 t から 2019 年の 2,259 万 t へ増加した、FAOSTAT）。その背景としては、鶏肉消費の増加と国産トウモロ

コシ価格が低いことから国産トウモロコシの飼料需要が増加したこと、トウモロコシの増産政策などが影響していると考えられる (USDA, 2021 ; 伊藤, 2021a)。

- (4) PSE (Producer Support Estimate) とは、「その性格や目的、農業生産又は所得へのインパクトの如何を問わず、農業を支持する政策措置から生じる、消費者及び納税者から農業生産者への年々の粗移転金額で、庭先価格で評価されたもの」と定義される (坪田, 2015 : 391-392 ; OECD, 2010)。坪田 (2015 : 420-425) は、1990年代から 2000 年代のタイ、インドネシア、マレーシアの PSE などを比較し、3 か国における農業政策のタイプや保護の水準が大きく異なることを指摘している。例えばコメ輸入国のインドネシアとマレーシアにおけるコメの PSE がプラスとなるのは輸入管理によるもので、輸出国タイの場合はコメ担保融資によるものであった。TSE (Total Support Estimate, その目的や農業生産、消費又は所得へのインパクトの如何を問わず、農業をサポートする政策措置から生じる、納税者及び消費者からの農業生産者への年々の粗移転金額、坪田, 2015 : 395) の構成比の比較からは、インドネシアの農業部門への支援の大部分が価格政策による移転で行われたのに対し、マレーシアやタイでは価格支持以外の比率が高かったとされている。インドネシアはこの時期食料輸入を行っており、工業化も遅れていたため、非農業部門からの税収で農業部門を支援することが難しく、価格支持に頼っていた。他方でマレーシアでは、非農業部門の発展、プランテーション農業部門が保護を必要としないことから、政府の財政的負担による農業部門の保護が可能であった。タイは農産物輸出国であり価格支持が必要なく、大部分が GSSE (General Service Support Estimate, その性格や目的や農業生産、消費又は所得へのインパクトの如何を問わず、農業をサポートする政策措置から生じるものであって、農業生産者へ集団的に供与される一般的サービス (研究、開発、研修、検査、市場開発など) への年々の総移転金額、坪田, 2015 : 395) や非価格 PSE から構成されていた。インドネシアでは 2010 年代も、GSSE が低い水準にとどまっていた (OECD, 2021)。
- (5) FAO が定義する「健康的な食事」とは、多様な品目をバランスよく摂取できる食事である。全粒穀物、豆類、多くの、かつ多種類の果物と野菜を含み、適量の卵、乳製品、鶏肉、魚及び少量の赤身肉を含みうる (FAO et al., 2020: 42, 73-74)。
- (6) 例えば 2020 年から 2024 年までの間に、食料供給熱量を一人一日当たり 2,121kcal から 2,100kcal へ、たんぱく質供給量を一人一日当たり 62.87g から 57.0g へ、動物性たんぱく質供給量を一人一日当たり 10.9g から 11.04g へ、野菜・果物消費量を一人一日当たり 244.3g から 316.3g へ、肉の消費量を一人年間当たり 13.2kg から 14.7kg へ、栄養不足人口比率を 6.7% から 5.0% へと変化させるといった数値目標が設定されている (Kementerian Pertanian, Indonesia, 2020)。2020 年から 2024 年の農業開発計画の詳細は伊藤 (2021a) , Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto (2020a) を参照。
- (7) インドネシアでは有機農業と SRI を組み合わせた「有機 SRI」という稲作農法が普及している。それは、①乳苗の利用、②1本〜2本の苗の浅植え、③疎植正条植、④間断灌漑、⑤中耕除草による土壌への酸素供給、⑥堆肥 (有機肥料) 施用の6点を原則とする、稲の根の分けつや茎の成長を促す技術である。導入した農家が①〜⑥の要素の中からほ場の条件に合った適切な技術を組み合わせることにより収量の増加を図る、現場試行型技術という特徴を持つ。インドネシアにおける SRI の普及過程やその農村社会への影響の詳細については伊藤 (2018) を参照。
- (8) インドネシアの経済成長率は、2010 年代後半から投資・輸出の減速により 5.0% 程度であった。2017 年〜2018 年に投資・輸出が上向くも、米国の利上げにより通貨が下落し成長が加速しなかった。2020 年はコロナウィル

ス感染症拡大による不況により、経済成長率はマイナス 2.1%であった。2020 年には輸出入など経済活動が鈍化し、家計消費の重要性が増した。国際収支は、輸入減少により貿易黒字が拡大した。品目別にはパーム油輸出が大幅に増加し、特に中国や米国向け輸出の増加率が大きかった。米国の利下げをきっかけにインドネシアからは資本が流出し、通貨安・低金利が進行した。経済を下支えするため利下げが実施され、政策金利が下がった。その後、資本流入に転じ、株式市場も落ち着きを取り戻した。2021 年には経済は回復し、政府の予測 GDP 成長率は 3.7%～4.5%であった（川村・濱田, 2021）。

(9) ルピアはインドネシアの通貨単位。1US ドル＝4,573 ルピア（2020 年平均）。

(10) 2020 年の対外関係に関して、インドネシアは、ASEAN10 か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの計 15 か国が参加する地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement : RCEP）協定に署名した（川村・濱田, 2021）。

(11) 投資要件を簡素化することで、競争力を高め投資を呼び込むことを目的に、14 分野について投資ネガティブ・リストが撤廃された。さらに政府が投資を優先する分野（プリオリティ・リスト）が設けられ、税制上の優遇措置を与えることとなった。

【引用文献】

【日本語文献】

伊藤紀子(2017)「インドネシアの商業的農業地域における農家の食料消費：子育て世帯の食事の多様性と儀礼を通じた食事の授受関係に注目した事例分析」『フードシステム研究』26(4): 337-342.

伊藤紀子(2018)「ポスト緑の革命期のインドネシア・ジャワにおける低投入農法の普及過程—有機 SRI (System of Rice Intensification) の普及事例の社会ネットワーク分析—」『農林水産政策研究』29: 1-27.

伊藤紀子(2021a)「第3章 インドネシア—持続可能な農業生産・食料消費の実現に向けて—」『農林水産政策研究所[主要国農業政策・貿易政策]研究資料』第6号.

伊藤紀子(2021b)「インドネシアの有機農業と農業政策」『農林水産政策研究所[主要国農業政策・貿易政策]研究資料』第8号, 第1部 横断的・地域的研究, 第1章 農村振興政策の各国横断的研究: 13-15.

井上荘太郎(2021)「第1章 タイ—民政移管と連立政権の農業政策—」『農林水産政策研究所[主要国農業政策・貿易政策]研究資料』第6号.

川村晃一・濱田美紀(2021)「感染症の蔓延抑制に失敗するも、投資環境改善に向けてオムニバス法が成立：2020年のインドネシア」『アジア動向年報 2021年版』.

十文字女子大学「インドネシア・ジャカルタの家庭の食事実態調査」

<http://njppp.jp/wp/wpcontent/uploads/80802a5fae1605c492d5d2c958473ed8.pdf> (2022年1月閲覧).

関山牧子(2017)「インドネシアの子どもの栄養と成長：1990年代以降の変化」『日本健康学会誌』83(6): 191-197.

坪田邦夫(2009)「新興国等の食料需給動向と日本農業の針路」『農業経済研究』81 (2): 60-75.

坪田邦夫(2015)「各国の農業分析の分析手法」林正徳・弦間正彦編著『「ポスト貿易自由化時代」の貿易ルール』農林統計出版: 381-435.

坪田邦夫(2017)「東・東南アジア食料農業と農政の変容」『農業研究』30: 121-151.

【外国語文献】

- Effendi Andoko, Damat Damat and Aurellia Candida (2021) Food Diversification Promoting Food Security and Diabetes Mellitus Alleviation in Indonesia. *FFTC Policy Research Articles*.
- Effendi Andoko, Iqbal Rafani and Wan-Yu Liu (2021) The Analysis of Agriculture Implication on Indonesia's Green Economy. *FFTC Policy Research Articles*.
- FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO (2020) *The State of Food Security and Nutrition in the World 2020: Transforming Food Systems for Affordable Healthy Diets*, FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO.
- FAOSTAT, <https://www.fao.org/faostat/en/>
- FCRN (Food Climate Research Network) (2018) *Foodsource Building Block. What is the Nutrition Transition?* FCRNfoodsource: A Free and Evolving Resource to Empower Informed Discussion on Sustainable Food Systems.
- Iqbal Rafani (2020) Agricultural Market Initiative Based-Farmer's Shop in Indonesia. *FFTC Policy Research Articles*.
- Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto (2020a) Strategic Plan of the Indonesian Ministry of Agriculture 2020-2024. *FFTC Agricultural Policy Articles*.
- Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto (2020b) Overview of Indonesian Agricultural Sector in Omnibus Bill on Job Creation: Challenges and Perspectives. *FFTC Policy Research Articles*.
- Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto (2021) Review of Indonesian Government Regulation Number 26/2021 on Implementation of Job Creation Law in the Agriculture Sector. *FFTC Policy Research Articles*.
- Kementerian Pertanian, Indonesia (2020) *Rencana Strategis Kementerian Pertanian 2020-2024*, Government Printer.
- Nadjia Mehraban and Amy Ickowitz (2019) Dietary Diversity of Rural Indonesian Households Declines Over Time with Agricultural Production Diversity even as Incomes Rise. *Global Food Security* 28: 1-9.
- OECD. Stat, <https://stats.oecd.org/>
- OECD (2010) *PSE Manual*. OECD.
- OECD (2021) *Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2020, Indonesia*.
<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/9e2cf2f4-en/index.html?itemId=/content/component/9e2cf2f4-en>
(2022年1月閲覧).
- Popkin, B. (2002) An Overview on the Nutrition Transition and Its Health Implications: the Bellagio Meeting. *Public Health Nutrition* 5 (1A): 93-103.
- USDA (2021) Grain and Feed Update: Indonesia. *USDA Gain Report*.
- World Bank Open Data, <https://data.worldbank.org/>

第4章 中国

—「次の百年」への最初の年，内外多難の中，食の安全保障と郷村振興を強調—

百崎 賢之

1. はじめに

2021年の中国は、共産党結党百年の記念の年を迎えると同時に、発足9年目を迎えた習近平政権が、22年秋の次期党大会を見据え、長期政権への足固めを確実にすることに意識を集中させ、7月の百年記念行事や、11月の党中央委員会の「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」（第三の歴史決議）等、政権としての成果の内外へのアピールを最優先に、国内的にはリスク回避に徹する姿勢が目立った一年であった。

その一方で、政権の強力な支配力を背景に、プラットフォーム企業や文化産業、ゲーム産業、教育産業、芸能関係等への強い締め付けをはじめ、成長の著しい分野にも新たな制約を課すなど、今後の方向に我が国はじめ海外から懸念が持たれている動きも少なくない。

そして、対外的には、米国の政権が西側各国との協調を重視するバイデン政権に移行したことにより、制裁関税をはじめ、トランプ前政権時の2018年頃から引き続く様々な対立が、今度は欧州や豪州、インド、我が国等との連携により中国と対峙（たいじ）するという新たな様相を示した。これに対し、中国は、香港で共産党中央・政府のコントロールを強め、また、台湾に関し、欧米諸国等との関係強化の動きに神経をとがらせつつ、「二つの中国」を認めない等とし、統一への意識を強くにじませる敵対的な対応を継続し、また、新疆ウイグル自治区等少数民族地域における人権問題でも欧米諸国から厳しい批判を受けるなど、政権自らの強硬な姿勢を背景に国際的な波風が高まった。他方で、習近平政権は、政権発足時から高く掲げる一帯一路構想等を背景に、対外投資や、新型コロナワクチンの提供をはじめとする様々な支援・協力等により、ロシアとの関係強化をはじめ、中央アジア、ASEAN各国や、アフリカ地域等に対し、自らの貢献、友好姿勢を強くアピールし、孤立化を回避して世界の大国としての地位強化を目指すべく、様々なアプローチを行っている。

2022年は、2月の北京冬季五輪後も、秋の共産党大会を見据えて、こうした内外の動きが強まる（国内的には、新たなリスク発生はできる限り回避の方向。）ものとみられる。

2021年3月の全国人民代表大会では、2025年までを計画期間とする「国民経済・社会発展第14次五か年規画」が決定されたが、習近平政権の長期化を意識し、2035年までの「遠景」（長期ビジョン）がこれとセットで示され、「二つの百年」、すなわち「共産党百年」（1921⇒2021）と「中華人民共和国建国百年」（1949⇒2049）の中間年である2035年までを見通すものとするとともに、長期政権化を強くにじませたものとなっている。

本レポートでは、まず、2.として2021年の共産党中央・国務院「一号文件」と「国民経済と社会発展に関する第14次五か年規画及び2035年長期ビジョン」（以下、「第14次五か年規画」という。）の食糧供給と「三農」（農業・農村・農民）に関する記述について概観する。次に、3.として2021年の農業生産と穀物等の輸入、最近の食糧自給率、豚肉生産、2025年に向けた農業生産の目標について分析する。さらに、4.として「食の安全保障」をめぐる政策の変化を分析するとともに、2021年4月に成立した「反食品浪費法」等に関連する動きについても概説する。最後に、5.として、2020年の「貧困撲滅」から引き続き、2021年に大きく浮上した政治・社会の潮流「共同富裕」にも関連する郷村（農村）振興の動きについて、同年4月に制定された「郷村振興法」の内容等を概説することとした。

2. 2021年の「三農」（農業・農村・農民）をめぐる全般的政策動向 ―「一号文件」と「第14次五か年規画」―

（1）2021年一号文件 ～「全面的小康社会達成」の後を受けて～

中国共産党中央・国務院の2021年一号文件（その年最初の発出文件。最重要課題であることを示す。）は、「郷村振興の全面推進による農業農村現代化の加速に関する意見」と題され、18年連続で「三農」に関するものとなった。2020年が「全面的に小康社会を打ち立てる」とする目標の期限とされ、「貧困脱却という難関突破の戦いに円満に勝利して終局させ、農村が（都市と）歩調を合わせて全面的な小康社会を達成する年」と位置付けられ、2021年はこれが目標どおり達成した次の年であることから、「第二の百年」に向けた新たな奮闘のスタートを切る最初の5年である「第14次五か年規画」期の最初の年として位置付けられており、そして新たな対策は、「貧困脱却」後の後継対策として位置付けられている。

1）郷村の振興、貧困対策の後継対策

「第14次五か年規画」期（2021-2025年）の最初の年に当たり、「民族が「復興」するためには、郷村の振興が不可欠」で、「社会主義現代化国家の全面的な建設」「中華民族の偉大な復興」の実現に向けての最も困難が大きく重大・複雑な任務は、依然として農村に存在し、各種のリスクに向かうための「基本的な支え」は引き続き「三農」にあるとし、「農業農村の弱点の補正」、都市との格差の問題を引き続き意識しつつ、新たな切り口として、「都市と郷村の協調発展を推進し、都市と郷村の経済を循環させる」との方向が提起された。

その上前年に達成した「貧困脱却」の成果を強固にしていくことが今後の郷村振興であるとし、5年間の「接続過渡期」を設定して貧困脱却県を引き続きケアしていくこととし、この間、従来どおりの「資源集中型貧困脱却扶助政策」から始めて、少しずつ改善調整し、「全面的な郷村振興」へと、政策の隙間や空白なく平穩に移行させるとしている⁽¹⁾。

そして、その次の段階で、貧困脱却地区の本格的な郷村振興を推進するとしている⁽²⁾。

2) 農業の現代化推進の加速

①食糧と重要農産品の供給保障能力の向上, ②種子業の後れを取り戻す, ③1.2 億 ha の耕地レッドラインの断固死守, ④現代農業科学技術と物的装備によるサポートの強化, ⑤現代的鄉村産業体系の構築, ⑥農業の緑色発展の推進, ⑦現代農業経営体系の推進の7項目が掲げられている。このうち, ①, ②, ⑥について, 以下に概説する。

(i) 食糧と重要農産品の供給保障能力の向上

「食糧と重要農産品の供給保障」能力向上が改めて強調されている。各レベルの党委員会・地方政府が, 食糧安全保障に係る党・政治の共同責任を実行するとし, 重要農産品の保障戦略を深く掘り下げ実施し, 「食糧安全保障に係る省長責任制」と「副食品に係る市長責任制」を十分果たし, 食糧・綿・油・砂糖・肉等の供給の安定を確保するとしている。

その上で, ア. 5年間に, 各省が食糧播種面積を安定させ, 単収水準を向上, イ. 食糧生産機能区と重要農産品生産保護区の建設を強化, ウ. 「国家食糧安全産業ベルト地帯」を建設, エ. 食糧栽培農民への補助金を安定させ, 食糧栽培により合理的な収益を確保, オ. コメと小麦の最低買入価格政策を堅持し, トウモロコシ・大豆の生産者補助政策を完備, カ. 青刈りトウモロコシ等良質粗飼料を奨励発展させるとともに, 大豆生産を安定, キ. 油菜や落花生等の食用油原料作物を発展, ク. 主要食糧生産県に対する支持政策体系を完備, ケ. コメ・小麦・トウモロコシの三大食糧作物の完全コスト保険と収入保険の試験実施の範囲を拡大し, 主要食糧生産県の保険料補助の負担を引下げ, コ. 優良品質食糧プロジェクトを深く推進(4.(2)2)参照)等を列記している。また, 「養殖業」(畜産・水産)の新たな体系の構築を加速し, 養豚の基礎的生産能力を保護し, 養豚産業の秩序ある発展の長期的メカニズムを万全にし, 牛羊肉生産と酪農にも注力する等としている。

さらに, 農産物貿易態勢を改善し, 農産品輸入多元化戦略を実施し, 企業をグローバル農産品供給チェーンに組み入れること, 密輸取締りに力を入れること, 水際検疫と外来侵入動植物種に対する防止抑制を強化すること, 食糧節約活動を展開し, 生産・流通・加工・貯蔵・消費の各段階の損耗や浪費を減少させることにも触れている(4.(1)・(3)参照)。

(ii) 種子業の後れを取り戻す(種子対策及び畜産・水産品種遺伝資源対策)

2020年12月の唐仁健・現農業農村部長就任以降, 最も重視している新たな政策が「種子業」の充実で, これは, 耕種作物品種だけでなく, 畜産・水産品種・遺伝資源も含んでいる。

具体的には, 農業現代化の基礎となる「種子」の強化に向けて, ア. 品種資源の保護開発利用強化の面で, 農作物品種資源・家畜家さん遺伝資源再調査を急ぎ, 国家作物・家畜家さん・海洋漁業生物品種・遺伝資源バンクの建設プロジェクトを強化, イ. 育種基礎研究と重点育種プロジェクトについては, 長期安定的な財政支持を実行, 「農業生物育種重大科学技術プロジェクト」の実施を加速, 農作物と家畜家さんの優良品種育成「攻略」を共同して深く掘り下げて実施, 家畜家さん遺伝改良計画と現代種子産業レベルアッププロジェクトを新たなシリーズとして実施, ウ. 生物育種の産業向けの応用の推進の面では, 育種分野の知

的財産権の保護を強化、種子産業のリーダー企業が商業化育種体系を樹立・完備するよう支援、南方（温暖）地域に「種子のシリコンバレー」を急ぎ建設、種子生産基地と良質品種繁殖育成体系の建設を強化、重大品種研究開発と普及後における補助政策を検討するとし、（全体として）育種・繁殖・普及が一体化した発展を促進するとしている^③。

さらに、種子産業振興の面では、2021年7月に、習近平共産党総書記直属の「中央全面深化改革深化委員会」で、「種子産業振興活動方案」^④を決定したほか、同年8月に、国家発展改革委員会と農業農村部の連名で発出した「「十四五」現代種子産業レベルアッププロジェクト建設規画」^⑤で、上記の内容の具体化を図った。

なお、上記の「活動方案」では、目標とする任務として、ア．品種資源の保護利用の全面強化（ジーンバンクの創設など）、イ．種子産業の革新攻略の推進に注力（国が統率する新シリーズの家畜家きん遺伝改良計画実施など）、ウ．優位性のある種子産業企業の発展を支持（金融支援等）、エ．種子産業基地の建設（海南省の「南方育種基地」（シリコンバレー）、甘粛省のトウモロコシ基地、四川省の水稻基地、黒龍江省の大豆基地を推進。豚、乳牛、肉牛、肉羊、採卵鶏、肉用鶏、水禽に重点を置いて、一連の国立中核育種場を建設、国レベルの水産種苗繁殖育成基地の建設を支援等。）、オ．ブランド侵害など違法行為の厳重取締りを挙げている。

さらに、2021年12月、全国人民代表大会常務委員会で、種子法の改正を決定し、品種資源の保護に対する国の役割の強化や、植物新品種権の保護の強化等を図っている。

（iii）農業の緑色発展の推進

「農業の緑色発展の推進」として、土壤保護型耕作モデルの普及や、耕地の休耕輪作制度を確立、化学肥料・農薬減量増効化、農作物の病虫害の「グリーン防除」製品・技術を普及するほか、家畜・家きんのふん尿の資源化利用を強化するとしている。

3）郷村建設活動の強力な実施

郷村建設活動の内容としては、①村落規画編成業務の速やかな推進、②郷村公共インフラ建設の強化、③農村居住環境整備向上五か年活動の実施、④農村基本公共サービス水準の向上、⑤農村消費の全面的推進、⑥県域内の都市郷村の融合発展の加速、⑦農業農村優先発展への投入保障の強化、⑧農村改革の徹底推進の8項目を掲げている。

（2）第14次五か年規画

1）多角的な「安全保障」を特記、その中に「食糧安全保障」を位置付け（第十五篇）

2021年3月の全国人民代表大会で決定した「第14次五か年規画」では、「発展と安全を統一的に計画・按配し、更に高水準の平安中国を建設する」として、安全保障に関する事項を一まとまりで記述するという新たなスタイルを採り、「国家安全体系」（第52章）、「公共の安全」（安全な生産体制、厳格な食品・薬品安全管理監督、生物安全リスクのコントロール、防災減災に関する体系）（第54章）、「社会の安定と安全」（社会的な対立紛争の処理と

治安のコントロール) (第55章) とともに、「国家経済の安全保障」(第53章) を配置した。

そして、「国家経済の安全保障」の内容として、「エネルギー資源の安全戦略」、「金融安全戦略」と並列しつつ、筆頭に「食糧安全保障戦略の実施」が位置付けている。このため、「食糧安全保障戦略」は、他の農業生産関連項目(第七篇)とは別に配置している。

「戦略」の最大の柱は、引き続き「食用食糧の絶対安全保障＝完全自給」と「穀物の基本自給」だが、新たに、三点目に(「食糧」安全保障という政策枠組みは変えずに)「重要農業副産品の供給充足」を加えている(具体策としては「市長が責任を持つ体制の強化」)。

また、これまでは言及のなかった「農産品買入・備蓄制度の改革」、特に「国の備蓄食糧管理体制の改革・整備」について提起するとともに、食糧の生産・貯蔵・運送・加工の各段階での損耗の減少や、「食糧節約運動」の展開にも言及している。さらに、輸入管理の整備、輸入源多元化、国際大穀物商と農業企業集団の育成も掲げている(4. 参照)。

近年、政策課題とされながら実現していない「食糧安全保障法制定」も改めて提示した。

なお、「経済安全保障」に係るプロジェクトとして、石油・ガス資源、電力安全保障、鉱物資源、原子力等と並列させる形で、「食糧備蓄施設」(高標準食糧倉庫の建設、食糧「グリーン」(=環境配慮)貯蔵向上プロジェクト、大型食糧物流センター・産業団地、緊急時に分配・流通する能力の向上)が入っており、党・政府の食糧重視意識の高さが窺われる。

2) 「郷村振興」を正面から位置付け、「農業農村の優先発展」としてまとめる(第七篇)

第13次五か年計画(2016~2020)中の「農業現代化の推進」と「新型都市化の推進」の一部(その中の「都市・郷村の協調ある発展」のうち「美しく住みよい郷村建設の加速化」)を統合し、第七篇「農業農村の優先的な発展の堅持、全面的な郷村振興の推進」として、農業と農村の課題を集約し、農業生産(第23章「農業の質と効果・利益の向上」: 農業の総合的な生産能力の増強、農業構造調整の深化、郷村経済業態を豊かにすること)、農村振興(第24章「郷村建設活動の実施」: 郷村建設の規画指導力の強化、郷村のインフラと公共サービス水準の向上、農村居住環境の改善)、農業農村の土地や制度(第25章「都市と郷村の融合発展体制メカニズムの整備」: 農業農村改革の深化(土地請負制度、集団所有財産制度等)、農業農村の発展要素の保障強化(財政投入、農業補助、用地補償、金融サービス等))の三章を配置し、さらに「一号文件」(2.(1)参照)と同様、貧困脱却を郷村の振興に発展させること(第26章「貧困脱却攻略の成果の郷村振興への効果的な接続を強固に展開することの実現」: 貧困脱却の成果の強固なレベルアップ、貧困脱却地域の総体的な発展水準の向上)を加えている。

3) 重要な「現代農業農村建設プロジェクト」を具体的に特記(第七篇「専門コラム」)

2) で説明した第七篇全体の記述とは別に、高標準農田の整備、種子産業、農業機械化など、特に重要な農業農村建設プロジェクトについて、コラム形式で8項目を特記し、農業農村分野の「目玉商品」としてアピールしている(第1表)。

第1表 「第十四次五か年計画」に特記された「八つの現代農業農村建設プロジェクト」

① 高標準農田	新たに高標準農田 1,830 万 ha を整備、そのうち、新設・増設する高効率節水かんがい面積 400 万 ha。東北地区で 930 万 ha の黒土土壌保護型耕作を実施。
② 現代種子産業	国立農作物品種資源長期保存庫、品種資源中期貯蔵圃場の建設。海南・甘粛・四川各省の国家級種子育成製造基地の水準の向上。国家家畜家さん・水産物品種質資源庫、品種保存場（地区）、遺伝子保存庫の新設、改増設。国家級家畜家さん中核育種場の建設。
③ 農業機械化	300 県の農作物生産全過程機械化モデル県を創設。300 県の施設農業・大規模畜産全過程機械化モデル県の設置。農業機械による深耕整地と、丘陵山間地区農田の機械化を容易にする改造を推進。
④ 動物防疫と農作物病虫害防除	動物疾病国家参考実験室と病原学監視測定区域センターの施設状況を向上。畜産地域動物防疫専用施設と末端レベル動物ワクチン冷蔵施設の改善。動物防疫指定通行ルートと病死動物無害化処理場の建設。農作物病虫害状況監視測定センター、病虫害緊急防除センター、農業リスク監視コントロールセンターをクラス別に建設。森林草原病虫害防除センターの建設。
⑤ 農業面源汚染の改修	長江、黄河等の重点流域の環境脆弱区域に 200 県の農業面源汚染総合回収モデル県を設置。家畜家さん飼養ふん尿・汚物の資源化利用を継続的に推進。水産養殖主産地区で養殖後排水の処理を推進。
⑥ 農産品コールドチェーン物流施設	全国レベル 30 か所、地域レベル 70 か所の農産品中核コールドチェーン物流基地を建設。産地市場貯蔵・鮮度保持施設のレベルアップ。家畜家さんのと殺処理加工場・コールドチェーン貯蔵・運送をセットにした施設の改造。
⑦ 郷村インフラ	地域の状況に応じた自然村間舗装路の推進。村民小組間連接道と村内道路の建設の強化。農村水源保護・供水保障プロジェクト建設の推進。農村電力網のレベルアップ改造、農村ブロードバンドネットワーク水準の向上。インフラ運営管理保護の強化。
⑧ 農村居住環境改善向上	経済未発達地区や、高海拔・寒冷・水資源不足地区の農村トイレ改修を順次推進。600 県の全県域居住環境改修を支援。農村生活ごみ・汚水処理施設の建設。

資料：中華人民共和國国民経済及び社会発展第 14 次五か年計画並びに 2035 年長期ビジョン目標綱要第七篇コラム 10 「現代農業農村建設工程」に基づき、筆者が整理。

3. 中国の農業生産・食糧貿易動向

（1）2021 年の農業生産・輸入の動向

1) 2021 年の食糧生産統計データ（国家統計局（2021））

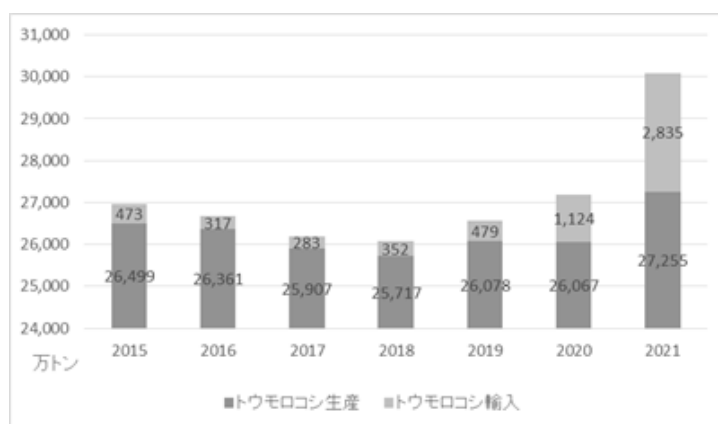
2021 年の食糧作物生産は、大洪水に度々襲われた 2020 年と異なり、局地的には河南省・山西省等で降雨が続く減産となったが、「全国的に見れば、例年より災害が比較的軽かった」（2021 年 10 月農業農村部）とされ、既に秋口には、「18 年連続の豊作が確実」とされた。国家統計局（2021）によると、全国の食糧作物播種面積が 1 億 1,763 万 ha（前年比 0.7% 増）、総生産量が 6 億 8,285 万トン（2.0% 増、史上最高）、うち穀物全体が 1 億 18 万 ha（2.3% 増）、6 億 3,276 万トン（2.6% 増、史上最高）、コメが 2,992 万 ha（0.5% 減）、2 億 1,284 万トン（0.5% 増、史上最高）、小麦が 2,357 万 ha（0.8% 増）、1 億 3,695 万トン（2.0% 増、史上最高）、トウモロコシが 4,332 万 ha（5.0% 増）、2 億 7,255 万トン（4.6% 増、史上最高）、大豆が 840 万 ha（14.8% 減）、1,640 万トン（16.4% 減）となった。

2) 穀物・大豆の輸入の状況（海関総署（2022））

2021 年のトウモロコシの輸入量は 2,835 万トン（前年（1,124 万トン）の 2.52 倍）となった。トウモロコシについては、2020 年に養豚の回復とともに国内産の不足が顕在化し、

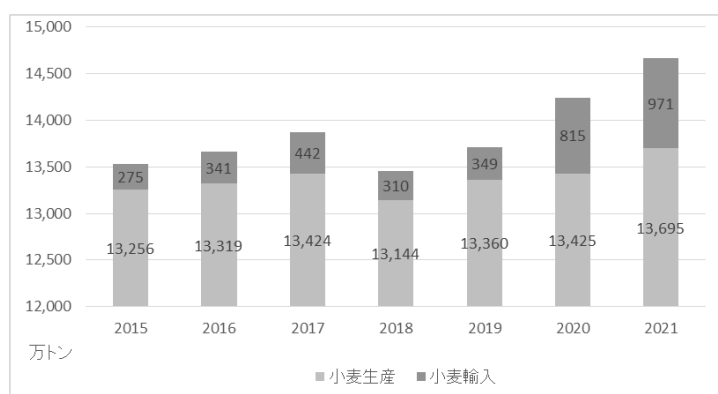
急激な価格高騰と輸入増加（関税割当枠の突破）が発生したことから、その前5年間の生産抑制方向（百崎，2021a:11 参照）を急転換させ、前年の輸入量とほぼ同量の1,188万トンの増産を達成したが、更に大幅の輸入増、前年に続く過去最大の輸入量となった。

また、小麦も、971万トン（前年が815万トン，19.1%増）と、前年に続き過去最大を記録した。なお、コメは492万トン（69.2%増），大豆は9,652万トン（3.8%減）となった。



第1図 トウモロコシの生産と輸入

資料：中国国家统计局（2021），中国海関総署（2022）により，筆者作成。



第2図 小麦の生産と輸入

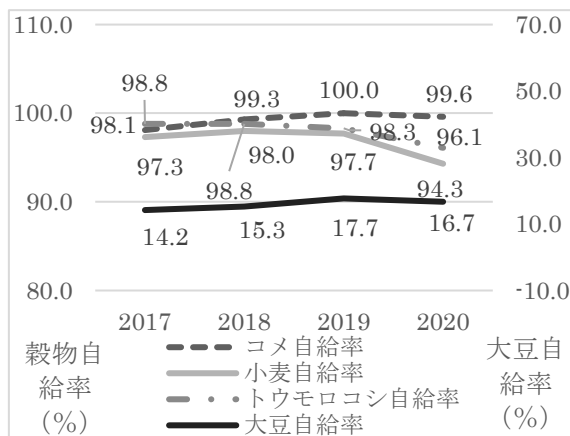
資料：中国国家统计局（2021），中国海関総署（2022）により，筆者作成。

（2）中国の主要穀物と大豆の自給率の動向

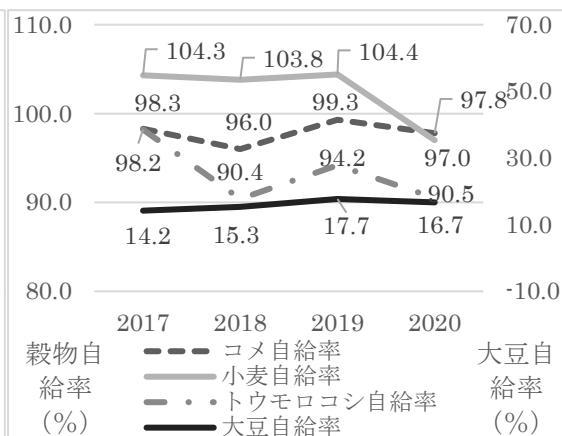
（1）2）のような急激な輸入増加の動向を踏まえれば，中国の食糧と主要農産物の自給率の急激な低下はないのか疑問が生ずる（これまでの関連政策の推移及び自給率の状況及び目標水準は，百崎（2021a）及び百崎（2021b）参照）。ここでは，最近の中国の主要穀物と大豆の自給率の状況について整理しておく（ただし，需要量のデータ公表時期等の関係で2021年の数値は算定できないため，2020年までの状況を整理する）。併せて，中国が用いていると考えられる特徴的な品目別自給率の算出方法についても，簡単に紹介する。

1) 中国の穀物・大豆自給率の状況

我が国の算出方法により中国の2017年から2020年までの「三大穀物」（コメ、小麦、トウモロコシ）及び大豆の自給率を試算すると、第3図のとおりとなる。



第3図 主要穀物と大豆自給率の推移
（日本方式）



第4図 主要穀物と大豆自給率の推移
（中国方式）

資料：中国農業展望報告 2018・2019・2020・2021 のデータをもとに、第3図は我が国の品目別自給率算出方法（品目別自給率＝国内生産量／（国内生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量））で、第4図は第2表アに示した方法で筆者が算出。

2) 中国の自給率の考え方と近年の状況

一方、中国の農政当局は、第2表のような手法で自給率を算定していると推定される。

そこで、これに基づき、第3図と同じ品目について自給率を算定した結果は、第4図のとおりとなる。

第2表 中国の自給率の考え方について

ア 中国政府の算出する自給率（品目別）は、前期末からの余剰（在庫）増減変化に基づき、	
① 前年末から今年末までの在庫積み増しが発生している場合：	自給率＝国内生産量／（国内消費量＋在庫増加量）
② 前年末から今年末までの在庫取り崩しが発生している場合：	自給率＝（国内生産量＋在庫減少量）／国内消費量
としてとみられる。	
イ 我が国の場合と比較的大きな数字の差異が生ずるのは、生産量が消費量を大きく上回り、輸出もされない場合、我が国の計算方式では、自給率は100%を大きく超えるが、中国方式では、分母が大きくなるため、100%を超えないこととなる。一方、生産量が消費量を下回り、過年度在庫（備蓄）によって消費に充当した場合には、分子が増加することにより、仮に輸入量が小さければ自給率は100%に近づき、逆に、食糧輸入を行いつつ、備蓄の積み増し産の売れ残りのケースもあり得る。）を行った場合、当該年度の本来の消費分は賅うことができたとしても、自給率が低下することとなる。	
これは、備蓄の増加は「消費」に準じ、備蓄の減少は「生産」に準ずるものとして、備蓄食糧を戦略的に扱うことにより、食糧安全保障の確保を重視する考え方に立っているものと考えられる。その反面、国内産の品質や品種構成等のミスマッチで輸入が増大すれば、過剰在庫発生と同時に、自給率も低落し、政府にとってより厳しい状況が生じかねない。	
ウ なお、この場合、戦略的な備蓄の積み増しによっても自給率が低下する結果となることから、公式文書や政府記者会見等における広報宣伝においては、「自給率100%」でなくとも、「基本的に自給を達成している」と表現したり、備蓄積み増しは行っている、その年の消費需要を満たしていれば、「輸入依存度は高まっていない」等、場合によって説明に用いる表現を使い分けている可能性が高いと考えられる。	

資料：農業農村部「中国農業展望報告」2021 等に一部品目について個別に公表されている自給率数値から逆算し、筆者が計算方法を推理したものであり、第4図の各数値及び第5図の資料の説明は、筆者がこれに基づき関係数値を各品目・各年度に当てはめ、算出した結果である。

第3図と第4図を比較すると、コメは、ほぼ完全自給が達成されているが、2018～2020年にかけて、備蓄（過年度在庫）を取り崩しているため、第4図の方が数値は高くなる。小麦は、生産が消費を上回っているが、輸入と並行した備蓄の積み増し（又は余剰在庫の発生）のため、第3図より第4図の数値が低くなっている。トウモロコシは、過去に積み上がった大量の在庫の取り崩しにより、飼料等の消費の増加に対応しているため、第3図より第4図の数値が高くなっている。なお、大豆については、備蓄増減以前の問題として、年間消費需要そのものの大半を輸入で賄っている状況のため、両手法でほとんど差異が生じない。

（3）豚肉生産に関する動向 一増産達成に成功も、今度は価格低迷が課題に一

ASF（アフリカ豚熱）の大流行を契機とする2019年半ばからの豚肉大減産は、2020年後半から急速な回復を見せ、2021年6月末には、繁殖母豚の頭数が4,564万頭（2017年末の102%）、飼養頭数が4.39億頭（2017年末の99.4%）まで回復し、「全面回復」に成功した。2021年の年間豚肉生産量は5,296万トンである。これに伴い、前年に439万トンまで増加した豚肉輸入量も、371万トン（62.0%減）まで減少した。

その一方で、2021年2月から、豚肉価格が急激に低落（同年6月には、2月のほぼ半値にまで落ち込み、その後も低下傾向が続き、同年11月になってようやく下げ止まった（農業農村部）^⑥とし、同部では、同年11月時点で通常年より6%多い母豚が合理的水準に戻るのには年明けになるため、その半年後の2022年半ばまでは低水準で推移するであろうと見込むとともに、春節等の需要期を控え、消費拡大を呼び掛けている。

2021年半ばに至り、豚肉価格の低迷が長期化することにより、零細規模の者も多い養豚業にコスト割れ・経営赤字が発生し、せっかく生産力が回復した豚肉生産が再び減産に振れ、あるいは大きな変動を繰り返すことが懸念されるようになったため、同年7月末に国务院常务会议で、「豚の生産能力の安定化・適正価格での供給促進・豚肉の安定供給の保障能力の増強」のための対策が方向付けされた^⑦。

これを受けて、同年8月、農業農村部・国家发展改革委員会・財政部・生態環境部・商務部・銀行保険監督管理委員会は、「豚産業の持続的で健全な発展の促進に関する意見」^⑧を発出し、今後5～10年で「ピッグサイクル」による変動を市場の力を活用して緩和し、豚の生産能力を合理的な水準に保持して生産と市場供給の安定を図る総合方策がスタートした。

具体的には、①政府の長期スパンでの支持政策（金融対策、政策保険の推進、環境管理の適正化）、②ピッグサイクルを緩和する調整制御の仕組みづくり（繁殖母豚の合理的な飼養水準の保持（警報指導と母豚追加・淘汰措置の仕組み）、大規模（500頭以上）養豚場の経営体数の安定保持、省と市の政府の分担による調整制御責任体制の樹立、前年同月比で母豚10%減少又は連続3か月コスト割れの際の臨時救済補助金の交付と利息の補助）、③緊急対応体制の整備（疫病（口蹄疫、CSF（豚熱）等）対策徹底、政府豚肉備蓄による調整体制強化）、④養豚産業の現代化（機械施設の補助等による養豚の大規模化支援、竜頭（リーダー）企業と中小養豚場との連結体制樹立、と畜施設の整備、廃棄物資源化利用の加速化）を図るとされた。

さらに、同年9月、農業農村部は「豚の生産能力の調整制御実施方案（暫定）」⁽⁹⁾を发出し、上記②の繁殖母豚の飼養保持水準を「全国で4,100万頭前後に安定、最低3,700万頭を切らないこと」とし、前年に決定した豚肉供給に関する「省政府「総責任制」・市長責任制」を徹底させた上で、省別に具体的な責任頭数を割り振って、県単位まで各地域に落とし込み、地域別の変動状況を随時チェックし、各地域の状況を「緑、黄、赤」に色分けして、過小・過剰の場合の速やかな是正措置を指示する仕組みづくりや、大規模養豚場の数についても、「全国で13万7千場」と定めた上で、「湖北省12,800、山東省11,700・・・」等と省別の確保責任場数を具体的に指示するなど、詳細なコントロール態勢づくりが図られている。

（4）第14次五か年規画期間（2025年まで）の目標（大豆と油料作物の増産を強調）

2（3）の第14次五か年規画の下での農業農村分野の規画（「“十四五”農業農村現代化推進規画」の名で、2021年11月4日の国务院常務会議で審議決定。）の公表（実際には2022年2月11日）より先行して、その更に分野別細部規画である「“十四五”全国栽培業發展規画」が、2022年1月13日（公的には2021年12月29日付けで）に公表された。

これは、その前期の五か年規画が、トウモロコシの栽培面積縮減等、需要に見合った生産や適地適作等、「構造調整」を志向するものであったのに対し、穀物の安定生産と大豆・油料（食用油原料）作物の増産を基調としつつ、綿花、製糖原料、野菜、果実、茶葉まで、細かく栽培面積と生産数量の目標を指示する極めて計画生産志向の強い内容となっている。

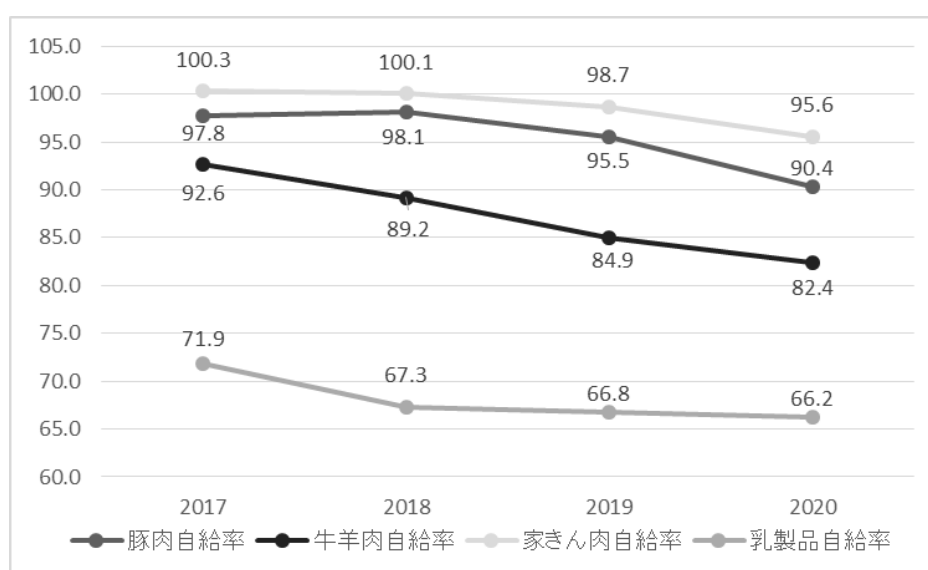
規画基準年は2020年だが、2021年実績（（1）参照）と比較すると、大豆は1,640万トン→2,300万トン（1.4倍）の大幅増産目標だが、トウモロコシは27,255万トン→26,500～27,750万トンの間（＝現状維持）、コメ（21,500万トン）と小麦（14,000万トン）は微増（ほぼ現状維持）となる。油料作物は、従来微増（ほぼ現状維持）前提だったが、突如、菜種が約3割増の900万トン、油料作物全体で1割増の1,100万トンとの大増産の目標とされた。

他方で、（1）でみたとおり、トウモロコシについては、2021年にはかなりの国内生産増産を達成しながらも、輸入量も相当増加した状況にあり、米国への輸入依存度が大豆より高いトウモロコシについては、米中対立も意識するならば、2021年初に農業農村部自身が描いていた「需要増加分を含めて増産し輸入量を減らす」見通し⁽¹⁰⁾の実現は急務であったはずであるが、これが2022年以降に向けては早くも崩された形である。2021年程度の生産量では、輸入量がより増加し、自給率が低下する結果となる可能性が高い。この状況は、大豆や、大部分をカナダからの輸入に依存する菜種をはじめとする油料を「食用食糧」（完全自給）に次ぐ存在と位置付け、飼料用や工業用需要が多いトウモロコシより戦略上重視すべきとの考え方も党・政府の一部には出始めてはいるが、まだ明確な長期的方向付けが見出せていない不透明な現状を反映しているものとも受け取れる。

また、農業農村部自身が「トウモロコシと大豆の土地争いの解消が大課題」と表明し⁽¹¹⁾、そのために「トウモロコシ・大豆の带状複合植付けの普及」を切り札と位置付け、2021年の45万haから2022年に約3倍に増やすことで、耕地利用の節約と地力増進効果等によ

り、両作物を合わせて相当の単収増が期待できるものとしているが、結果が注目される。

なお、トウモロコシの輸入は、関税割当枠を二年連続で大きく突破しているとはいえ、トウモロコシの割当枠を拡大することになれば、党・中央政府としては、今後、トウモロコシのみならず、小麦とコメの関税割当量の拡大、さらには撤廃を求める米国等からの圧力の増大につながりかねないとの懸念があり、食糧安全保障の観点からも、国内農業対策の面からも、トウモロコシの輸入拡大はできる限り避け、「代替品の輸入」（飼料用であれば、トウモロコシに替えて大麦、コーリャン、キャッサバ等）を進める方向（陳，2021b）とされる。ただ、飼料需要者たる畜産関係者等の選択を含め、今後の見通しには注意が必要と考えられる。



第5図 畜産物自給率の推移

資料：中国農業展望報告 2018・2019・2020・2021 のデータをもとに、第3図と同じ方式で、筆者が作成。ただし、農業農村部によれば期末増減がほとんどないとされるため、中国方式（第4図）でも結果は変わらない。

他方、畜産分野についても、「十四五」全国畜牧獣医業発展計画⁽¹²⁾が公表されており、その中で、畜産物の自給率が豚肉約 95%、牛羊肉約 85%、家禽肉が基本的に自給等とされているが、生産量の目標としては、豚肉以外は、2021 年生産量を下回る設定となっており、肉類需要は相当の増加が見込まれる中で、どの程度節約や損耗の抑制を織り込んでいるのか、本音では輸入増も許容するという事なのか、不透明感が残っているといえよう⁽¹³⁾。

4. 中国の「食の安全保障」

（1）「食の安全保障」の広がり輸入戦略の重視

1) 食糧安全保障（食の安全保障）における副食品の重視

世界最大の人口大国として、まずは主食としての食糧、穀物が何よりも重要であるとの認識は、変わっておらず、耕地の保全・利用についても、「非農業化」の防止とともに、「非食

糧化」も強く戒めるという基本的方向性は変化がないものの、第14次五か年規画では、「食糧安全保障」の射程に、「重要農業副産品の供給充足」が加わっている（そのための具体的方策としては、「市長が責任を持つ体制の強化」をうたっている）。

この点について、陳錫文・全国人民代表大会農業農村委員会主任は、「小康」（まずまずの生活）水準を実現した今、「食糧安全保障」に到達するだけでは不十分であり、更に大量の副食品（食用油、糖、肉、乳、野菜、果物、水産物等）が必要であるとし、「食物供給安全保障」という新しい概念⁽¹⁴⁾を提唱している（陳、2021a；2021b）。

2）食糧安全保障と輸入源の多元化等

前掲の第14次五か年規画、2021年一号文件においては、食糧安全保障の確保に向けて、「農産物の輸入管理メカニズムの整備、輸入源の多元化、国際大穀物商と農業企業集団の育成」との政策方針を打ち出した。陳（2021a）は、直接的に五か年規画等との関連に言及してはいないが、以下のような整理を行っていることが注目される。

まず現状について、「2020年まで8年連続で食糧総生産量6.3億トンを生産」していても、大豆を中心に食糧輸入量が史上最高、国内食糧総生産量の21%で、レベルアップした食物消費需要には適応できない。世界の半分足らずの人口一人当たり耕地面積0.9haと、世界の一人当たり平均の26%の淡水資源では、食用食糧は自給できても、重要副食品は不足し、輸入量が確実に増えている。国民の食物消費水準の維持に必要な耕地面積は35億ムー（約2.3億ha）だが、確保できる播種面積は25億ムー（約1.7億ha）が限界」とする。

その上で、巨大な中国の人口規模の下で、国内生産に依拠して食物の主要部分を確保するというベースラインを守り続けるため、「穀物の基本自給、食用食糧の絶対安全保障」は貫徹していることを基礎に、経済グローバル化の背景の下で、よりうまく国際農業資源と国際農産品市場を利用すべきとし、そのために重要なこととして、次の三点を提起している。

- ① 習総書記が提起する「人類運命共同体」理念の下、「もし世界の農産品供給総量が増えず、中国の輸入が増加を続ければ、「中国の発展は全世界への脅威」となるので、全世界の食物供給安定のため、中国は、農業面での国際援助や技術・経済協力を強化し、特に資源条件があるのに資金と技術が欠乏する国々の農業生産発展を支援し、主要食物供給水準を向上させる必要がある。中国の食物輸入のニーズを担保するためには、責任ある大国として、世界の食物供給の増加、安定に対して責任を引き受けなければならない。
- ② 一部の重要農産品の輸入先の過度の集中（大豆：ブラジル64%、米国25%で計9割、菜種：カナダ84%、豪州11%で計95%）を改め、輸入先多元化戦略実行の必要がある。
- ③ 農産品（エネルギー、鉱業等も同様）は、一回限りの取引としての売買行為完結でなく、例えば持続的安定的な大豆等の供給のために、買い手側は、売り手側の生産能力向上と市場拡大を助力する必要がある。国際穀物メジャーの対応に学んで、ア．世界の食糧供給地に大規模な現代物流施設（倉庫、ふ頭、専用運送ラインなどの大型インフラ）を整備し、現地農場主が生産出荷体制さえ取れば農産品の販売は確実にとお膳立てをしてその生産拡大を促し、イ．現地農場主に、生産資材の掛け売りを提供し、収穫後の穀物買入れ時に

代金を相殺し、農場側の資金難を解決する（買い手にとって購買予約金の意味も持つ）。

その際、中国はこれまで、国営大穀物商社でも、現地の農民や組合から直接購入せず、穀物メジャーから「再販売糧」を大量に買い、「肥らせ、養っている」が、今後、その国際食糧供給源支配を打破し、輸入先の農場主等と、ウィンウィンの利益共同体関係を築き、より有利な価格で直接食糧源を獲得すべき、特に、大豆は、輸入先国現地に搾油施設を設置し、現地の就業と地元経済、政府税収に貢献し、安定供給環境を整えよとする。

なお、このほかに、陳（2021a）は、2020年の肉類の輸入が全体で約1千万トン近くに達している（うち豚肉が440万トン、牛肉が210万トン）が、輸入飼料で国内畜産を続けるべきか、それとも思い切って畜産業の生産能力を一部分国外に移して、肉類の直接輸入に切り替えるかについても、需要側・供給側双方のウィンウィンを実現するため、真剣に考慮しなければならないのではないかと指摘している。この点は、2020年に中国は政府として畜産物自給目標（豚肉95%、牛羊肉85%等）を打ち出しており⁽¹⁵⁾、農業農村部が2021年12月14日に公表した「第14次五か年規画」期間（2021-2025）における畜産分野の細部規画「“十四五”全国畜牧獸医行業發展規画」において5年間の政策目標として再度提示されていることから、現時点では「自給派」がリードしているとみるべきであるが、党・政府内部では、相当議論が分かれていることをうかがわせるところがある。

3）食糧産業の強化と「国際大穀物商」（中国版穀物メジャー）等の育成

- (i) 2)のような情勢判断から、第14次五か年規画等では、「農産物の輸入管理メカニズムの整備」の必要性を指摘し、そうした行動をとる能力のある存在として「国際大穀物商（中国版穀物メジャー）の育成」、「農業企業集団の育成」を新たな課題として設定している。

この点に関し、趙ら（2021：108-116）は、食糧安全保障を担保する食糧産業（ここでは、食糧の生産、加工、貯蔵、流通、消費の全体をカバーする概念）の国際的な観点からの「競争力」を確保する必要があるとし、五つの条件、①国内市場の供給総量が十分で、海外の農業資源の利用能力も向上させること、②国内供給の質と品種構成が市場需要に適合していること、③国内産、輸入を通じた国内流通ルートが競争力を持つこと、④産業チェーンと食糧企業が情報、技術等の面で国際競争力を持つこと、⑤国際食糧市場における（中国の）地位が強く、食糧を武器として使用し覇権を得ようとする西側諸国の戦略を撃破できること（そのためには、国際的なルールづくりに参画、改変できることが必要）が整っていることが必要とする。

- (ii) その上で、①では生産力と備蓄能力（倉庫のキャパシティ＝計9.1億トン分）と備蓄確保状況（小麦、コメ等は1年以上確保。消費地で6か月分、産地で3か月分の市場供給力を担保など）、海外との関係では、60以上の国・国際組織との間で120以上のバイ・マルチの協定に署名しており、習近平政権の下で現在進められている「一帯一路」の推進も大きな力となるとしている。

②では、大量の輸入を行っている中で、とうもろこしが過剰から不足に転じたこと、大豆は輸入依存が続いていること、食糧の損耗が増加傾向にあること等の懸念を指摘している。

③では、食糧物流業が急速に発展していること、海外との関係では、国際穀物商として世界最大の資産を有する中糧集団（COFCO）が世界主要食糧生産地・販売地との間に流通チャンネルを持ち、世界の需給を均衡させる重要な力を有するとともに、主要穀物メジャーとの合併事業を進め、ジュネーブに国際貿易会社を立ち上げたこと等を指摘している。

④では、一帯一路戦略の実施の中で、中糧集団等の食糧企業が、国外に進出し、貿易と投資の一体化戦略を採用し、生産、加工、貿易等を合わせた一体的産業チェーンを構築し、各国ごとの、資源や労働力の状況に応じ優位性のある産業チェーンを打ち立てていること（中糧集団は、140以上の国・地域の重要物流結節点と貿易流通ルートを抑え、小麦・トウモロコシ等の資源配置に対応）が好材料であるとしている。

⑤では、WTO,FAO,UPOV,OIE等の国際機関の行う基準策定など、国際規則制定への積極的参画を挙げている。

(iii) そして、現状の問題として、③、④に関し、中糧集団等の食糧企業により海外における一体的産業チェーンの構築は達成されているとしながらも、「中国の食糧輸入数量が高止まりしている一方、国際的な食糧供給基地の状況は非常に不安定」⁽¹⁶⁾であるとし、特に、「大豆、トウモロコシ、小麦の輸入の面では、全面的に米国に依存している」が、その米国が、「まさしく、近年、中国との貿易摩擦が最も多く、将来の地政学上の利益争いの中で、貿易制裁、食糧供給停止等の悪辣な手段で中国に圧力を加えてくる可能性が非常に高いので、国際食糧供給源の不安定性は、中国の食糧輸入安全の全体的な構造に影響を与えてくるに違いない」との相当に強烈な不信感と危機感を露わにしている。

(iv) こうした中で、世界の流通を含む産業チェーンを構築していく上では、国際四大食糧（穀物）メジャーのように、買入れ、国内運輸、国際輸出等の業務を統一的に案配し、国際運輸も産業チェーン全体の一環に位置付け、集団化の一体化した運用を行うようになったときに、初めて食糧貿易の高効率な運用が実現できるのであるが、中国の企業の現状をみると、国際的な多国籍食糧企業と比較して、中国への食糧輸入に向けた国際食糧物流基地建設は不完全であり、中国の国際食糧取引業者は、全産業チェーンを差配する能力をもっとレベルアップさせることが求められると指摘している。

この場合、産業チェーンの中核主力となるべき企業について、中国の食糧分野のリーダー企業の市場規模は小さく、国際企業の「国際化」のレベルは高くないとし、食糧産業界の技術革新、研究開発への投入増加、人材育成の必要性を指摘しつつも、当面の課題としては、食糧メジャーに太刀打ちできるグローバルバリューチェーンにおけるハイエンドの地位の確立のため、①中糧集団を中心とした企業間の連携により一まとまりの総合的な産業チェーンをなす「国際食糧業者国家隊」を構築し、食糧の集荷貯蔵、加工、取引、販売等に一体となって取り組む体制を作るほか、②2、3の大型民営食糧企業を優先的に選出し、「国際食糧業者民営主力軍」も育成し、さらに③流通企業の海外進出も促すべし

としている。

(v) 第14次五か年規画期間において、直ちにここまで遠大なプランを完結させる意図まではないとしても、少なくとも、繰り返し表明される「国際大穀物商と農業企業集団の育成」が、こうした中国版穀物メジャーと、産業チェーンを差配する企業集団の成長を目指す長期戦略に立ったものであることは間違いない。

4) 「農業の海外進出」のターゲットの変化

2000年代の初め、「走出去」⁽¹⁷⁾戦略の名の下に農業の海外進出が進められたが、当時の中国は、トウモロコシや小麦の純輸出国⁽¹⁸⁾であったこともあり、「中国国内への輸入のための海外進出」は意識されず、投資規模は急速に拡大したが、現在の目から見ると、その多くが「農作物栽培という産業チェーンの最末端部分に位置して」(趙ら, 2021) おり、「全産業チェーン」の意識と能力に欠け、穀物メジャーに太刀打ちできるレベルに達しておらず、企業の発展目標と国の食糧安全目標のつながりが浅いため、中国の食糧安全保障戦略に適合したものとなっていなかったとされる。他方、今後の海外進出戦略として、「海外で耕地を占有し、中国国内の土地資源の不足を補う」という観点については、アフリカ等で「新植民地主義」の助長との批判や偏見を受けることを恐れている面も強いとされる⁽¹⁹⁾。

このため、韓ら(2020: 480-481)は、中国農業の今後の海外進出の戦略方向について、

- ① 海外の農業資源を利用し、中国国内で不足している品種の輸入品に対するコントロール能力を強化する(油糧種子、トウモロコシ、砂糖など)。すなわち、国際市場と海外資源を十分に利用し、海外農業の資源を開発するイニシアティブを獲得し、世界の農業産業チェーンへの影響力を高めることにより、単純な農産物の輸入リスクをコントロールし、海外の農業資源の輸入の安定性と自主性を保障する。
- ② 世界農業市場の競争に参加し、中国の農業企業の国際競争力を向上させる。すなわち、中国の農業企業は、グローバル経営と管理能力が不足し、中糧集団でも販売収入はカーギル社のわずか21%であり、グリーンフィールド投資(投資先国に法人設立)と多国籍企業の買収などを進め、中国の企業が穀物メジャーとなることで、多国籍企業の独占を打破し、中国のグローバル市場への参入能力を向上させる。
- ③ 農業技術の輸出を拡大し、発展途上国の食糧生産能力を高める。すなわち、中国の農業技術の優位性は明らかで、これは中国の重要な外交資源なので、海外投資を拡大し、中国農業の技術輸出を促し、ホスト国での農業技術の試験・モデル・トレーニングのセンターを設立し、ホスト国の農業技術レベルと食糧生産能力を引き上げ、ホスト国における農産物の供給を増加させることができる。中国が責任ある大国としてのイメージを確立することができれば、中国に豊富な外交と政治的利益がもたらされ、中国は国際的影響力を強めることができる。特に、アフリカ農業への投資は、耕地の占有又は「新植民地主義」の助長であるとの偏見を払しょくすることにもなる。中国の発展のための平和的な国際環境を作ることにも貢献すべきである⁽²⁰⁾。

としている。

（２）食糧安全保障立法と政府食糧管理の強化・食糧の「品質の向上」

１）食糧安全保障立法に関する動き

食糧安全保障が重視される中、海外産食糧に目を向ける一方で、政府としては、まずは国内の食糧の管理体制の状況、則ち、集荷した食糧の内容や、その適切な管理、特に貯蔵食糧が適切に利用されており、損耗や毀損が生じていないのか等が問われるようになっている。

その一環として、食糧安全保障立法として、国家食糧・物資備蓄局を中心に「一法二条例」の準備進行中とされる。このうち、中核となるはずの「食糧安全保障法」は2021年末現在、まだ成立には至っていない。また、「食糧備蓄安全管理条例」は、現「中央備蓄糧管理条例」（2003年決定）に代わるものとして、備蓄に関する役割分担（中央政府、地方政府、民間）等を含む案文がパブリックコメントにかけられたが、まだ決定・公布されていない。

「二条例」の残りの一つである「食糧流通管理条例」については、党と政府の食糧管理の任務や買入業務の基本事項、管理食糧の貯蔵、品質確保、監督検査等の内容を盛り込み、2021年2月に公布され、同年4月に施行されている。

２）食糧品質の向上―「優良品質食糧プロジェクト」「六大レベルアップ活動」

2021年6月に財政部と国家糧食・物資備蓄局の連名で発出された「優良品質食糧プロジェクトを深く掘り下げて実施する」ことについての政策意見⁽²¹⁾においては、「生産の確保（質を含め）だけでなく、買入段階、貯蔵段階、加工段階、販売段階の「五つの優良品質」を連動させるのだとしており、それにより「三つのチェーン」すなわち、食糧産業のチェーン、バリューチェーン、供給チェーンを連動させるのだとしている。

これを受けて、「六つのレベルアップ」活動が実施されることとされた⁽²²⁾。具体的には、① 食糧緑色（エコ、グリーン）貯蔵活動、② 品種・品質・ブランド（＝ブランド）レベルアップ活動、③ 食糧品質トレーサビリティレベルアップ活動、④ 食糧機械装備レベルアップ活動、⑤ 食糧緊急保障能力のレベルアップ活動、⑥ 食糧節約損耗減少健康消費レベルアップ活動の六つの活動からなる。

それぞれの「活動」の具体的な内容は、以下のとおりである。

① 食糧緑色（エコ、グリーン）貯蔵活動

高規格の食糧倉庫を建設し、食糧倉庫の気密性、保温遮熱等の機能を強化する。緑色食糧貯蔵技術を普及応用し、政府の貯蔵備蓄の全体をカバーする、情報測定コントロールシステムを整備し、多様なデータを整備し、最終の自動化と中長期の累積、浄化、防塵、倉庫の分類・クラス分け等により、倉庫配置の誤用で資源が浪費され、貯蔵保存の安全が損なわれることを回避する、等としている。（逆に見れば、これまで、かなり、深刻な事態が見られたということと推察される。）なお、2025年までの5年間に新たに整備する高規格食糧倉庫の貯蔵容量は2千万トンと報道されている。

② 品種・品質・ブランド（＝ブランド）レベルアップ活動

品種構成の改善、栽培の標準化により、豊富な優良品質産品が供給できるようにする。

また、食糧・食用油製品の品質を向上させ、「中国好糧油」ブランドを育て、PRに努め、販売営業を強化するとしている。(それだけ、これまで実需とのミスマッチが深刻だったものと推察される。)

③ 食糧品質トレーサビリティレベルアップ活動

食糧品質安全モニタリングプラットフォームを建設し、デジタル化のレベルを向上させる。第三者のモニタリングや、リスクのモニタリングを積極展開し、トレーサビリティの技術規範と管理制度を整備する等としている。

④ 食糧機械装備レベルアップ活動

優良品質食糧・食用油の加工装備水準の向上などを図るため、機械の研究開発、機械製造企業の技術のレベルアップ、食糧企業による応用研究開発の奨励等を図っている。

⑤ 食糧緊急保障能力レベルアップ活動

食糧緊急保障体系と「中国好糧油」活動・軍用食糧供給体系を融合発展させ、貯蔵能力を向上させ、適切な規模の食糧製品の備蓄体制を確立し、備蓄倉庫を新改築する等により、市街地から1時間、周辺都市から3時間、都市群から5時間で緊急的な食糧を保障できる圏域構成を実現するとしている。

⑥ 食糧節約損耗減少健康消費レベルアップ活動

食糧の買入れ、乾燥の徹底、貯蔵物流、加工利用、販売・消費等の各段階に着目し、食糧生産後の各段階における損耗の削減を全面的に推進し、食糧・食用油の循環利用・総合利用を強化し、食糧の損耗の削減を強化する法規・標準の体系を構築し、栄養健康技術の革新応用と製品の生産・消費を強化する等としている。

(3) 反食品浪費法の制定と節約運動の展開

1) 反食品浪費法の制定

2020年8月、習近平総書記の指示に基づきスタートした、外食における無駄、食べ残しを阻止するキャンペーンが2021年5月には、「反食品浪費法」として法制化され、「法治」の重視を掲げる政権の下で、一層組織的な浪費と食材ロスの削減が強力に進められるようになってきている。

「反食品浪費法」は、その法目的として、「食品の浪費を防止し、国の食糧安全を保障し、中華民族の伝統美德を発揚し、社会主義の核心となる価値観を実践し、資源を節約し、環境を保護し、経済社会の持続的な発展を促進する」(第1条)とされ、道德観や習近平政権の体制側の価値観を前面に押し立てつつ、同時に環境保護(低炭素化の実現)にも言及する形で、長期的な一大社会運動として進めていく政権の意思が強く表れている。

その上で、事業所、学校、家庭・個人に至るまで、事細かな行動規範を全32条にわたる法律の条文として盛り込み、食品の無駄をなくし、社会全体を規律し、党・国家体制主導で道德意識を称揚、国民を指導する社会運動としたい意識が強く表されているとみられる。

ただし、その背景には、米国等への不信感を踏まえた輸入の不安定化の事態の危険への国民意識の喚起の意味があると考えられ、決して平和的な問題提起ではないと考えられる。

第3表 「反食品浪費法」の主な内容

第1条	食品の浪費を防止し、国の食糧安全を保障し、中華民族の伝統美德を発揚し、社会主義の核心となる価値観を實踐し、資源を節約し、環境を保護し、経済社会の持続的な発展を促進するため、憲法に基づき、この法律を制定する。
第3条	国は節約を励行し、浪費に反対する。国は、多様な措置の実施、狙いを定めた施策実施、科学的管理、社会の共同自治を行うという原則を堅持し、技術的に可能で経済的に合理的な措置を講じて、食品の浪費を防止・減少する。国は、文明的で、健康的で、資源を節約し、環境を保護する消費方式を唱道し、適度に簡略化し、エコ（緑色）で低炭素の生活方式を提唱する。
（第7条	外食サービス経営者の義務（従業員訓練、反食品浪費標識張り出しや従業員による説明等により消費者を誘導、小分けメニューの提供義務、食べ残さないよう消費者に奨励・食べ残しごみ処理費用の收受等）
（第8条～第12条	事業所や学校の食堂、テイクアウト、旅行業、スーパー、市場の責務（内容は第7条と同様）
第13条	各レベル地方政府とその関係部門は、見栄を張った浪費に反対し、文明的で、節約・儉約を行う活動を奨励・推進し、浪費は恥ずべきこと・節約は荣誉あることという風を形成するための措置を講ずべきものとする。冠婚葬祭等・・・（後略）
第14条	個人は、文明的で健康で理性的で緑色（エコ）な消費の理念を樹立し、・・・合理的に注文し・・・（後略）
（第15条	食品ロスの防止（国と食品事業者の責務）、第19～22条 事業者団体・社会組織・教育行政・マスメディアの責務）
第27～30条	罰則 事業者や個人が、事業者の浪費行為を発見したら通報できる。地方政府は、是正を求めた経営者が拒否した場合、飲食業：1千円以上1万円以下、食品製造業：5千円以上5万円以下の罰金に処すなど。 テレビ・ラジオやネットの番組提供者が、大食い、暴饮暴食等の食品浪費番組を制作、公開した場合、テレビ局等からは是正を求め、警告を発するものとし、これに対する拒否等が著しい場合、1万円以上10万円以下の罰金と、一時業務停止等。

資料：中華人民共和国反食品浪費法（2021年4月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で可決成立し、即日施行）

2）食糧節約活動方案

さらに、2021年11月には、中国共産党弁公庁と国務院弁公庁の連名で、「食糧節約活動方案」が発出された⁽²³⁾。「食糧—全産業チェーン」の各段階（農業生産：種子減損や機械収穫時の損耗の減少等、貯蔵：乾燥条件の改善や貯蔵施設整備等、さらに運送・加工・消費の各段階）で減損を節減していく任務の重要性に鑑み、上記の反食品浪費法を推進実施していくためのものとして、2025年までの5年間に、減損節減措置を確実・詳細なものにし、明確な効果を上げ、持続可能な国家食糧安全保障体系の確実な基礎を築くものとしている。

具体的内容は、以下のとおりとなっている。

① 農業生産段階

- a 主要食糧作物の種子利用を節約。生産量・生産効率が高く、抗病性に優れ、地域的適合性が広い品種の選定。種子減損防止に向けた機械の研究開発など。
- b 田畑における収穫損耗の減少。機械収穫時の損耗を減らす技術指導、スマート緑色高効率機械の普及応用、農民の訓練育成など。

② 食糧貯蔵段階

- a 食糧の収穫後の乾燥条件の改善。乾燥施設を農業機械新製品補助の試験実施へ組み込み。新型農業経営体、食糧産業、食糧生産後サービスセンター等が農家に食糧乾燥サービスを提供するよう奨励など。
- b 農家の科学的な食糧貯蔵を支援誘導。技術訓練とサービスの強化。徐々に「地面貯蔵」問題を解決など。
- c 貯蔵施設の整備の推進。老朽倉庫のレベルアップ、貯蔵における情報化の推進など。

③ 食糧運送段階

- a 運送インフラ・装備の整備。鉄道専用線、専用ふ頭、集荷中継施設など。
- b 農村食糧物流サービスネットワーク整備。農村の道路や、交通運輸ネットワーク整備

等。

- c 物流標準化モデルの展開。規範化、標準化、情報化した集散運搬サービス体系発展など。

④ 食糧加工段階

- a 食糧・食用油の加工転化率の向上。加工標準の見直し、消費者の過度の精白志向の改善、デジタル化水準の向上、食品加工配送の刷新、セントラルキッチン化やコールドチェーンの整備等。
- b 飼料用食糧の減量代替の強化。豚や鶏の飼料をトウモロコシや大豆粕から雑穀、雑かす、食糧加工副産物等に転換。国の飼料原料栄養価データベースの整備、飼料企業の多元化配合構造の確立等。
- c 食糧資源の総合利用の強化。米ぬか、ふすま、胚芽、油粕等の食糧食用油加工副産物の有効利用など。

⑤ 外食消費段階の浪費抑制

- a 外食事業経営行為の管理強化。業界の反食品浪費制度を整備し、業界標準、サービス規範を整備。事業者が進んで消費者に適量の注文を勧め、小分けしたおかず・ご飯を提供など。
- b 組織内の食堂に対する反食品浪費管理責任の実行。食品買入れ、貯蔵、加工の動態管理を強化し、少油少塩等の健康的飲食方式を推進し、食品浪費防止措置を制定する。予約により食事を取る、適量を配膳する、反食品浪費業務の効果の評価や通報、検査等により、浪費行為を是正する。
- c 公務活動における食事の節約強化。接待、会議、研修等における食事の管理を強化。
- d 学校における外食の節約管理の長期的な仕組みづくり。小中学校等における集団給食制度の実施。家庭と学校の協力により浪費を根絶した良好な飲食習慣を育成など。
- e 家庭と個人の食品浪費の減少。家庭における科学的な日常食計画、少分量、多様化、栄養を組み合わせた調理方式の採用の提唱等。
- f 調理残さの資源化利用推進。ごみの減量、残さの資源化利用・無害化処理、分類収集の実施、飼料化利用等。

⑥ 食糧節約損耗減少に係る科学技術の革新の推進

⑦ 食糧節約損耗減少に係る PR と教育指導の強化

5. 郷村振興促進法の制定と郷村政策の新展開

(1) 郷村振興促進法の制定

- (i) 2021年4月、郷村振興促進法が、全国人民代表大会常務委員会を通過して成立し、同年6月1日から施行された。

全国人民代表大会法制業務委員会の王瑞賀・経済法室主任は、この法律が、①「三農」（農業・農村・農民）業務遂行のポイントである郷村振興戦略の全面実施を担保するものであること、②中国の特色ある法治に向けて「三農」法律体系を完備させ、「中国の夢の

実現」につながるものであること、③「農業農村の優先的な発展を堅持し、都市と農村の融合発展を堅持する」ものであること、④「農民の主体的な地位の保護と農民の意向の尊重と農民の合法的な権利・利益の保障」を貫徹させ、農民の根本的利益を保護することにより、「真に農民を郷村振興の参画者・支持者・受益者とさせる」ものであること等、その立法の意義を強調している。

ここで、②に関しては、あらゆる社会分野に中国式の「法治の保障」を提供する一環として、「三農」の法治の実践を総括し、中国の特色ある「三農」法律体系を完備・発展させるための重要な成果」とし、これが、「農業の全面的なグレードアップ、農村の全面的な進歩、農民の全面的な発展」、さらには、社会主義現代化国家の全面的な建設、中華民族の偉大な復興という「中国の夢の実現」にとって、重要な意義を有するとしている。

一方、（本法の施行を受けた）運動論として、広範な農民の積極性・主体性・創造性を結集し、広範な農民の素晴らしい生活に対する熱望を郷村振興推進の原動力に変えていくのだとし、広範な農民の根本的な利益の保護と、広範な農民がともに豊かになることの促進をスタート・ゴールとし、人民が中心であるという思想を堅持するとともに、農民の主体的な地位を堅持していくものであるとしている。

また、郷村のガバナンスの面では、農村の末端における「大衆自治制度」を明確に整え、村民委員会の民主的な政策決定メカニズムと村の事務公開制度等を完備させ、特に、郷村建設の面で、農村の住居建設管理の強化（耕地を違法に占有し家屋を建設すること等を厳格に禁止）の基礎となるとともに、都市との統一性の取れた社会保障制度など、基本的な郷村公共サービスの均等化の実現を求めるものであるとしている⁽²⁴⁾。

（ii）唐仁健・農業農村部長は、「『貧困脱却攻略』が全面完成した今、三農業務の重心は、「郷村振興の全面推進」へと歴史的な方向転換を図るのであり、この特別な時点で、郷村振興促進法が決定したことは非常に時宜を得ており、重大な意義を持つ」と位置付けている。

また、郷村振興促進法の意義は、「①郷村振興戦略実施の法治上の礎石となり、②郷村振興戦略を実施する上での法治上の保障となり、③郷村振興戦略を実施するための法治上の便利なツールになる」ことであるとするとともに、この法律の精神を農業農村業務の各方面、全過程に貫徹・定着させていくに当たっての重点は、

- a 農民収入を増加させ、農民生活水準を向上させ、農村文明のレベルを向上させることを核心に置き、法律の実施を通じて、郷村の産業・人材・文化・生態環境・組織という「五大振興」を促進していくこと
- b 農産品の供給安全保障、農村生態環境の障壁の保護、中国農村の優秀な伝統文化の伝承という「三大歴史的任務」を巡り、法律の実施を通じて農業の多面的機能の開拓発展、郷村の多元的な価値の向上を促進していくこと
- c 農村の社会主義精神文明の建設を巡り、農民の主体的地位というキーポイントを堅持し、法律の実施を通じて、資質の高い新型農民の育成を促進し、農民の合法的権利利益を保障・維持していくこと

であるとしている⁽²⁵⁾。

第4表 「郷村振興促進法」の主な内容

第1章 総則 ・目的 郷村振興戦略を全面的に実施し、農業の全面的なグレードアップを促進し、農村を全面的に進歩させ、農民を全面的に発展させ、また、農業農村の現代化を加速させ、全面的に社会主義現代化国家を建設するために、この法律を制定する。(第1条) ・法律の適用 郷村振興戦略の全面的な実施、郷村の産業振興・人材振興・文化振興・生態振興・組織振興の促進、都市と郷村の融合発展の推進等の活動に、この法律を適用する。(第2条) ・郷村の定義 本法で郷村とは、都市の既成街区以外の、自然・社会・経済の面での特徴と生産・生活・生態・文化等の多面的な機能を有する地域総合体であり、郷・鎮と村落等⁽²⁶⁾を含む。(第2条) ・郷村振興の基本 郷村振興の促進は、産業が盛んであること、生態環境が居住に適していること、村らしい文明が開けていること、効果的に統治されていること、生活が富裕であることというトータルのニーズに照らし、農村の経済づくり、政治づくり、文化づくり、社会づくり、生態文明づくり及び党の建設の調和をとって推進するとともに、郷村の農産物供給と食糧安全保障、生態環境の保護、中華民族の優秀な伝統文化の伝承発展等の面での特有の機能を十分に発揮させるべきである。(第3条) ・郷村振興の原則 郷村振興戦略の全面的な実施は、中国共産党の指導を堅持し、イノベーション・協調・グリーン・開放・分かち合いの新発展理念を貫徹し、中国の特色ある社会主義郷村振興の道を行き、共同富裕を促進し、以下の原則に従わなければならない。(第4条) (1) 農業農村の優先発展を堅持するものとする。すなわち、幹部の配備において優先的に考慮し、要素配置において優先的に満たし、資金投入において優先的に保障し、公共サービスにおいて優先的に案配する。 (2) 農民の主体的な地位を堅持するものとする。すなわち、農民の意向を十分に尊重し、農民の民主的な権利とその他の合法的な権利利益を保障し、農民の積極性・主体性・創造性を結集し、農民の根本的な利益を保護する。 (3) 人と自然が調和共生することを堅持するものとする。すなわち、山水林田湖草砂の系統立った整備を統一的に案配し、緑色発展を促進し、生態文明の建設を推進する。 (4) 改革・イノベーションを堅持するものとする。すなわち、市場が資源配置を決定するという作用を十分に発揮させ、政府の働きをよりよく発揮させ、農業の供給側構造の改革と質の高い発展を推進し、郷村社会の生産力を絶えず解放・発展し、農村の発展活力を呼び起こす。 (5) 地域各地の状況に合わせた措置をとり、規画を先行させ、順序立てて少しずつ進めることを堅持するものとする。すなわち、村落の発展規律に合わせ、郷村の歴史文化・発展の現状・地理的条件、資源の賦存状況、産業基礎分類の推進に基づくものとする。 ・家庭請負制度と集団所有経済 国は、家庭請負経営を基礎とする、集団経営と分散経営が結びついた二層経営体制を強固で完全なものにするとともに、壮大な農村集団所有経済を発展させる。(第5条) ・都市と農村の融合発展 国は、健全で都市と郷村が融合発展する体制メカニズムと政策体系を打ち立て、都市と農村の要素の秩序ある流動化と、平等な交換と、公共資源のバランスの取れた配置を推進し、工業が農業を補い、都市が農村をリードすることを堅持し、工業と農業が総合に推進しあい、都市と農村が相互に補完し、協調して発展し、ともに反映する新型工農都市郷村関係の形成を推進する。(第6条) ・郷村文化 国は、社会主義の革新的価値観を導きとすることを堅持し、民族精神と時代精神を大いに称揚し、郷村の優秀な伝統文化の保護と公共文化サービス体系の建設を強化し、郷村文化を反映・発展させる。 毎年旧暦秋分の日を中国農民豊作記念日とする。(第7条) ・食糧安全保障 国は、自らの主体性を守り、国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を支えとする食糧安全保障戦略を実施し、土地に食糧を蓄え、技術に食糧を蓄えることを堅持し、不断に食糧総合生産能力を向上させる施策を講じ、国家食糧安全産業ベルトを建設し、食糧加工・流通・備蓄体系を完備し、穀物の基本自給・食用食糧の絶対的安全保障・国の食糧の安全保障を確保する。 国は、食糧の加工・貯蔵・輸送の基準を完備し、食糧の加工仕向け率と利用率を向上させ、食糧の節約と減耗縮減を推進する。(第8条) ・郷村振興業務メカニズム 国は、中央が統一的に企画手配し、省が総合責任を負い、市と県と郷が掌握実行する郷村振興業務メカニズムを樹立整備する。 各レベルの人民政府は、郷村振興促進業務を国民経済・社会発展規画に組み込むとともに、郷村振興審査評価制度、業務年度報告制度及び監督検査制度を確立する。(第9条) 国务院の農業農村主管部門は、全国郷村振興促進業務の統一案配・調整、マクロ指導及び監督検査の責任を有する。国务院のその他の関係部門は、各自の職責の範囲で関連する郷村振興促進業務の責任を有する。 県レベル以上の地方人民政府の農業農村主管部門は、その行政区域内の郷村振興促進業務の統一案配・調整、指導及び監督検査の責任を有する。県レベル以上の地方人民政府その他の関連部門は、各自の職責の範囲で郷村振興促進業務の責任を有する。(第10条) (第2章産業発展、第3章人材の支え、第4章文化の繁栄、第5章生態の保護、第6章組織の建設、第7章都市と郷村の融合、第8章補助措置、第9章監督検査(略)) ・施行日 第10章 附則「この法律は2021年6月1日から施行」(第74条)

資料：中華人民共和國郷村振興促進法 2021年4月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第28次会議可決成立

(iii) また、同部の王楽君・法規司長は、この法律を定着実施していく上では、農業農村現代化第14次五か年規画の下での農業農村分野の規画（「“十四五”農業農村現代化推進規画」、3(2)4参照）をこの法律と結びつける形で制定し、政策のトップレベルの設計・セットとなる制度の確立・各任務の詳細な実体化を進めるとともに、今回法定化された「豊作記念日」（秋分の日に実施）を通じたPRと郷村振興の良好な雰囲気づくりを図り、また各レベルの地方政府の五か年計画の中に郷村振興促進業務を組み込み、郷村振興業務に関する人事考査評価、年度ごとの業務報告、業務推進の監督検査制度の確立等を図るべきであるとしている⁽²⁴⁾。

（2）農村居住環境整備昇級五か年活動方案

- (i) 「郷村振興促進法」の枠組みが、ほぼ「三農」全体をカバーする広がりを持ってしまっているためか、前年までの「脱貧困対策」を別とすれば、法律に盛り込まれた枠組みの全体を具体的な計画に落とし込むのは困難となっていると考えられ、農村の人々、さらには国民全体にとって、具体的な施策として説明しやすいものは、やはり、従来どおり「農村の居住環境の整備」ということにならざるを得ないと考えられる。
- (ii) このため、上位レベルの「五か年規画」とは別に、これについて特記した高いレベルの計画として、2021年11月、中国共産党中央と国務院弁公庁の連名で、「農村居住環境整備昇級五か年活動方案」⁽²⁷⁾が公表されている。

内容は、①農村トイレ革命の徹底推進、②農村生活污水の処理推進の加速化、③農村生活ごみの処理水準の全面的レベルアップ、④村の「顔立ち」の総合的レベルアップ（具体的には、農村水系の改修や水質改善、村落の緑化・公共照明・環境衛生の確保、農村公共活動場所整備等、伝統文化・地域色の発揮等）、⑤長期的に管理保全できる仕組みづくり、⑥農民の主体的な役割の発揮、⑦政策的支援の強化、⑧組織的指導の強化となっている。

- (iii) 2035年に基本的に「農業農村現代化」（＝農村が基本的な現代的生活条件を備え、各地域の実情に合った、科学的で、量より質を、進度より実効性を、速さでなく良さを求める、農民のために整備する、住みよく仕事のしやすい美しい郷土づくり）を実現させるために、2025年までには、居住環境を顕著に改善し、エコで住みよい美しい郷村建設に向けた新たな進歩を達成するのだとしている。

- (iv) 具体的な進め方としては、総体としてレベルアップさせて邁進し、浙江省で先行して進められてきた「千の村をモデル化し、万の村を整備する」プロジェクトの経験を参考に、農村トイレ革命、生活污水・ごみの処理、「村の容貌」の整備向上、長期的に管理できる仕組みの樹立・整備に重点を置いて進めるとしている。

その際、まず、「農民の満足が基準だ」と繰り返し強調されており、従来、末端に行くほど実績作りを優先し、拙速さが目立ったこと、また、「長期的な効用」や「農民の積極性の喚起、農民の意向の尊重、そして農民が自ら農村の居住環境を改善する内省的な原動力を生み出す」ことが強調されている点は、例えばトイレについて、数を揃えたものの排水施設等が追いつかず機能が持続していない例も多いこと、農村振興への原動力となる

に至らず、物的整備に終始してしまっていることなども反映しているものとみられる。

なお、計画公表に際して劉煥鑫・国家郷村振興局長が行った記者発表でも、記者から「農村の居住環境の整備」という「小さな切り口」から入って、どうやって郷村振興の「大戦略」へ結びつけるのかと問われ、同局長は、「農村の居住環境の整備は、一項目の作業のように見えるが、実は全体をけん引する重大な民生プロジェクトなのだ」と答えている。

具体的には、① 農村の居住環境の整備を通じて、「郷村の住みよさ・仕事のしやすさの実現」という農業農村現代化の一大目標が実現すること、「緑色化」を基本色として広範な農民に良好な生産生活環境を提供することができること、② それが、多くの人材のUIターンと革新起業をひき付け、農民の近傍における就業や起業を促進し、郷村の人気を高めるとともに、生態環境という農村の優位性を持つ財産を掘り下げて旅行業、休暇体験等のそれ自体を売り物にした産業発展の余地、経済的なメリットを生み出すこと、③ 生活の質だけでなく精神的な「顔」となることで、郷村の美しさが農民の内なる力をかき立て、それを原動力にして文明的な郷村風土を培い育むことができること、④ 環境が美しくなることは、幹部の意識を変え、住民の参加意識を喚起し、幹部と住民の関係を良好にし、郷村の統治水準を向上させること、⑤そして、農民・農村の「共同富裕」の促進という党・政府の最大の眼目に向けては、「良好な生態環境」は最も公平な公共的な製品であって、最もあまねく享受できる民生福祉であり、農村のインフラと公共サービスの水準の引き上げは、農民大衆の「獲得感と幸福感を強め」、「農業農村の現代化の推進を加速する」のだとしている⁽²⁸⁾。

注(1) 具体的には、①貧困への逆戻りを防止するための動態の監視測定と扶助のメカニズムを確立し、貧困への逆戻りや貧困化しそうな人口を速やかに発見し、速やかに扶助し、大規模な貧困への逆戻りを防止する最低線をしっかり守ること、②大型中型の移住後の定住区に重点を置いて、「移住後継続扶助業務」をしっかりと行い、引き続き就業・産業支援への助力を強め、定住区へのインフラの配備、「産業パーク」の一連の設備、公共サービス施設を万全に整えるとともに、地域の自治能力をしっかりと向上させ、また、貧困扶助プロジェクトの資産管理・監督を強化している。

(2) 具体的には、①特色ある栽培・養殖（畜産・水産）のレベルアップ活動を実施し、農産品の生産・販売マッチング活動を広範に展開し、「消費による扶助」（＝「消費して支援しよう」）の展開を深化させる、②組織的な労務移出（出稼ぎ・農民工）業務を継続的にしっかりと行う、③公益的職種を活用して、条件に適合した就業困難人口に就業援助を行う、④農業農村インフラ建設の分野で直接雇用による支援を普及させ、より多くの貧困脱却人口や低収入人口を地域内や近傍地域における就業で吸収する、⑤貧困脱却地区で一連の地域的又は広域的な重要大型インフラ事業を重点的に実施する、⑥貧困脱却県に対する郷村振興支援をより強める、⑦西部地域において、貧困脱却県の中から「郷村振興重点支援県」を確定し、集中的な支援を行うとともに、地域レベルで自主的にそれ以外の「重点支援県」を選択することも支援する、その他、東部・西部地域間の協力・「一対一支援」や、社会（企業、団体）の力を支援に参画させるメカニズムを堅持し、万全なものにしている。

(3) かなり急激に「種苗の重視」にかじが切られたことにより、国内では、かえって「（種子・品種の輸入が途絶するなどの）大きな危機が迫っているのではないか」と危惧する声が出ていた模様であり、唐部長は、これを打ち消し、「外資企業が中国の種子市場に占めるシェア（額）は3%前後であり、輸入種子の全国種子使用量に占める比率はたった0.1%」と述べる一方で、水稻、小麦はまずまずだが、トウモロコシ、大豆の単位面積当たり収量が世界先進水準の6割前後、豚の飼料を肉に転化する効率や、乳牛の乳量で世界先進水準に8割前後と大きな開きがあるほか、トマトやピーマン、ブロイラー等は、輸入種依存度が高いとしている。その上で、農業競争力の向上に向けて、重要農産品の品種を自らコントロールする能力を確保していかなければならないとし、科学技術分野の自主革新の方向で「習近平総書記の問題提起」に沿い、今後10年で重大な突破を実現するとの理念を述べている。

（2021年3月5日全国人民代表大会「部長ぶら下がり会見」における唐仁健農業農村部長発言、http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202103/t20210305_6363023.htm）

(4) 2021年7月9日新華社「習近平主席召開中央全面新華改革委員會會議：統籌指導構建新發展格局 推進種業振興」、http://www.gov.cn/xinwen/2021-07/09/content_5623856.htm（2022年1月25日参照）

(5) 2021年8月12日農業農村部新聞弁公室「国家發展改革委農業農村部聯合印發規画部署「十四五」現代種業提昇工程建設工作」、http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202108/t20210812_6374010.htm（2022年1月25日参照）

- (6) 2021年11月4日農業農村部記者会見, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/zyncpsc/ (2022年1月27日参照)
- (7) 2021年7月28日新華社「國務院部署多項措施確保生豬供應和價格穩定」, http://www.gov.cn/zhengce/2021-07/28/content_5628056.htm (2022年1月25日参照)
- (8) 2021年8月6日「農業農村部国家發展改革委財政部生態環境部商務部銀保監会關於促進生豚產業持續健康發展的意見」, http://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202108/t20210806_6373631.htm (2022年1月25日参照)
- (9) 2021年9月23日「農業農村部關於印發「生豚產能調控實施方案（暫行）」的通知」, http://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202109/t20210923_6377327.htm (2022年1月25日参照)
- (10) 農業農村部（2021）では、2025年の生産量を3.05億トン、輸入量は620万トンと見込んでいる。
- (11) 2022年1月17日、農業農村部黨組織會議における唐仁健農業農村部長發言, http://www.moa.gov.cn/xw/zwtdt/202201/t20220117_6387076.htm (2022年1月25日参照)
- (12) 2021年12月14日「農業農村部關於印發「十四五」全國畜牧獸醫行業發展規畫」的通知」, http://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202112/t20211220_6385081.htm (2022年1月25日参照)
- (13) 2025年の生産目標が、豚肉は5,500万トンだが、（農業農村部（2021））が見込んでいた5,772万トン（輸入量は130万トンまで縮減）よりかなり小さい。家さん肉は、2021年が2200万トンに対し、目標は2,200万トン、牛肉は、698万トンに対し680万トン、羊肉は514万トンに対し500万トンと各々縮小（或いは「控えめ」）目標となっている。
- (14) 2022年3月の全國人民代表大會期間において、習近平中國共產黨總書記が、全國政治協商會議の農業界代表委員等の分科会（3月6日）に出席し、「大食物觀」（樹立の必要性）と名付けて提起したことにより、陳主任の命名とは名称を変えて、黨・中央政府公認の政策理念となった。
- (15) 2020年9月27日「國務院辦公廳關於促進畜牧業高質量發展的意見」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020/09/27/content_5547612.htm (2022年5月18日参照)
- (16) 近年、大豆輸入は主にブラジル、米国、アルゼンチンから、トウモロコシは、主に、ウクライナ、米国、ラオスから（最近ロシア、ブルガリアからの輸入もかなり増加）、小麦は、米国、豪州及びカナダから、コメは、主に、ベトナム、タイから（カンボジア、パキスタン、ミャンマー、ラオス等も増加）となっているとする。
- (17) 当時から盛んに実施されていた「海外投資の引き込み戦略」（「引進來」）の対語として登場した言葉。この当時の主眼は、まずは、WTO加入後の農産物の対外競争力の低下の中で、競争力のある農産品をいかに海外に売り込むかという観点からの、輸出拠点づくりや輸出保険等の中國産農産物の対外輸出促進と一体のものとして考えられており、この戦略を提起した2007年の一号文件における一章のタイトルが「農産品の輸出入のコントロールの強化」であり、輸出促進をうたう一方で、穀物等の農産品の輸入については、「農民の利益を保護するために、國內生産と市場を安定させる」との防衛的色彩の強い文言が挿入されており、明らかに、特に、國內農業へのブーメラン効果を避けつつ、当該国の國內や第三国市場を主眼とするものであったことから、意図的に「輸入戦略」は避けられていた面もあったと考えられる。
- (18) 小麦が、純輸入に転換したのが2009年、トウモロコシが2010年。
- (19) ここでは、明示されていないが、相手国の國內政治上のリスクも大きいのではないかと考えられる。
- (20) なお、この場合の進出先として狙うべき重点地域としては、次の4地域類型とされている。
 - ① 周辺国 特にロシア極東地域、中央アジア、ラオス、カンボジア 耕地1億3,400万ヘクタール 約4分の1は遊休地のまま。
 - ② 南米のブラジル、アルゼンチンなどの農業資源・生産大国 中國の重要な海外植物油、トウモロコシの供給拠点として發展させてゆく。
 - ③ アフリカ南部の土地資源大国 既有8億1,000万ヘクタールに加え、2億1,000万ヘクタールの耕地開發が行われたが、既有耕地のうち実際に利用された土地はわずか4分の1。
 - ④ 北米、欧州、豪州などの先進国 農業の大手多国籍企業が集まっており、中國企業によるこれら外国の農業会社の株所有を奨励し、適当な時期に買収を行う。
- (21) 2021年6月18日財政部国家糧食和物資儲備局「關於深入推進優質糧食工程的意見」, http://www.lswz.gov.cn/html/zcfb/2021-06/28/content_266427.shtml (2022年1月25日参照)
- (22) 2021年11月13日国家糧食和物資儲備局「關於印發優質糧食工程「六大提昇行動」方案的通知」, http://www.lswz.gov.cn/html/zcfb/2021-11/17/content_268266.shtml (2022年1月25日参照)
- (23) 2021年11月3日新華社「中國共產黨中央辦公廳、國務院辦公廳印發「糧食節約行動方案」」, http://www.moa.gov.cn/gk/zcfg/xzfg/202111/t20211103_6381159.htm (2022年1月25日参照)
- (24) 2021年4月30日新華社「鄉村振興促進法通過！法律如何為鄉村振興保駕護航？」, http://www.gov.cn/zhengce/2021-04/30/content_5604271.htm (2022年1月25日参照)
- (25) 2021年6月1日農業農村部「唐仁健發表署名文章：鄉村振興法治先行」, http://www.moa.gov.cn/xw/zwtdt/202106/t20210601_6368827.htm (2022年1月25日参照)
- (26) 中國の地方行政は、省（台灣を除くと22）・直轄市（北京・上海・天津・重慶）・自治區（內モンゴル・新疆ウイグル・寧夏回族・チベット・広西チワン族）の下に地級市、その下におおむね県級市と、県と、市管轄下の区のいずれかが置かれ、その下の末端地方行政機構が郷・鎮となる。郷と鎮の明確を区分する明確な基準はないが、おおむね人口規模の比較的大きいものが鎮、小さいものが郷とされている。
 なお、注（2）で説明した「行政村」は、規模的な位置付けは、郷・鎮の下での最末端の実質的な行政サービス自治組織といえるが、かつてほぼ郷・鎮の規模感で設置されていた「人民公社」の内部組織として置かれていた「生産大隊」の規模にほぼ相当し、行政機構とはされていない。
 また、「村落」は、中國語原文の「村庄」を筆者が意識したものであるが、我が国の「農山漁村集落」のイメージとほぼ重なるものと理解される。
- (27) 2021年12月7日新華社「農村人居環境整治提昇五年行動方案（2021-2025年）」, http://www.moa.gov.cn/gk/zcfg/qnhnzc/202112/t20211207_6383987.htm (2022年1月25日参照)

(28) 2021年12月6日劉煥鑫・国家郷村振興局長が国务院新聞弁公室において実施した記者発表,
<http://www.socio.gov.cn/xwfbh/xwbfbh/wqfbh/44687/47532/index.htm> (2022年1月25日参照)

[引用文献]

【日本語文献】

韓俊・金三林・伍振軍 (2020) 「中国農業における海外進出戦略と政策」, 韓俊編著, 安同信訳『中国における食糧安全と農業の海外進出戦略研究』晃洋書房: 476-485
百崎賢之 (2021a) 「第5章 中国—「ややゆとりのある社会」完成目標の年に中国の食と農が直面した内外諸問題—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業政策・貿易政策] 研究資料 第6号 令和2年度カントリーレポート: タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国』: 13-17.
百崎賢之 (2021b) 「世界の農業・農政 中国の食糧需給と「食の安全保障」」『農林水産政策研究所レビュー』101: 6-7.

【外国語文献】

海関総署 (2022) 「2021年12月進口主要商品量值表 (人民幣值)」, <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/2799825/302274/302277/302276/4127373/index.html> (2022年1月28日参照)
国家統計局 (2021) 「国家統計局關於2021年糧食產量数据的公告」,
http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202112/t20211206_1825058.html (2022年1月24日参照)
国家統計局 (2022) 「2021年国民經濟持續恢復發展預期目標較好完成」, http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202201/t20220117_1826404.html (2022年1月24日参照)
趙霞・陶亜萍・胡迪 (2021) 「糧食安全視角下我国糧食產業國際競爭力的提昇路径」『農業經濟問題』2021年第5期: 107-119
陳錫文 (2021a) 「切实保障国家食物供給安全」『農業經濟問題』2021年第6期: 4-7
陳錫文 (2021b) 「高度重視我国食物供給風險問題」『農民日報』2021年10月30日
農業農村部 (2018) 『中国農業展望報告 (2018-2027)』中国農業科学技術出版社
農業農村部 (2019) 『中国農業展望報告 (2019-2028)』中国農業科学技術出版社
農業農村部 (2020) 『中国農業展望報告 (2020-2029)』中国農業科学技術出版社
農業農村部 (2021) 『中国農業展望報告 (2021-2030)』中国農業科学技術出版社

第5章 インド

—植物油の輸入依存度の高まりと生産停滞の要因—

草野 拓司

1. はじめに

1960年代後半までにたびたび大飢饉を経験し、多数の犠牲者を出してきたインドでは、食料の自給が政府の最大の目標であった。そして、1970年代後半には「緑の革命」に成功し、穀物の自給を達成した。その後も価格政策や投入財政政策などを背景にしたコメや小麦の増産が続き、世界一のコメ輸出国になるなど、近年では農業大国として確固たる地位を築いている。

1980年代には、「食の高度化」が徐々に進むインドにおいて、植物油の自給を目指した政策が採られるようになった。それにより、1980年代後半から植物油の原料である油糧種子の生産量が急速に伸びた。それは「黄色の革命」（藤田，2006：106）と呼ばれ、総生産量は80年代前半の約1,200万トンから、90年代後半には約2,400万トンへと跳ね上がった。ところが、その後の20年間は緩やかな増加がみられただけで、2010年代後半に入っても生産量は3,100万トン程度にとどまり、「停滞」を余儀なくされている。

1990年代以降、急速な経済成長を達成し、国民所得も大きく増大したインドでは、植物油への需要が急速に拡大しており、油糧種子の国内生産が停滞する状況下、1,500万トンほどの食用油を輸入する世界最大級の輸入国となっているのである。植物油は、コメや小麦などの自給達成、それ以後のさらなる増産とはまったく対照的な動きを見せており、インドで最も自給が難しい作物となってしまった。インドは人口超大国であり、その動向（特に輸入）に世界市場が大きく左右されるだけに、この動きを正確に捉えておく必要があるといえるだろう。

本稿では、インドの植物油の輸入依存度の高まりと生産停滞要因に迫りたいと考えている。以下、2節では例年どおり、主要農産物の近年の需給動向を簡単に紹介する。その際、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の影響にも若干言及する。3節が本稿の核となる部分であり、ここで食用油（植物油）の需給動向を整理し、生産が停滞して輸入への依存度が高まっている要因を検討する。4節でまとめを行う。

2. 主要農産物の需給動向

（1）耕種農業

1）コメ

増産基調が続いているインドのコメの21/22年度の生産量は、前年度比で2.1%増の1億

2,500 万トンに達し、自給率も上昇し、121%と推定されている（第1表）。5年前（16/17年）と比較しても、生産量が1,530万トン（13.9%）増となっており、堅調な増産ペースが続いてことが確認できる。また、期首在庫が前年度比2.2%増の3,600万トンであり、安定した供給量が確保されている。ただし、期首在庫の水準は5年前と比較して96%増加しており、急速な拡大が指摘される。

消費量は20/21年に新型コロナの影響を受けて前年比△1.9%となっていたが、2021年4月以降、政府の救済プログラムによって無償で2,200万トンが配給されたため（USDA, 2021b: 11）、21/22年は前年比3.5%増（5年前からは8%増）の1億350万トンに達すると推定されている。

以上のように安定した供給量を維持していることを背景に、輸出量は1,925万トンと推定される。既に世界最大の輸出国となっていた5年前と比較しても、実に75.4%の増加である。この輸出量は世界の39%を占めて最大で、タイ（13%）、ベトナム（13%）を引き離し、ますます国際的な影響力を強めている。

第1表 コメの需給（精米ベース）

単位：1,000ヘクタール，1,000トン，単収はトン/ヘクタール

	16/17	19/20	20/21	21/22
収穫面積	43,993	43,662	45,000	45,500
期首在庫	18,400	29,500	33,900	36,000
生産量	109,698	118,870	122,270	125,000
輸入量	0	0	0	0
総供給量	128,098	148,370	156,170	161,000
輸出量	11,710	12,520	20,165	19,250
消費量	95,838	101,950	100,005	103,500
期末在庫	20,550	33,900	36,000	38,250
単収	3.7	4.1	4.1	4.1

資料：USDA PSD Online(2022年1月16日参照)。

2) 小麦

コメに次いで重要な穀物である小麦の生産量は、前年度比1.5%増の1億952万トンと過去最高を更新すると推定されている（第2表）。不作であった5年前と比較すると、26%に当たる2,252万トンの増加であり、増産傾向に戻ったことが分かる。

コメと同様、小麦でも新型コロナの救済プログラムが実施され、1,100万トンが無償で配給されたこともあり（USDA, 2021b: 5）、21/22年の消費量は前年比2%増の1億425万トンで、自給率は105%と推定される。20/21年には生産量、消費量とも1億トンを超えている。

コメと比べると小麦は気候の影響を受けやすく、生産がやや不安定なため、たびたび輸入と輸出を繰り返してきた。近年では、16/17年と17/18年は小麦の純輸入国であったが、18/19年以降は純輸出国となっている。その後は増産傾向にあり、21/22年の輸出量は525万トンまで増加している。

第2表 小麦の需給

単位：1,000 ヘクタール, 1,000 トン, 単収はトン/ヘクタール

	16/17	19/20	20/21	21/22
収穫面積	30,220	29,319	31,357	31,615
期首在庫	14,540	16,992	24,700	27,800
生産量	87,000	103,600	107,860	109,520
輸入量	5,995	20	18	25
総供給量	107,535	120,612	132,578	137,345
輸出量	501	509	2,561	5,250
消費量	97,234	95,403	102,217	104,250
期末在庫	9,800	24,700	27,800	27,845
単収	2.9	3.5	3.4	3.5

資料：USDA PSD Online(2022年1月16日参照)。

3) トウモロコシ

近年、粗粒穀物の中で最も重要な位置づけにあるのがトウモロコシである。過去10年、家禽用飼料や工業用への国内需要が増加しており、生産量も堅実に増加した。単収もより優れたハイブリッド品種により増加している(USDA, 2017: 24)。収穫面積も拡大しており、2000年代初期は660万ヘクタールであったが、近年は900万ヘクタールを超えており、20/21年には1,000万ヘクタールにせまる勢いである(第3表)。こうして近年の生産量は増加基調で、21/22年には初めて3,000万トンを超え、3,151万トンに達し、21/22年は前年度比5%減の3,000万トンと推定されている。20/21年の鳥インフルエンザ発生の影響により、トウモロコシの価格が下がったため、21/22年は前年より作付けが減少しているとされている(USDA, 2021b: 14)。

消費量も、過去20年、家禽用飼料やでんぷんとしての利用が増加したことにより増加している。鳥インフルエンザ発生の影響により、21/22年の家禽産業からの需要は弱くなったものの、加工食品産業とでんぷん産業の需要が拡大したことに加え、乳牛への配合飼料が多用されたため、トウモロコシの総消費量は前年を上回る2,860万トンになると推定される。

第3表 トウモロコシの需給

単位：1,000 ヘクタール, 1,000 トン, トン/ヘクタール

	16/17	19/20	20/21	21/22
収穫面積	9,633	9,569	9,865	9,700
期首在庫	850	1,346	1,863	1,958
生産量	25,900	28,766	31,510	30,000
輸入量	84	327	25	300
総供給量	26,834	30,439	33,398	32,258
輸出量	597	1,376	3,590	2,500
消費量	24,900	27,200	27,850	28,600
うち飼料用消費量	14,500	16,000	16,250	17,200
うち食料・種子・工業用途の消費量	10,400	11,200	11,600	11,400
期末在庫	1,337	1,863	1,958	1,158
単収	2.7	3.0	3.2	3.1

資料：USDA PSD Online(2022年1月16日参照)。

（2）畜産業

1）ミルク

2021年度の生産量は、前年度比2.2%増の1億9,900万トンと推定されている。そのうち48%に当たる9,600万トンは牛乳、残りの52%に当たる1億300万トンはその他（ほとんどは水牛乳）となっている。牛乳、水牛乳いずれも増加が続いており、総生産量は、2016年度比で21%増となっている。ミルクのフラッシュシーズン（乳牛・乳水牛がミルクを出す時期）は本来10～4月であるが、2021年度は5月まで延期できたことで、ミルクの供給量が確保された（USDA, 2021a : 7）。フラッシュシーズンを延長できた背景には、モンスーンの影響があると考えられる。インドでは、乳量がモンスーンの影響を強く受けるといわれており、例年、モンスーンはおよそ6～9月である。ところが、この年は、モンスーンが1か月ほど延びたことにより、フラッシュシーズンも延長できたのだという⁽¹⁾。こうして、新型コロナは経済的混乱を引き起こしたものの、ミルクの供給量は安定していた。

消費量をみると、2021年度は前年度比2.2%増の1億9,899万トンとなっている。人口増加と所得向上などにより、ミルクの消費量は増加が続いているのである。

第4表 ミルクの需給

単位：1,000頭, 1,000トン

	2016	2019	2020	2021
乳牛頭数(1,000頭)	53,500	54,600	56,450	58,000
生産量	165,118	191,000	194,800	199,000
うち牛乳生産量	78,099	92,000	93,800	96,000
うち他ミルク生産量	87,019	99,000	101,000	103,000
輸入量	0	0	0	0
総供給量	165,118	191,000	194,800	199,000
輸出量	5	10	10	10
消費量	165,113	190,990	194,790	198,990
うち飲料用消費量	67,700	79,000	81,000	83,000
うち工場用消費量	97,413	111,990	113,790	115,990
うち飼料用消費量	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online(2022年1月16日参照)。

2）水牛肉及び牛肉

人口増加と堅調な輸出需要により、2021年度の水牛肉及び牛肉の生産量は、前年度比9%増の410万トンと推定されている（第5表）。近年は410万～420万トンで推移しているので、2021年度も例年どおりといえる。インドにおけるほとんどの州は、宗教的な理由で牛（水牛は含まない）のと殺を制限するか禁止しているため（USDA, 2021c : 6）、生産量の大半は主に酪農部門からの廃用水牛のと殺に依存している。

水牛肉及び牛肉の消費量をみると、2020年度には新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少していたが、2021年度は前年度比3%増の255万トンとなり、新型コロナの影響を受ける前の2019年度の水準に近づいたと推定される（USDA, 2020 : 4）。

なお、第5表には示していないが自給率は依然として高く、前年度比9%増の161%と推定される。国内生産量が消費量を大きく上回っており、生産量と消費量のギャップの多くが輸出に向けられている。

第5表 水牛肉及び牛肉の需給

単位：1,000 トン（枝肉ベース）

	2016	2019	2020	2021
期首在庫	0	0	0	0
生産量	4,170	4,270	3,760	4,100
輸入量	0	0	0	0
総供給量	4,170	4,270	3,760	4,100
輸出量	1,709	1,494	1,284	1,550
消費量	2,461	2,776	2,476	2,550
期末在庫	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online (2022年1月16日参照)。

3. 植物油の需給動向と問題点

藤田（2006）によると、インドでは1980年代後半からの政府による振興で、天水畑地帯を主産地として、植物油の原料である油糧種子の生産量が急速に伸びた。それは「黄色の革命」と呼ばれ、総生産量は80年代前半の約1,200万トンから、90年代後半には約2,400万トンへと急速に拡大した（藤田，2006：106）。ところが、生産増加は長くは続かず、現在ではインドは植物油の大輸入国となっている。本節では、2000年以降の需給動向を整理しつつ、その変化の要因を検討していく。

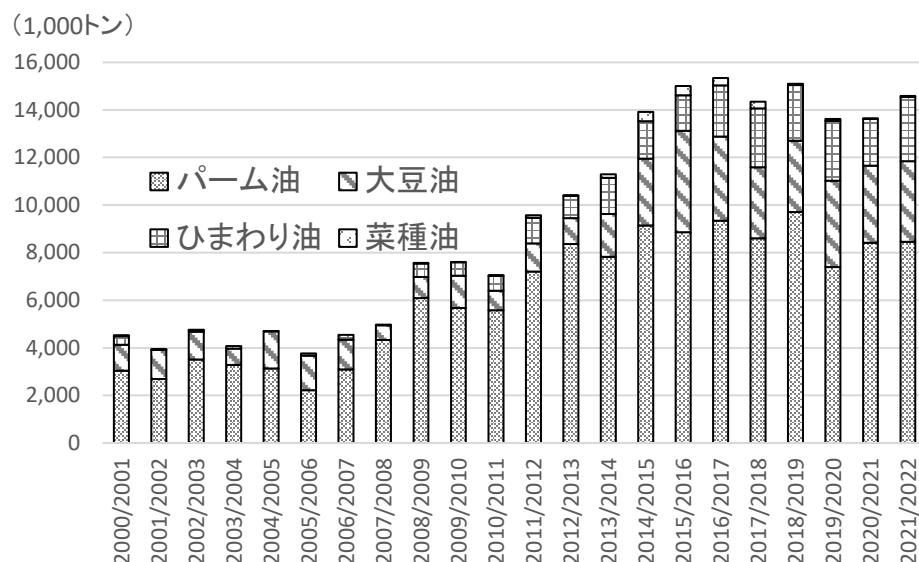
（1）世界最大級に増加した植物油の輸入

まずは第1図で植物油の輸入量の推移をみていこう。

21/22年のインドの植物油の総輸入量は世界全体の17%に当たる1,473万トンであり、これは世界最大である。輸入されているのは主にパーム油、大豆油、ひまわり油である。そのうち、国内で最も多く消費されているパーム油の輸入量は2010年代半ばまで増加傾向で、それ以降も850万～1,000万トンほどで推移している。パーム油は他の油種に比べて安価で、輸入しやすいと考えられる。主な輸入元国はインドネシアとマレーシアである。ここでは主にプランテーション方式での集約的なパーム椰子の栽培により、1ヘクタールから約4トンものパーム油が生産されている。大豆の場合、1ヘクタールから生産できる油は0.5トンほどであり、単位面積当たりの生産性の高さが安価なパーム油を生み出しているのである（川島，2014：65）。

なお、2010年代半ば以降、300万～400万トンほどの輸入量がある大豆油も21/22年は世界最大の340万トンである（シェアは29%）。ひまわり油も同様、同年には世界最大の270万トンであり（シェアは22%）、インドは世界でも最大級の植物油輸入国となっている。ただし、インドでは菜種油の消費量（21/22年は322万トン）と生産量（325万トン）も一

定の規模があるが、輸入量はきわめて少ない。これは、世界の主要な菜種生産国の輸出余力が小さいためである。



第1図 植物油の輸入量

資料：USDA PSD Online (2022年1月16日参照)。

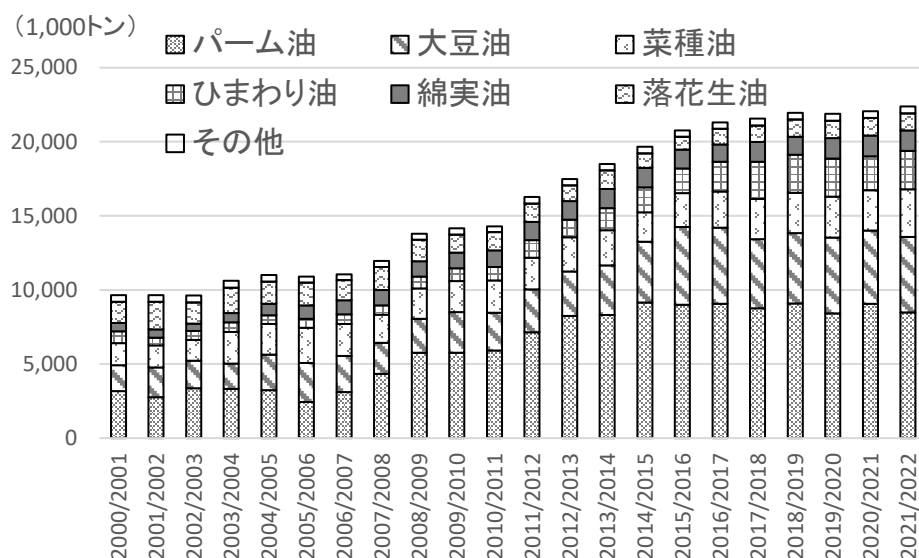
(2) 植物油消費の増加

では、なぜインドの植物油の輸入量が世界最大級になったのだろうか。消費量と生産量の関係からこの点を整理する。

まずは第2図で消費量をみていこう。人口増加と所得増大などに伴い、インドにおける植物油の消費量は増加を続けている。00/01年の総消費量は964万トンであり、そのうち最も多いのがパーム油の316万トンで、大豆油175万トン、菜種油149万トン、落花生油141万トンと続いた。

以後、総消費量は2010年代中頃までは右肩上がり、それ以降は同水準で推移し、21/22年には、00/01年の132%増に当たる2,238万トンまで膨らんだ。

21/22年の品目別消費量では、やはりパーム油が最も多く848万トン(00/01年比で168%増)で、大豆油510万トン(同191%増)、菜種油322万トン(同116%増)と続く。落花生油は115万トンに減少し(同19%減)、それに代わってひまわり油が259万トン(同224%増)まで急速に拡大している。世界の消費量に占めるシェアで見ると、パーム油11.4%、大豆油8.4%、菜種油11.3%、ひまわり油12.6%と、世界市場における影響力が増しているといえるだろう。以下、特にこの4つの主要な食用油に注目してみよう。



第2図 植物油の消費量

資料：USDA PSD Online (2022年1月16日参照)。

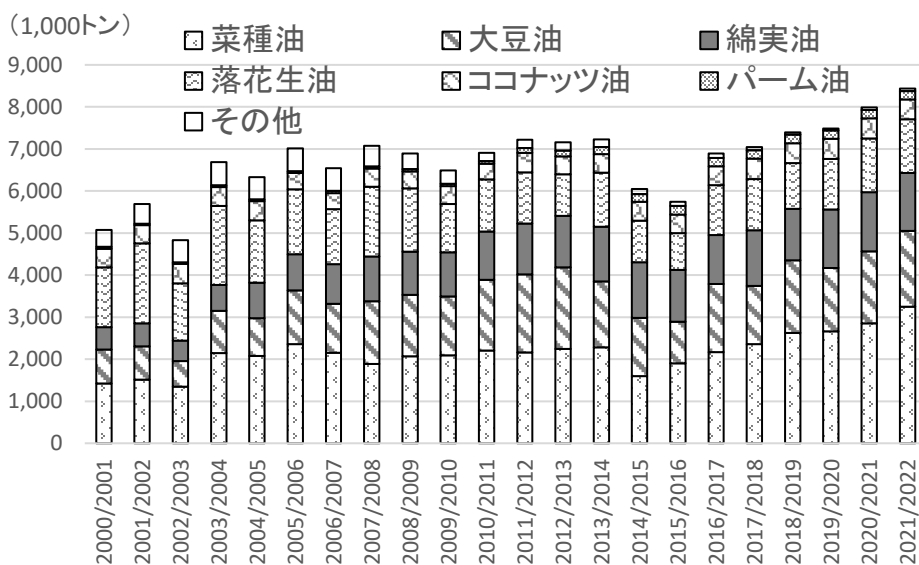
(3) 停滞する植物油生産とその要因

1) 生産の動向

一方、生産量の動向にはどのような特徴があるだろうか。第3図でみていこう。

00/01年の総生産量は508万トンであった。そのうち最も多く生産されたのが菜種油と落花生油で、ともに142万トンの生産量で、次いで大豆油が81万トンで続いた。

21/22年の総生産量は843万トンとなり、00/01年比で66%増となっているが、総消費量が同時期に132%増となったのに比べると少なく、総消費量と総生産量のギャップが拡大



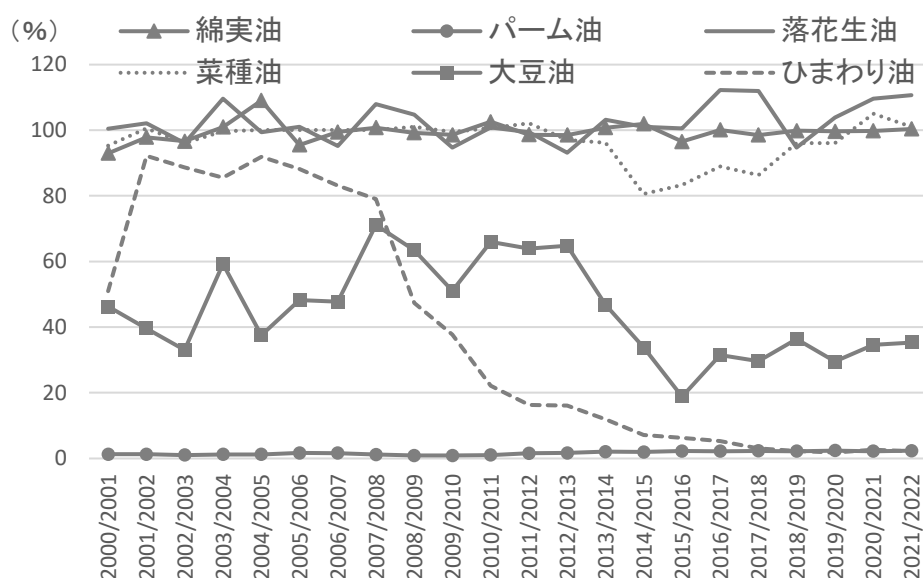
第3図 植物油の生産量

資料：USDA PSD Online (2022年1月16日参照)。

していることが分かる。また、総消費量が右肩上がりで増加したのとは異なり、総生産量は年によるバラつきがあり、安定した生産ができていないことが同図から読み取れる。

21/22 年の生産量を品目別でみると、最も多いのが菜種油の 325 万トン（00/01 年比で 129%増）で、大豆油 180 万トン（同 122%増）、綿実油 138 万トン（同 161%増）、落花生油 127 万トン（同 10%減）と続く。世界に占めるシェアでみると、菜種油 13%、綿実油 27%、落花生油 20%となっている。ちなみに、パーム油の生産量はわずか 20 万トンで、世界に占めるシェアは 0.3%でしかない。

以上を踏まえ、第 4 図で植物油の自給率をみると、この時期、パーム油は 1~2%ほどで長く停滞している。大豆油とひまわり油は減少が著しく、21/22 年にはそれぞれ 35%、2.1%まで低下している。菜種油こそ 101%と自給を達成しているものの、これは先述のとおり、菜種の主要生産国の輸出余力が小さいためである。



第 4 図 植物油の自給率

資料：USDA PSD Online (2022 年 1 月 16 日参照)。

2) 生産停滞の要因

先述のとおり、80 年代後半から 90 年代後半にかけて、植物油の原料である油糧種子の生産量は大きく拡大した。ところが、それは長くは続かなかった。

藤田（2006）によると、その大きな契機となったのは、1994 年の植物油の輸入自由化の開始で、以降、輸入量が急増し、90 年代後半には 400 万トンに達し、インドは中国と並ぶ世界有数の植物油の輸入国となったのである。

輸入自由化以前、インドでは国家貿易公社が植物油の貿易を一元管理し、民間輸入は原則として行われていなかった。ところが、政府はインフレ対策を理由に、1994 年にパーム油を、翌年にはパーム油以外のほとんどの植物油を、民間部門が政府の許可なく輸入が行える「Open General License (OGL：包括輸入許可制)」の下に置いた。

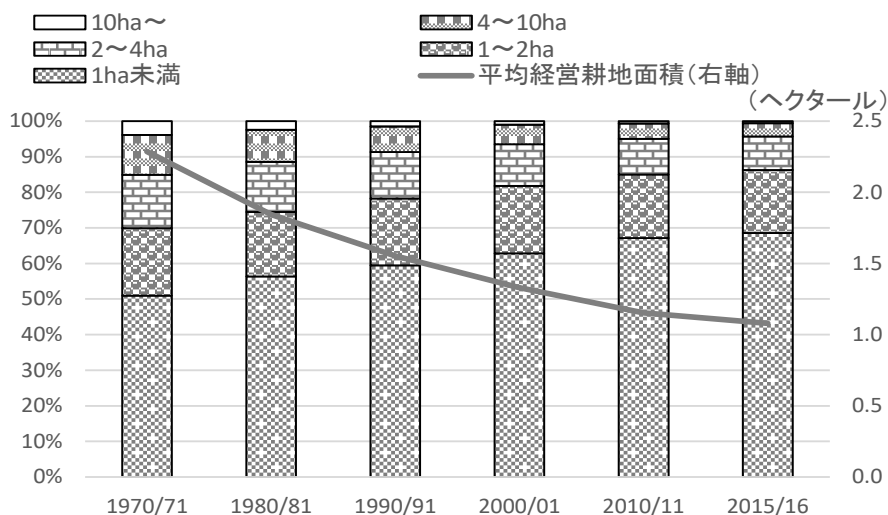
そのような輸入自由化により、インド国内へ安価な輸入植物油が流入したため、国内産の植物油も大きく値を下げた。輸入障壁による保護を失った油糧種子生産農家は、海外との厳しい競争にさらされるようになったのである。

その後、1999年におけるWTOでの敗訴に伴う輸入数量制限の撤廃⁽²⁾により、インドは数量制限を用いた貿易管理を行えなくなり、植物油の輸入自由化の拡大を余儀なくされた。こうして、1994年以降の植物油の輸入自由化を契機とし、天水畑地帯における農業の衰退と地域経済の疲弊が深刻化した（以上、藤田、2006：106-107）。

海外との厳しい競争にさらされるようになったことに加え、インド国内にも油糧種子の増産が難しい理由がある。

インドで油糧種子の増産が難しい理由の一つ目は、農業構造によるものである。パーム油の主要生産国のインドネシアとマレーシアでは、生産コストの低いプランテーションによる集約的なパーム椰子の栽培が行われており、それが安価なパーム油の輸出を可能にしている。

一方、インドの農業は多数の小規模農家によって担われていることから、大規模なプランテーションによる栽培は難しい。第5図で経営耕地面積別農家数構成比の推移をみると、最も小さな1ヘクタール未満の農家が増加を続けており、15/16年には69%に達していることが分かる。平均経営耕地面積も減少し、同年には1.1ヘクタールとなっている。インドでは、集約的なプランテーション栽培が行える状況にはない。そのため、インドネシアなどのパーム油には価格面でまったく太刀打ちできないのである。加えて、インドにおけるコメや小麦の増産は最低支持価格（MSP：Minimum Support Price）制度によって支えられてきたが、パーム油・パーム椰子にはMSPは設定されていない。そのため、高い買取価格によって農家の増産インセンティブを高めることができず、増産を促進できないのである。



第5図 経営耕地面積別農家数構成比の推移

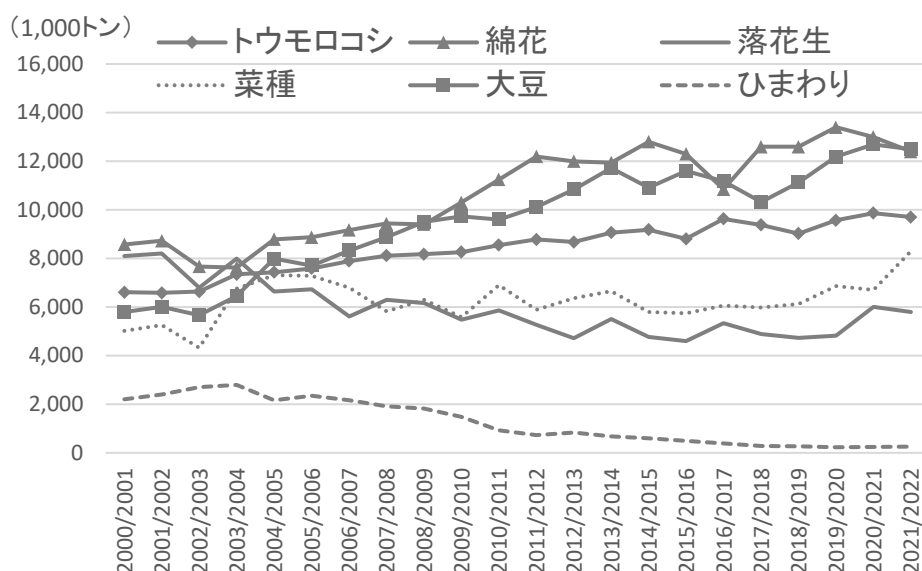
資料：GOI, *Agriculture Census 2015-16*.

注. 2015/16年は暫定値。2000/01年と2005/06年はジャールカンド州（2000年にビハール州から分離）を含まない。

インドで油糧種子の増産が難しい理由の二つ目は、主要な消費品目である大豆油、菜種油、ひまわり油の原料である大豆、菜種、ひまわりの収益性の低さによるものである。再び藤田（2006）によると、インドにおける油糧種子生産は主にマディア・プラデーシュ州、ラージャスタン州、グジャラート州、マハーラーシュトラ州、アーンドラ・プラデーシュ州などで、基本的に天水畑地帯で行われ、1980年代以降の増産が顕著であった。これらの地域ではかつてモロコシ、トウジンビエなどの雑穀が主に生産されていたが、そのような雑穀への需要が縮小する中で、政府が、代替作物として油糧種子の生産を振興したことにより、増産が達成された。生産振興政策の具体的内容は、大豆など新たな油糧種子の導入・普及、品種改良、化学肥料使用の促進といった技術支援、輸入数量制限、価格支持などの油糧種子の市場管理であった（藤田、2006：107）。

ところが、近年の状況については、インド政府の NFSM (National Food Security Mission：国家食料安全保障ミッション)⁽³⁾のレポート（2022年1月19日参照）によると、大豆、菜種、ひまわりの収益性が競合するトウモロコシ・綿花・ひよこ豆などに劣るため、農民の増産インセンティブが働きにくい状況にあるという。

第6図で主な油糧種子とその競合作物の収穫面積を確認してみよう。20年間の推移をみると、大豆は増加傾向にあるものの、菜種は停滞しており、ひまわりは大きく減少している。一方で、それらの競合作物となるトウモロコシ・綿花は増加基調が続いている⁽⁴⁾。大豆は食用油に加えて国内でミール（主に飼料用）への需要も高いため、油糧種子の中では比較的収益性が高いことから一定の増加はみられるが（それでも需要の増加に比べれば大きなギャップが生じている）⁽⁵⁾、菜種とひまわりは競合作物に対して収益性が低いため、収穫面積が拡大できていないのである。



第6図 油糧種子及び競合作物の収穫面積の推移

資料：USDA PSD Online (2022年2月9日参照)。

4. まとめ

以上、植物油の輸入依存度の上昇を整理し、生産停滞の要因について検討した。

経済成長が続くインドにおいては、「食の高度化」が進み、植物油需要はますます高まる状況にある。しかし、2010年代に入り、油糧種子の生産拡大は停滞しており、総生産量は3,000万トンに達するのがやっとである。植物油の自給率は00/01年でも52%と低い水準であったが、21/22年には38%まで低下している。小規模生産者の多いインドの農業構造の特徴上、最も消費量が多いパーム油の増産はきわめて難しいのに加え、次いで消費量の多い大豆油、菜種油、ひまわり油の収益性が競合作物に劣ることから、2000年以降、植物油の原料となる油糧種子の増産がますます厳しくなっている。政府は、今後、コメや小麦のように高い最低支持価格を設定するなどして、油糧種子の増産をバックアップしていくのか、注目される場所である。

このような状況下、インドでは中間所得層の人口増加により、植物油需要がさらに拡大することが予想される。インドネシアやマレーシアのパーム油を当てにするのはいいが、両国では環境問題により、パーム椰子生産への圧力が強まっている。コメや小麦、また畜産物などの自給と輸出に躍起になってきているインドであるが、植物油に関しては自給の可能性はまったく展望されない。人口超大国インドの輸入動向が世界市場に与える影響は計り知れない。インドの植物油の需給動向へ注視を続ける必要があるといえるだろう。

[引用文献]

- [1] 藤田幸一(2006)「インドの農業・貿易政策の概要」『平成17年 地域食料農業情報調査分析検討事業 アジア太平洋地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』。
- [2] GOI, Ministry of Agriculture and Farmers Welfare (2021) *Agricultural Statistics at a Glance 2020*.
- [3] GOI, Ministry of Agriculture and Farmers Welfare, NFSM (National Food Security Mission) ウェブサイト (2022年1月19日参照) <https://www.nfsm.gov.in/StatusPaper/NMOOP2018.pdf>
- [4] 川島博之(2014)「インドの食料生産ー中国、米国との比較」『現代インド研究』第4号。
- [5] Sharma V. P. (2014) *Problems and Prospects of Oilseeds Production in India*.
- [6] USDA (2021a) “Dairy and Products Annual-2021,” *Gain Report*.
- [7] USDA (2021b) “Grain and Feed Annual-2021,” *Gain Report*.
- [8] USDA (2021c) “Livestock and Products Annual-2021,” *Gain Report*.
- [9] USDA (2020) “Livestock and Products Annual,” *Gain Report*.
- [10] USDA (2017) “India, Grain and Feed Annual,” *Gain Report*.

(1) マハーラーシュトラ州、Department of Animal Husbandry & Dairying の専門家の話による。

(2) 藤田 (2006) は WTO での敗訴を次のように説明している。「インドは、ウルグアイ・ラウンドにおいて安全、宗教上の理由等で認められた 632 品目に加え、国際収支上の困難を理由に、1,482 品目について輸入数量制限を維持してきた。1991 年の経済自由化に至る直接の原因が国際収支上の危機にあったことから、それが許されてきたのである。しかし、1996 年頃から、アメリカをはじめとする先進諸国は数量制限の撤廃を要求しはじめる。1997 年 11 月には WTO に紛争調停小委員会が設置され、99 年 8 月にはインドの全面敗訴が確定する。1999-2000 年輸出入政策の文書によれば、インドでは、全 10,261 品目の約 20%にあたる 2,114 品目が非関税障壁 (NTB) の保護下にあり、そのうち農林水産物は 606 品目に及んでいた。これは農林水産物全体 (1,398 品目) の 43%に達するものであった。インドは、15 ヶ月以内に数量制限の撤廃を行うことを要請され、2001 年 4 月までに順次、安全、宗教上の理由等で認められたものを除き、その撤廃が行われた」(藤田、2006: 105)。

(3) NFSM とは、インド中央政府によって 2007 年に開催された NDC (The National Development Council: 国家開発

評議会）において、コメ、小麦、豆類の増産を目標として立ち上げられたミッションのこと。

- (4) USDA PSD Online にはひよこ豆（Gram）のデータがないため図中では省略したが、GOI(2021)では、00/01年から18/19年にかけて増加を続けており、同期間の増加率は84%となっている（GOI, 2021：62）。なお、21/22年における綿花の収穫面積は、00/01年比で45%増である一方、生産量は161%増となっており、単収も向上していることがうかがえる。
- (5) Sharma(2014)では、大豆の収益性がトウモロコシを上回るという調査結果が出ており、大豆に関しては収益性がそれなりに高い可能性も考えられる（Sharma, 2014：79）。

第6章 西アフリカ

—コメの消費動向と消費者ニーズに着目して—

丸山 優樹

1. はじめに

独立後のサブサハラアフリカ⁽¹⁾の国々では、人口増加と都市化が進展し、都市人口を賄うための食料供給が政府の重要な課題となってきた。多くの国々が独立を遂げた時期に相当する1960年のサブサハラアフリカの人口は、約2.3億人であったが、急速な人口増加によって2021年時点の人口は、約5.1倍の約11.7億人にのぼる。今後も更なる人口増加が予測されており、2050年の人口は、約22億人に達するとされている(World Bank Open Data)。人口増加と同時に、都市への人口集中(都市化)が加速してきた。同地域の全人口に占める都市人口の割合は、1960年に約14.7%であったのに対し、2021年時点において約41.8%と、約2.8倍に増加した。また、2050年には約58%に達するとされている(World Bank Open Data)。サブサハラアフリカでは、伝統的にキャッサバやメイズ、コメ等、多様な主食作物が消費されてきたが、都市化の進展に伴って都市住民の食生活やライフスタイルが変化し、主食の消費のあり方も変化してきた。例えば、女性の社会進出や外食機会の増加等とともに、都市住民の間に短時間で食事を済ませようとする「食の簡便化」志向が強まったことは、調理に時間や手間のかかるイモ類や雑穀に代わって、調理が比較的容易なコメの消費を増加させた要因の1つであるとされている(坪井・北中, 2008; Demont, 2013)。このようにコメへの需要が高まっているものの、多くのアフリカ諸国におけるコメの自給率は低く、需要増加に生産が追いつかず、輸入量が増加してきた。他方、近年では、投機を目的とした食料作物のバイオ燃料への転用や主食作物の主要輸出国による食料政策の転換等によって、深刻な食料不足に陥るリスクが増している。加えて、部族間や宗教間の対立等から情勢不安に陥る国々も多く、隣国からの難民流入によって人口の突発的な社会増が生じる可能性もある。そのため、これらのリスクに対する強靱性(レジリエンス)を高める上で、安定的な食料供給体制を構築することは、社会を安定させるために重要である。

このような観点から国産米の生産力強化に向けた取組として「アフリカ稲作振興のための共同体(Coalition for Africa Rice Development: 以下「CARD」)」が2008年に発足した。CARDは、2008年の第4回アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development: TICAD IV)において、JICAと、「アフリカ緑の革命のための同盟(Alliance for a Green Revolution in Africa: AGRA)」が共同で立ち上げた日本主導の国際イニシアティブである(JICA, 2021)。この取組に参加したサブサハラアフリカの23か国⁽²⁾は、10年間でのコメの生産量を1,400万トンから2,800万トンに倍増させるという

目標を達成した（平岡, 2018）。しかし、生産量が飛躍的に増加したものの、輸入への依存度は、依然として高いままであった。そして、より現地の消費者ニーズに合うコメを国内で生産することが課題として挙げられた（JICA, 2021）。そこで、2019年に開催された第7回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：以下「TICAD VII」）において「アフリカ稲作振興のための共同体フェーズ2：以下「CARD フェーズ2」）」⁽³⁾が発足した。CARD フェーズ2は、2030年までに生産量を5,600万トンへとさらに倍増させることに加え、①気候変動や人口増に対応した生産の安定化（Resilience）、②民間セクターと協調した現地の産業形成（Industrialization）、③輸入米に対抗できる国産米の品質向上（Competitiveness）、④農家の生計と生活向上のための営農体系構築（Empowerment）からなる4つのアプローチ（RICE アプローチ）を重視しており、消費者ニーズやバリューチェーン整備の視点が強化されている（JICA, 2021）。アフリカ地域の中でも、特に西アフリカ地域⁽⁴⁾においてコメの消費量が著しく増加しており、CARD フェーズ2においても参加国の半数近くを占めている点を踏まえると、同地域が目標達成に向けて担うべき役割は大きいと考える。

本章では、新たな課題として挙げられた消費面に着目し、西アフリカ地域のコメの消費動向を整理するとともに、各国におけるコメの消費者ニーズを明らかにすることで、国産米の消費拡大へ寄与する取組に活用可能な情報を示すことを目的としている。また、西アフリカ地域ではCARD フェーズ2に加え、我が国の政府開発援助（ODA）として稲作に係るプロジェクトがセネガル、ガーナ、コートジボワール等、複数国で実施されている（阪本ら, 2021）。これらプロジェクトにおいても、稲作農家の所得向上の観点から消費者ニーズに合ったコメ生産が重点項目として挙げられている。そこで本章第2節では、西アフリカ地域における、コメの消費拡大やそれに伴う食料政策の変遷について整理する。第3節では、立地条件と食料政策の視点から各国の消費者ニーズについて整理するとともに、セネガル、モーリタニア、ガーナ、ベナンの4か国に焦点を当て、輸入米が好まれる国々の消費者ニーズについて、詳細な実態把握を行う。最後に第4節では、本章のまとめとして、今後必要とされる方策について考察し、我が国によるアフリカ支援の方針の策定にも活用可能な情報を提供する。

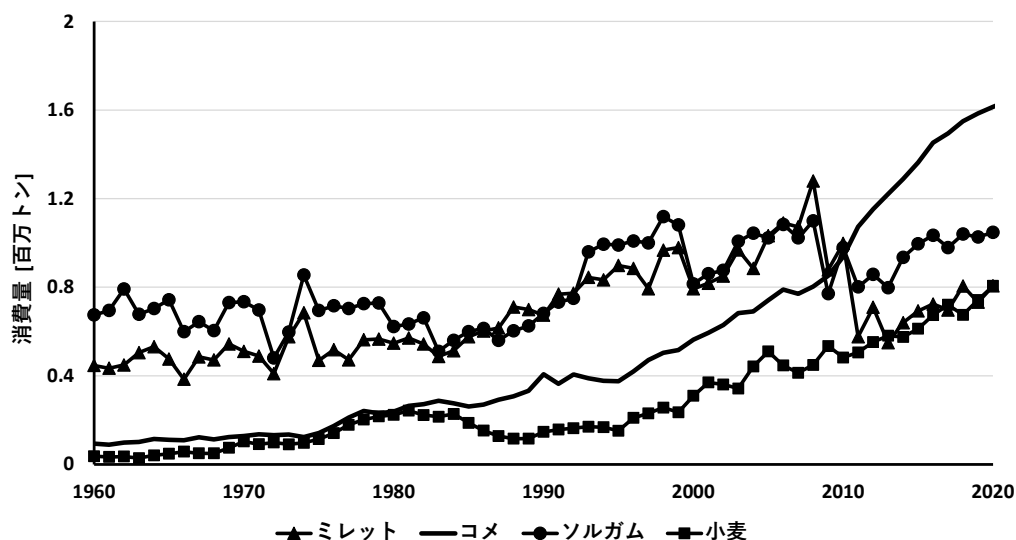
2. コメの消費増大と食料政策の変遷

（1）コメの消費拡大と自給率

西アフリカ地域において、かつてはミレット（トウジンビエ）やソルガム（モロコシ）等の雑穀の消費量が多かったが、近年、それらに代わってコメや小麦の消費量が急増している。USDA, PSD online のデータをもとに西アフリカ地域の主要消費穀物4種（コメ、ミレット、小麦、ソルガム）の年間消費量（平均値）の年推移を第1図に示した。1975年以前は、現地で古くから栽培されてきた伝統穀物のミレットやソルガムが消費の大半を占めていた（Connor et al., 2008）。しかし、1990年代からコメの消費量が増加し、コメ食文

化の広範囲への普及が見られる。このようなコメ消費の増大は、他のアフリカ地域とコメの消費量を比較した第2図からも明らかなように、特に西アフリカ地域において大変顕著である。

しかし、西アフリカ地域のコメの自給率は低い状態にある。第1表では、西アフリカ地域のコメ自給率（2019年）を一人当たりの年間消費量（2019年）が多い国から順に表している。また、比較対象として2010年のコメ自給率及び一人当たりの年間消費量も併記した。2019年において一人当たりのコメ消費量が年間60キロを超える上位9か国のうち、4か国（ギニア、シエラレオネ、マリ、モーリタニア）を除くと、自給率は50%を下回っている。他方、2010年と2019年の自給率を比較すると、モーリタニアとナイジェリア以外では、大幅な改善は見られない。さらに、西アフリカ地域のコメの生産量と消費量の年推移を示した第3図からも、需要増加に生産が追いつかず、その差は年々広がり、輸入への依存度が増していることがうかがえる(del Villar and Lançon, 2015)。実際に、世界全体のコメ輸入量に対する西アフリカ地域の輸入量の割合は、第4図に示したとおり1970年代後半から増加しはじめ、2000年代前半からは20%付近で高止まりしている(Stryker, 2013) ⁽⁵⁾。

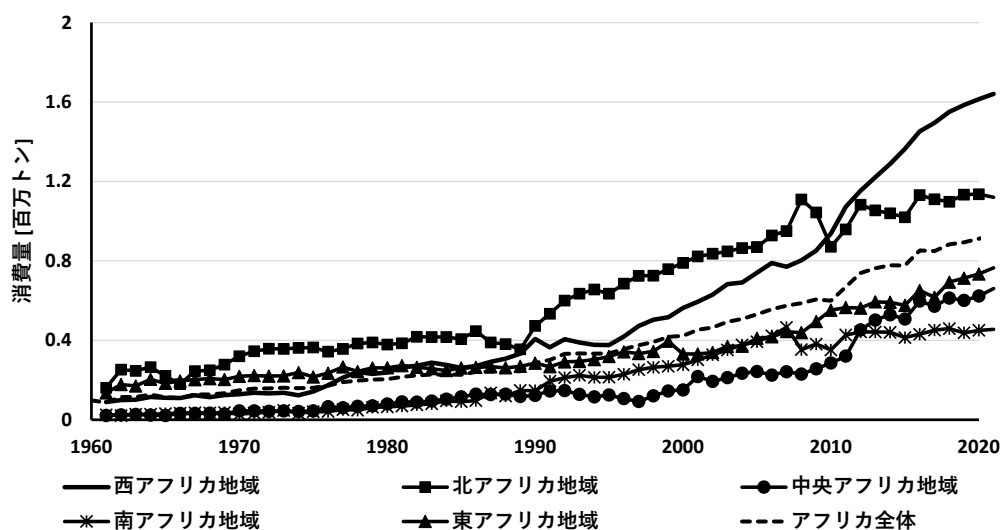


第1図 西アフリカ地域における主要な穀物の平均消費量の年推移

資料：USDA, PSD online より筆者作成。

注 (1) コメの消費量は精米ベースとなっている。

(2) データが存在する西アフリカ14か国（ギニア、シエラレオネ、ギニアビサウ、コートジボワール、リベリア、セネガル、ベナン、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、ガーナ、ニジェール、ブルキナファソ、トーゴ）の年間消費量の平均値を表示。



第2図 アフリカ地域別におけるコーメの平均消費量の年推移

資料：USDA, PSD online より筆者作成。

注（1）コーメの消費量は精米ベースとなっている。

（2）アフリカの地域区分は、国連による世界地理区分に依拠している。

第1表 西アフリカ地域におけるコーメの自給率と一人当たりの年間消費量

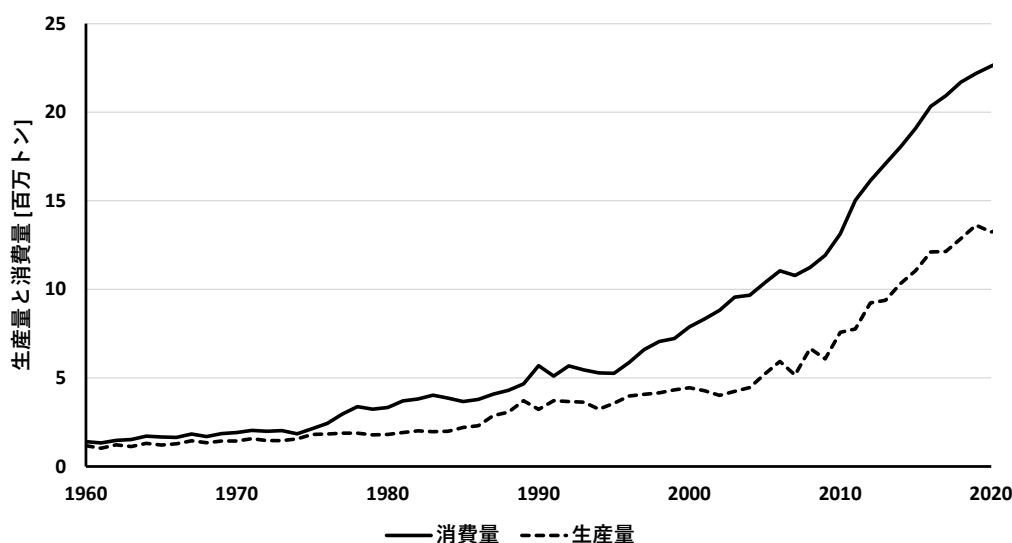
国名	自給率			一人あたりの年間消費量 [kg/capita/year]		
	2010	2019	差 (2019-2010)	2010	2019	差 (2019-2010)
ギニア	78.9%	77.1%	-1.81	128.84	156	27.16
シエラレオネ	84.4%	68.8%	-15.58	151.86	148.45	-3.41
ギニアビサウ	53.2%	45.7%	-7.48	138.76	136.88	-1.88
コートジボワール	54.1%	51.0%	-3.03	128.46	121.11	-7.35
リベリア	46.5%	32.7%	-13.83	113.56	116.5	2.94
セネガル	36.3%	41.9%	5.58	98.21	115.29	17.08
ベナン	30.2%	33.1%	2.93	87.34	88.62	1.28
マリ	84.2%	86.5%	2.34	58.26	76.01	17.75
モーリタニア	59.3%	80.7%	21.44	64.54	62.15	-2.39
ナイジェリア	58.7%	73.6%	14.87	44.63	39.69	-4.94
ガーナ	37.3%	42.5%	5.19	39.78	38.63	-1.15
ニジェール	21.2%	17.2%	-4.01	22.47	37.75	15.28
ブルキナファソ	42.4%	29.5%	-12.90	22.13	34.51	12.38
トーゴ	41.9%	22.3%	-19.59	27.49	21.09	-6.4

資料：自給率はUSDA, PSD online のデータより筆者算出。一人当たりの年間消費量はFAOSTATより筆者作成。

注（1）自給率は、USDA, PSD onlineのデータ内の「Production」を「Domestic consumption」で除することで算出している。なお、「Domestic consumption」は、コーメの国内消費仕向量に相当するものであり、国内生産量（Production）に輸入量を加算し、輸出量と在庫増加量を減算（在庫減少量の場合は加算）して算出される。

（2）2019年と2010年の自給率の差については、パーセントポイントで表記している。

（3）一人当たりの年間消費量は、FAOSTATのFood Balance Sheetにおける「Food supply quantity (kg/capita/yr)」を用いている。

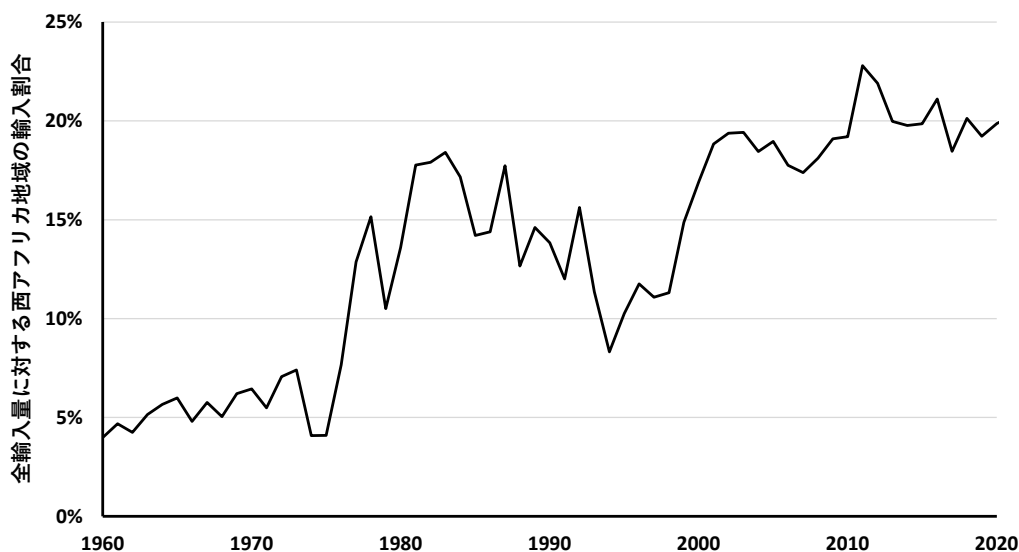


第3図 西アフリカ地域におけるコメの消費量と生産量の年推移

資料：USDA, PSD online より筆者作成。

注 (1) コメの消費量と生産量は精米ベースとなっている。

- (2) データが存在する西アフリカ14か国（ギニア、シエラレオネ、ギニアビサウ、コートジボワール、リベリア、セネガル、ベナン、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、ガーナ、ニジェール、ブルキナファソ、トーゴ）の生産量と消費量の合算値を表示。



第4図 世界の国々全体のコメ輸入量に占める西アフリカ地域の輸入量の割合

資料：USDA, PSD online より筆者作成。

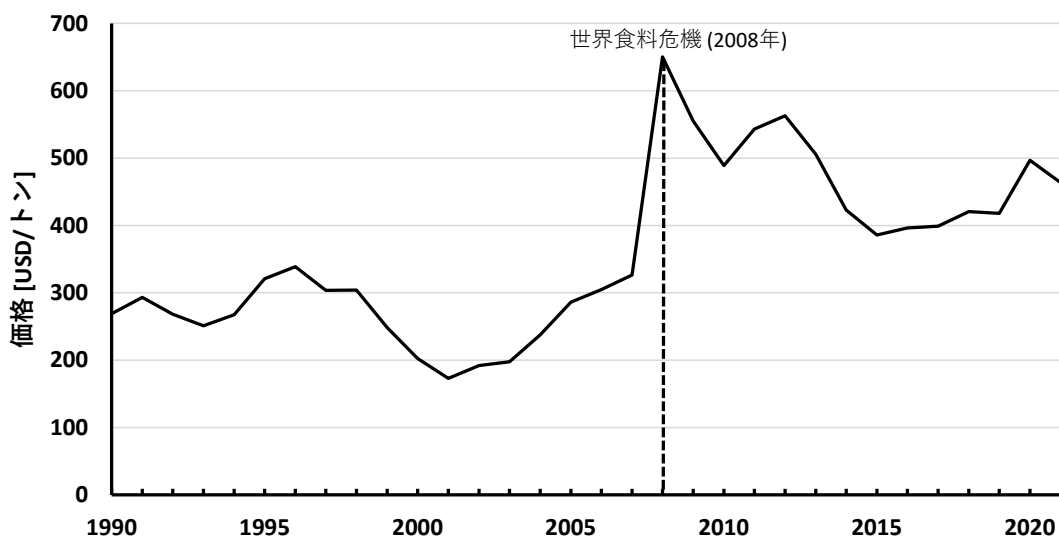
注. 本割合は、データが存在する西アフリカ14か国（ギニア、シエラレオネ、ギニアビサウ、コートジボワール、リベリア、セネガル、ベナン、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、ガーナ、ニジェール、ブルキナファソ、トーゴ）のコメ輸入量の合算値を、世界の国々のコメ輸入量の合算値で除算している。

(2) 食料危機に伴うコメの自給率向上への意識の高まり

2007-08年に生じた食料価格の高騰時には、西アフリカ地域の輸入に依存した食料政策が裏目に出たと考えられる。第5図に示したとおり、コメの国際価格が2008年に高騰し

ており、輸入に依存する食料政策を推進してきた西アフリカ地域では、飢餓状態に直面した国民も多く、経済発展を停滞させる大きな要因となった(Dupraz and Postolle, 2013)。この食料危機の要因としては、穀物主要輸出国での干ばつや原油価格の高騰等に加え、米国や EU 等の先進国だけでなく、世界各国におけるトウモロコシ等の穀物や植物油由来のバイオ燃料の生産や新興国における飼料用需要の増加の影響が指摘されている(Dawe and Slayton, 2011)。主要なコメ輸出国であるインドやベトナムは、国際コメ価格の高騰によるコメ輸出の急増と国内供給懸念を防ぐために、コメの輸出を規制した。それに伴い、フィリピン政府がコメ輸入量を増加させ、これらに誘発された国々でも輸入量の確保を急がせた。これらのことが、結果的にコメの国際価格の更なる上昇につながった(Dawe and Slayton, 2011)。

また、コメの価格高騰の要因としては、貿易規模が他の主要穀物に比べて小さいというコメ市場の特徴も指摘されている(Shikha et al., 2013)。コメの輸出上位3か国（2020年時は、インド、タイ、ベトナム）が全輸出量の約70%を占めており⁽⁶⁾、主要輸出国からの供給が絞られた場合、世界市場でのコメ価格の上昇につながる脆弱性を指摘している(CGIAR, 2013)。先の食料価格高騰時は、その脆弱性が浮き彫りとなったと考えられる。その一方で、コメの国際市場価格（第5図）をみると2007-08年の食料危機以降もコメの価格は様々な要因で2006年以前より高く推移している。第4図からも分かるとおり、2000年代以降も、世界のコメ輸入総量に占める西アフリカ地域のコメ輸入量の割合が高い水準であることから、西アフリカ地域のコメの需要量の多さが国際市場のコメ価格の高さに影響している可能性も考えられる⁽⁷⁾。



第5図 コメの国際市場価格の推移

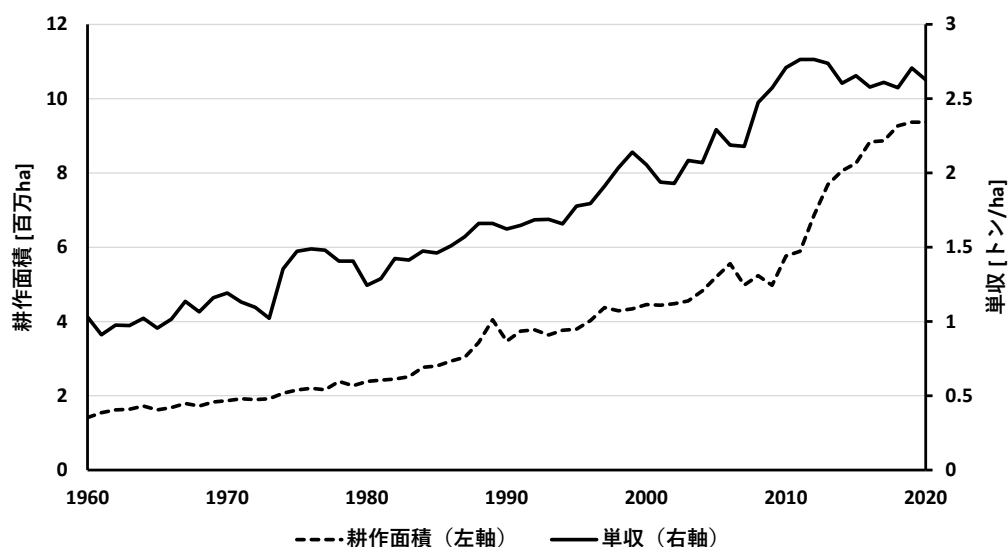
資料：Index mundi の統計データより筆者作成。

先の食料危機の経験をもとに、自国の食料生産基盤に適切な投資を行い、食料安全保障上のリスクを低減させることが経済発展の持続性、頑健性を高める上で不可欠であるという意識が高まった(Rizzotto and Demont, 2010)。そして、自給率向上のために多くの農業政策が国際機関や先進国等の支援のもと施行された。第2表には、国産米の増産に向けて実施された事業に関する既往研究を時系列的に示した。1990年代以前は、新規農地を開拓し、耕作面積を増大させることで域内での生産量を増加させる事業が中心であった(Demont et al., 2009)。その結果、豊富な水資源を確保できる河畔に多くの農地が開発された。一方で、開拓可能な土地は限られており、飛躍的な生産量の向上にはつながらなかった。そして、稲作開発の方針は、農地を拡大する戦略から、コメの生産を安定的に増加させる戦略へと切り替わっていった。例えば、1992年、アフリカ稲センター(Africa Rice Center (旧 West Africa Rice Development Association : WARDA))によって、耐病性や雑草競合性が高く、収量の安定性が見込め、さらに二期作も可能な早生特性を兼ね備えた新品種ネリカ(New rice for Africa: NERICA)米が開発された。さらに1993年からは、東アフリカ地域と西アフリカ地域を中心に NERICA 米の導入に関するプロジェクトが開始した(Diagne, 2006)。2008年からは CARD が発足し、コメの生産量を倍増させる目標を掲げ、アフリカ 23 国が参加した(Dupraz and Postolle, 2013)。CARD は、参加国が国家稲作振興戦略(National Rice Development Strategy : NRDS)を策定し、国際機関・研究所の支援のもと、各国の戦略に沿ったコメの増産を目指す事業であり、当該地域の気候や地形等に適合可能な増産方法を検討・推進する(CARD, 2014)。例として、セネガルでは、多収量品種が導入され続けている一方で、高品質な種子生産に関わる環境整備が進展しておらず、発芽率の低さが問題視されていた(Futakuchi et al., 2013)。また、効率性を高めるために、多くの農業機械が導入されたものの、自国での修理が困難な上に、同地域の土質や水田面積に適しておらず、持続的な活用が進まなかった(Rickman et al., 2013)。そのため、種子品質の向上及び農業機械の持続的な活用の実現を通じて、生産量を 20 万トンから 150 万トンへと増産させる戦略が策定された(Ministère de l'Agriculture Senegal, 2009)。他方、モーリタニアは、CARD に参加しなかったものの、隣国セネガルの増産プロジェクトを踏襲した形で、農業開発計画(Plan National de Developement Agricole: PNDA)を策定した。そして、2015年からの10年間で単収をヘクタール当たり 5 トンから 6 トン、生産量を 20 万トンから 40 万トンに増加させることを目標としている(Ministère de l'Agriculture Mauritanie, 2015)。これらの事業を通して、西アフリカ地域におけるコメの耕作面積と単収は大幅に改善された(第6図)。しかし、2010年以降の単収の伸びは緩慢であり、除草作業の欠如や鳥獣害被害等、様々な問題が単収の更なる増加を阻害している(Rodenburg et al., 2014)。

第2表 西アフリカ地域での国産米の増産に向けて実施された事業一覧

既往文献	対象事業	事業年	内容
Demont, et al., 2009	従来の増産事業	1990年代以前	サブサハラ地域を対象とした耕作面積を拡大することで生産量を増やす事業。
Diagne, 2006	New rice for Africa (NERICA)の導入	1994-	サブサハラ地域を対象に多収量かつ早生の特性をもった新品種の開発及び普及。さらに、アフリカ地域の環境に適合させるために耐乾燥・病害特性も付加した。
Dupraz, et al., 2013 CARD, 2014	アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)	2008-2015	サブサハラ地域のコメ収量の倍増を目指した事業。 CARD参加国が国家稲作振興戦略 (National Rice Development Strategy : NRDS) を策定し、国際機関・研究所の支援のもと、各国の戦略に沿ったコメの増産を目指した。
Ministère de l'Agriculture Senegal, 2009	Grande Offensive Agricole pour la Nourriture et l'Abondance (GOANA)	2008-2015	セネガルでのコメ生産量を20万トンから150万トンに増産させることを目指した事業。 多収量品種の開発だけでなく、高品質な種子生産体制の構築や農業機械の導入による大規模かつ効率的な稲作生産も同時に目指した。
Ministère de l'Agriculture Mauritanie, 2015	Plan National de Development Agricole (PNDA)	2015-2025	モーリタニアにおいて、多収量品種及び適切な栽培方法を指導することで、単収増加を目指す事業。 さらに、コメの買取制度の拡充などにより新規稲作農家の増加も目指した。

資料：表中の既往文献をもとに筆者作成。



第6図 西アフリカ地域におけるコメの耕作面積及び単収の年推移

資料：USDA, PSD online より筆者作成。

注（1）単収は粳米ベースとなっている。

（2）データが存在する西アフリカ14か国（ギニア、シエラレオネ、ギニアビサウ、コートジボワール、リベリア、セネガル、ベナン、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、ガーナ、ニジェール、ブルキナファソ、トーゴ）の耕作面積の合算値と単収の平均値を表示。

3. コメの消費者ニーズ

上述のように、国産米の増産を主な目的とした農業政策や国際機関、先進国の支援により、西アフリカ各国における国産米の生産量は増加してきた。しかしながら第1表で確認したように、必ずしも多くの国でコメの自給率は向上してこなかった。それは、これまでの農業政策や国際支援の多くが、各国の消費者ニーズに合う特徴（品質）を持ったコメの国内供給を意図してこなかったことに起因しており、現地消費者における輸入米から国産米への消費の代替が進展してこなかったためであると考えられる。Demont and Ndour (2015)は、国産米の市場競争力強化に向けた研究、政策立案が必要であると主張し、消費者選好（ニーズ）評価の重要性を指摘した。以下では西アフリカ地域におけるコメの消費者ニーズを立地条件と過去の食料政策に立脚した整理をするとともに、既往研究をもとに国ごとのニーズについても整理を行った。

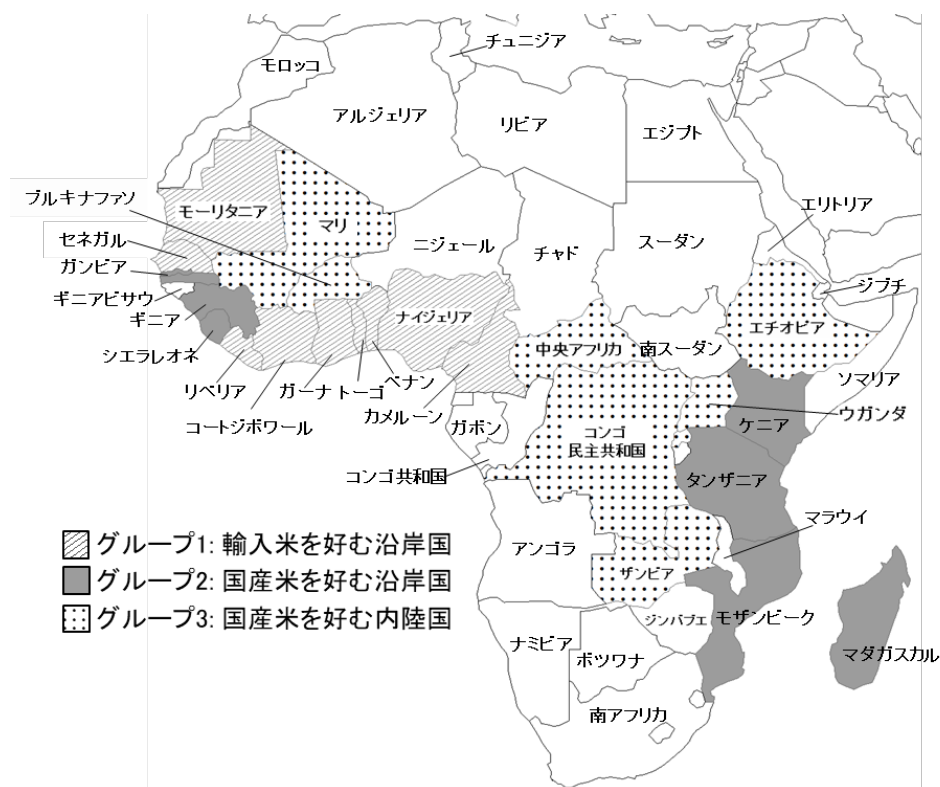
（1）消費者ニーズに対する立地条件と食料政策の関係性

Demont (2013), CARD (2014), Demont and Ndour (2015)の情報をもとに、アフリカ各国におけるコメの消費者ニーズを第7図にまとめた。グループ1は、消費者が輸入米を好む沿岸国であり、西アフリカ地域の多くが分類される。当該諸国では、コメの主な消費地域である都市部と生産地が離れている場合が多い。それに加え、国産米は、単収が低い上に輸送システムが確立しておらず、供給能力が低いために、量と価格の両面において年変動が大きい。そのため、都市部で急増するコメ消費を賄う方策として、政府は、都市部におけるコメの安定的な供給を実現するために、コメの輸入並びに消費を促進してきた。このような都市部のコメ消費に重きを置いた食料政策は、「都市バイアス (Urban Bias)」と定義されている(Demont et al., 2013)。つまりグループ1には、コメの主要消費地（都市部）が港に近く、消費者の多くが輸入米を容易に入手可能な環境で生活している国が多く含まれる。こうした国々では、長年にわたり都市住民が輸入米を消費し続けた結果、消費者が自然と輸入米を好む状況が形成された(Demont and Ndour, 2015)。自給率の改善に向け、ナイジェリアやセネガル、ガーナ等において、輸入米の関税引き上げを実施し、国産米価格を相対的に安くすることで、消費を推し進める方策がとられている。しかし、このような状況下においても、高価な輸入米を消費者が好んで購入することが報告されており、消費者の輸入米嗜好は、価格属性に依拠していないことが指摘されている(Lançon and Benz, 2007)。

グループ2は、沿岸国であるもののグループ1とは対照的に国産米を好む国々であり、東アフリカの多くの国々と一部の西アフリカ地域（ガンビア、ギニア、シオラレオネ）が含まれる。同諸国では、消費者が長年にわたって国産米を消費してきたため、伝統的に国産米が好まれている(Chaléard et al., 2002)。Morey (2016)は、マダガスカルの事例をもとに、伝統的な習慣により、国産米に偏った消費行動が形成されたことを指摘し、この特徴を「国産バイアス (Home Bias)」と定義している。また、政策的要因として、東アフリカ

共同体（East Africa Community: EAC）に属するタンザニア、ケニア等における2005年の輸入米に対する関税引き上げも、消費者の国産米嗜好に影響していることが報告されている(EUCORD, 2012)。また、セネガルについては、北部がグループ1（輸入米が好まれるグループ）に属している一方で、南部（カザマンズ地方）は伝統的に都市部近郊で国産米（陸稲）が生産・消費されてきたことから、グループ2（国産米が好まれるグループ）に属する。

最後のグループ3は、内陸国であり輸入米が容易に入手できない「物理的バリア(Physical Barrier)」のため、国産米が好まれる国を含む。しかしながら、ブルキナファソでは、第1表からも分かるとおり、コメの自給率は年々減少しており、輸入量が増えている。このように、近年では、輸送システムが強化され、ブルキナファソのような内陸国であっても、コートジボワールやガーナ等の沿岸国を経由して輸入米が容易に入手できる環境が整備されつつある(Demont, 2013)。このような流通の変化は、内陸国にも輸入米の消費を促していると考えられる。



第7図 アフリカ各国におけるコメの消費者ニーズ

資料：Demont (2013), CARD (2014), Demont and Ndour (2015)の情報をもとに筆者作成。

注：白塗りの国は、消費者ニーズが把握されていない。

（2）各国におけるコメの消費者ニーズ

これまでの、各国の立地条件やそれに伴う食料政策に着目し、各国の消費者ニーズにつ

いて整理を行った。ここでは、グループ1に属し、輸入米嗜好が報告されているセネガル、モーリタニア、ガーナ、ベナンの4か国に着目した。そして、消費者ニーズに影響する原産国以外のコメの特徴や、各国で輸入米が好まれる要因を検討する。

1) セネガル

セネガルにおけるコメ食文化の普及は、フランス統治時代終盤の1950年代に仏領インドシナから運び込まれた、破碎米に端を発する(小川, 2010)。破碎米は安価であるために急増する都市住民の食料需要を支えてきた(Demont et al., 2013)。そのため、セネガルの国民食ともいわれるcéébu jën (以下チェブジェン) という魚の炊き込みご飯料理には、古くから破碎米が好まれて利用されている(Demont and Rizzotto, 2012)。

また、セネガルでは食事機会によって穀物を使い分けている傾向が示されており、飛田・氏家(2020)の調査では昼食においてはコメ料理が最も多く食されている一方で、夕食ではパンやミレット、パスタ等、様々な穀物が料理に用いられていることが把握されている。

コメに対する消費者ニーズとしては、「Urban Bias」の影響もあり、輸入米を好む傾向が示されている(Demont and Ndour, 2015)。しかし、Demont et al. (2013)が首都Dakarと北部の都市Saint-Louisで各々実施した消費者調査より、もみ殻や小石といった夾雑物を取り除き、輸入米と同程度の品質を担保した国産米は、両都市において輸入米よりも好まれていた。本結果より、消費者が輸入米を好む理由は、原産国に依拠するものではなく、品質面で国産米よりも優れている点に起因する可能性が考えられる。さらに、品質保証を消費者に認知させるためのラベリングや適切なパッケージングを施した場合には消費者の国産米嗜好はさらに高まることも分かっており、ブランド化は国産米消費を促進する一助になると指摘している(Rutsaert et al., 2009)⁽⁸⁾。実際に現地では、大規模精米業者が進出し、特定の農家と契約することで、高品質な種子を提供するだけでなく、品質管理体制を構築し、輸入米に市場競争力で劣らない国産米のブランド商品を生産している(WFP, 2019)。例えば、精米・選別技術管理を徹底して生産した国産ブランド米「Rival」が市場に流通している(Rutsaert et al., 2009)。

他方、セネガルでは香り米への嗜好性も強い(Bhattacharjee et al., 2002)。近年では、このような消費動向を踏まえ、国産の香り米品種(Sahael 177, Sahel 328, Sahel 329)の開発も行われている(Kumashiro et al., 2013)。しかし、Diagne et al. (2017)による首都Dakarでの食味試験を介した消費者調査では、高品質な無香米が高く評価された一方で、香り米は低く評価された。その理由として、実際の食味試験により、高品質な無香米の美味しさを認識し、相対的に香り米への評価が低下したと考察している。そのため、消費者の意識として香り米は高級で美味しいと理解しているが、実際には香りの重要性を認識できていない可能性が考えられる。

2) モーリタニア

モーリタニアは国土の80%近くがサハラ砂漠に覆われている(ワールドエコノミー研究

会, 2014)。そのため、コメ以外にも多くの食料を輸入に依存しているため、国内での食料生産体制の強化が喫緊の課題である。そのため政府は、唯一豊富な水資源を有し、農業発展のポテンシャルが大きい、南部のセネガル川流域での稲作振興に大きな期待を寄せている(Maruyama et al., 2018)。近年では、第1表からも自給率の改善がみられ、農業開発計画(PNDA)の効果がうかがえる。同国の食文化は隣国セネガルと類似しており、昼食にコメ料理を食し、国民食としてチェブジェンが定着している(丸山ら, 2019)。これを反映し、丸山ら(2019)が首都Nouakchottで実施した消費者調査からも、チェブジェンに用いられる細破碎米とその他のコメ料理に利用される全粒米が好まれる一方で、その中間に位置する半分に破碎されたコメは、料理に適さないと消費者に認識されていたことが明らかとなっている。それに加え、調理時間に影響する夾雑物の有無もセネガル同様、消費者ニーズに大きく影響している。そのため、Demont (2013)は、均一な破碎状態や夾雑物の少ない清潔な高品質米に対する需要の存在を提起し、両特徴は、精米・選別・輸送等のポストハーベスト技術が大きく影響していることを指摘し、国内における同技術向上の必要性を訴えている。他方、香り米に対する嗜好性は、見られなかった(丸山ら, 2019)。

3) ガーナ

ガーナは熱帯地域に属していることもあり、主食用作物は、コメの他にもヤムイモやメイズ、ソルガム、プランテン(調理用バナナ)等が存在する。そのため、セネガルやモーリタニアと異なり、昼食においては、コメ料理以外にもプランテンやメイズ等も食されている(細見, 1992)。

ガーナでは、「Urban bias」の影響による輸入米嗜好がみられる(Demont and Ndour, 2015; Ragasa et al., 2020)。しかし、セネガルやモーリタニア同様に、夾雑物の少ない高品質なコメが好まれる等、高い品質の国産米は輸入米よりも好まれる傾向も明らかとなっており、ポストハーベスト技術の重要性の高さが示唆される。他方、Ashanti州で実施した消費者調査の結果からは、国産米や香り米への嗜好性が把握された(林, 2019)。元来、コメ生産は同国北部で展開されており、消費についても北部に集中していた。しかし、近年では南部においてもコメ生産が盛んになりつつあり、国産米を容易に入手できる環境が整備されつつあることが国産米嗜好に影響していると考えられる。

4) ベナン

ベナンにおいても同様に、輸入米嗜好が指摘されている(Naseem et al., 2013; Demont and Ndour, 2015)。原産国に対する属性以外では、夾雑物の少ないことに加え、精米が十分かつ均一に行われていることを示す白色な米粒や破碎米が混入していないといった特徴が重要視されている。同国ではセネガルやモーリタニアのように破碎米を料理に利用する文化は存在せず、全粒米であることが重要視される。

他方、ベナンやナイジェリア等、特定の地域では、粳米をそのまま蒸した後に乾燥させ、精米するパーボイルライスが好まれている(Chukwu, 1999)。パーボイルライスは、輸送中

や精米時に米粒が破碎しにくいことや通常の白米よりも栄養素が多く含まれている(Rao and Juliano, 1970)。パーボイルライスの生産性や品質を改善できる新技術を導入し、消費者に対しても同技術の情報を提供した場合には、国産パーボイルライスが輸入米よりも好まれる。しかしながら、現地農家は、パーボイルライスの生産技術を備えていない場合も多く、品質の問題から輸入米を好む傾向もあるとされている(Demont et al., 2012)。

以上より、西アフリカ4か国(セネガル、モーリタニア、ガーナ、ベナン)の消費者ニーズを整理し、第3表にまとめた。その結果、対象とした4か国すべてにおいて、もみ殻や小石等の夾雑物が存在しないことや、粒径の異なるコメ(破碎米や全粒米)が混在していないといった、品質に関わる属性が消費者に重要視されていることが把握された。さらに、国産米が輸入米と同程度の品質を有している場合、消費者は国産米を好んで消費する傾向も分かった。他方、コメ食文化には地域性も強く関係しており、伝統的なコメ料理に破碎米を用いることがセネガルやモーリタニアで好まれることや、ガーナでは香り米、ベナンではパーボイルライスに対する需要が存在していることも、明らかとなった。

第3表 西アフリカ4か国におけるコメの消費者ニーズ

国名	輸入米嗜好	夾雑物が少ない	粒径が均一性 (破碎米と全粒米の選別)	破碎米嗜好	香り米	パーボイルライス
セネガル	△ (南部は国産米嗜好)	○	○	○	△ (先行研究によって 結果が異なる)	×
モーリタニア	○	○	○	○	×	×
ガーナ	○	○	○	×	○	×
ベナン	○	○	○	×	×	○

資料：筆者作成。

注。「○」は消費者に好まれ、「△」は地域差等から一概に好まれていると判断できない、「×」は消費者が関心を持っていない属性であることを表す。

(3) 消費者が着目するコメ属性の変化

アフリカの消費者がコメの購買時に重要視する属性は、探索属性、経験属性、信頼属性の3つに大別される(Rutsaert et al., 2013)。探索属性は、原産国や米粒の破碎状態、夾雑物の有無、価格等、外見から判断できる項目を示す。経験属性は、調理後におけるコメの膨張率や食感、食味等、調理して食すことによって経験的に得られる情報を示す。最後の信頼属性は、食品安全性や購入店舗等、消費者の商品に対する信頼性から構成される属性である。Demont and Ndour (2015)は、セネガルにおける2009年と2011年の消費者調査の結果を比較し、消費者がコメ購買時に重視する属性が、米粒の破碎状態や夾雑物の混在量等によって構成される探索属性から、調理後の膨張率や香りの有無等によって評価される経験属性にシフトしていることを報告した。本結果は、セネガルにおける国産ブランド米の進展により、探索属性に関わる品質が満たされつつあり、消費者の好みも、経験属性に移行していることを示している。このような傾向は、モーリタニアにおいても確認され

ている。筆者の現地視察から、セネガル同様の大規模精米業者が17社存在し、これらの精米業者によって生産されているブランド米に加え、複数の農家が組合を形成し、品質管理を徹底することで構築したブランド米も出現している。その数は30種以上にものぼる。また、これらの品質向上への取組は、現地メディアによって広く消費者に伝達された⁽⁹⁾。

さらに、消費者の健康意識や食品安全性も、コメの購買・消費に影響していく可能性がある。アジア地域では、生活習慣病予防の観点から、食後の血糖値の上昇を示す指標であるGI値（Glycemic Index）のコメ商品への表記が購買行動に影響している（Custodio et al., 2019）。西アフリカ地域でも、肥満率が1990年から2015年にかけて70%上昇し、糖尿病や心血管疾患のリスクが高まっていることや、都市部における肥満率の上昇に、コメ食や既製品の普及による食文化の変化が影響しているとされている（Agyamang et al., 2016）。モーリタニアは、サブサハラアフリカの54か国のうちで、男性では10位、女性では4位の肥満大国である（Agyemang et al., 2016; WHO, 2018）。このように西アフリカ地域において生活習慣病が広がっていることに鑑みると、西アフリカ地域でもアジア地域と同様に、今後、コメの購買行動においてGI値等の健康に関する情報への意識が高まっていく可能性がある。

また食品安全性に関しては、西アフリカ地域における近年の社会情勢によって醸成されている面が大きい。セネガルでは、国立農業研究所（ISRA）所長によるインターネットでの解説記事⁽¹⁰⁾において、輸入米は長期保存の観点から輸入前に殺虫剤を散布しており、健康リスクがあると主張している。また、国内の精米業者が、輸入米の消費を減少させたい思惑から、タイ米はプラスチックでできているという情報を拡散させ、テレビニュースでも取り上げられた⁽¹¹⁾。しかし、Dia (2004)はセネガルにおいて、Amadou et al. (2019)はモーリタニアにおいて、国産米と輸入米のGI値や含有成分の比較を実施した結果、輸入米と国産米の間にGI値及び含有成分には差がなく、同質であることを報告している。そのため、報道されている情報には根拠がなく、信憑性に欠ける部分も多いものの、消費者への影響力は大きい。これらの健康意識に影響するGI値や食品安全性に関する情報はコメ購入時の信頼属性に起因するものであり、今後消費者が着目する属性は、経験属性から信頼属性に移行していく可能性も考えられる。

4. おわりに

本章では、西アフリカ地域におけるコメ消費の増加の実態や背景を整理し、各国におけるコメの消費者ニーズの特徴を検討した。これらの検討を踏まえ、西アフリカ地域における稲作開発政策や、我が国の国際協力への含意を導出した。本章の検討の結果は、以下のようによまとめられる。

近年、西アフリカ地域ではコメの消費や輸入が急増している。独立後の同地域では、人口増加と都市化が進展し、都市人口を賄うための食料供給が政府の重要な課題となってきた。また、女性の社会進出や外食の普及が進展した都市部では、生活様式や食生活の変化

に伴う「食の簡便化」志向の高まり等により、伝統的に消費されてきた雑穀やイモ類に代わり、調理が比較的容易なコメの消費が急速に増加してきた。近年では、食料安全保障の観点から、自給率向上が目指されているものの、急増する需要に対して自国での生産量は追いついておらず、コメ自給率が低迷している国が多い。例えば2008年にはCARDが発足し、10年間でコメの生産量を1,400万トンから2,800万トンに倍増させる目標が掲げられた。その結果、西アフリカ地域のコメ生産量は大幅に増加したものの、その多くは耕作面積の拡大によって賄われており、土地生産性の上昇（単収の増加）は近年あまり進んでいない。また、コメの自給率向上のためには、生産量の増加だけでなく、各国の消費者が求める特徴を持つコメが国内で提供され、輸入米が国産米に代替されていくことが重要である。しかし、従来の政策や支援は、耕作面積の拡大や土地生産性の向上等、生産基盤の強化を目的としたものが多かった。そのため、消費者ニーズに合ったコメの研究や生産が遅れてきた。こうしたことも、国産米の消費拡大が進展してこなかった要因であると考えられる。

これらの検討を踏まえ、西アフリカ4か国（セネガル、モーリタニア、ガーナ、ベナン）においてどのようなコメを消費者が求めるのかという消費者のニーズの特徴を整理した。その結果、対象とした4か国すべてにおいて、もみ殻や小石等の夾雑物が存在しないことや、粒径の異なるコメ（破碎米や全粒米）が混在していないといった、品質に関わる属性が消費者に重要視されていることが把握された。また、国産米が輸入米と同じような特徴を有している場合、消費者は国産米を好んで消費する傾向も分かった。

以上から、今後、西アフリカ地域において、コメの自給率を向上させ、食料安全保障を高めるための稲作開発政策の実現に向けて、次のような示唆が得られた。まず、西アフリカ地域の消費者が重視するコメの特徴には、精米・選別・輸送等のポストハーベスト技術が大きく影響しており、生産基盤のみならず、その後のバリューチェーンも整備を進め、国産米の市場競争力を高めることの重要性が明らかとなった。さらに、国によっては、破碎米やパーボイルライスを好むといった特有の食文化がある。このように、各国の消費者が好むようなコメの特徴を的確に捉え、そのようなコメの国内生産・供給を増やしていくための整備事業を進展させることも、コメの自給率向上には重要である。また、我が国の国際協力の観点からは、これまで我が国が培ってきた脱穀・籾乾燥・精米・選別等のポストハーベスト技術に係る農業機械を提供し、西アフリカ地域における国産米の品質向上に寄与することが重要である。これまでも先進国により数多くの農業機械が提供されてきたが、操作やメンテナンスに熟知した現地技術者が欠如していたために、機械化が定着してこなかった(Rickman et al., 2013)。そのため、当該人材の育成に注力した技術支援も同時並行で必要とされる。

さらに、コメ等の簡便な主食の摂取増加を含む食慣行の変化等により、西アフリカ地域における肥満等の生活習慣病が増えていることから、今後は、先進国で着目されているような、食品安全性や健康意識に対する消費者の意識も高まっていく可能性がある。そのため、コメ消費の拡大が見込まれる西アフリカ地域において、食品安全性、肥満や糖尿病予

防といった健康意識等も視野に入れた消費者ニーズの把握が今後求められる。コメ（特に白米）は、GI 値の高い食品に位置付けられている。そのため我が国では、血糖値が上がりにくい高アミロース米がすでに商品化されており、糖尿病の食事療法にも活用されている⁽¹²⁾（八木，2021）。こうした経験を踏まえ、西アフリカ地域での新たなニーズを見据えながら、同地域一帯で栽培可能な高アミロース米の品種開発及び導入を支援する方策も今後は有益であると考えらる。

注（1）サブサハラアフリカとはサハラ砂漠以南の地域に属するアフリカ諸国を指し、アフリカ大陸に位置する 54 か国中、49 か国が含まれる。

（2）CARD 対象 23 か国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、マダガスカル、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア。

（3）CARD フェーズ 2 対象 32 か国には、CARD 参加 23 か国と、アンゴラ、ブルンジ、チャド、ガボン、ギニアビサウ、マラウイ、ニジェール、コンゴ、スーダンの新たに加わった 9 か国が含まれる。

（4）西アフリカ地域は、1975 年に西アフリカの域内経済統合を推進する準地域機関として発足した西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）の加盟国 16 か国（ベナン、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、モーリタニア、シエラレオネ、トーゴ）を示す。ただし、カーボヴェルデは 1977 年に加盟し、モーリタニアは通貨統合に反対し、2000 年 12 月に脱退している。本章では、1977 年時点の加盟国をもとに西アフリカ地域を定義している。

（5）FAOSTAT（2022 年 1 月 14 日参照）によると、2020 年における西アフリカ地域へのコメの主要輸出国は、1 位がタイ（約 20.8 万トン）、2 位がインド（約 7.4 万トン）となっている。

（6）多くの穀物・油糧種子等において、類似した傾向が見られるものの、コメに関しては、小麦より寡占状態にある。小麦では上位 3 か国が全輸出量に占める割合は、約 41%（2019 年）である。

（7）近年では 2020 年にコメ価格が上昇しており、主要輸出国であるタイやベトナムでの減収見通しや新型コロナウイルスによる食料貿易の停滞が影響していると報告されている（Arouna et al., 2020）。そのため、コメの国際市場価格は依然として不安定性を帯びている。

（8）ラベリングやパッケージングによるブランド化は消費者ニーズに影響する一方で、効果には地域差があることも報告されている。例えば、Costello et al. (2013)の消費者調査では、周辺に稲作地帯が広がるセネガル北部の都市 Saint-Louis 在住の消費者は、高く評価する一方で、生産地域から離れた首都 Dakar 在住の消費者は、以前から輸入米を消費してきた習慣が根付いているため、パッケージングされた国産米であっても、品質に関しては懐疑的であり、より信頼性が高い輸入米を好む傾向が指摘されている。

（9）AMIC のインターネット記事: <http://amicinfo.com/node/7394>

（10）Le360afrique.com に掲載された国立農業研究所（ISRA）所長によるインターネットでの解説記事: <http://afrique.le360.ma/senegal/economie/2017/04/05/10840-senegal-apres-60-ans-dimportation-decouvres-dangers-du-riz-asiatique-10840>（閲覧日: 2021 年 2 月 2 日）。

（11）MBAO-TV によるタイ米に関するテレビニュース: <https://www.youtube.com/watch?v=VGnxl11frug>（閲覧

日：2021年2月2日）。

(12) 高アミロース米として、北陸で多く生産される「夢十色」や「越のかおり」がある。

〔引用文献〕

【日本語文献】

小川了(2010)『セネガルとカーボベルデを知るための60章』明石書店。

阪本公美子・岡野内正・山中達也(2021)『日本の国際協力 中東・アフリカ編：貧困と紛争にどう向き合うか』ミネルヴァ書房。

坪井達史・北中真人(2008)「アフリカの稲作の現状と課題(SPECIAL ISSUE 世界の水と食料)」『ARDEC』38：20-24.

Japan International Cooperation Agency (JICA) (2021)『JICAアフリカ稲作技術マニュアル：CARD10年の実践』国際協力機構。

飛田八千代・氏家清和(2020)「セネガル都市部における食料消費量の実態：2018年サン・ルイ市での世帯調査より」『アフリカ研究』97：13-20.

林浩平(2019)「ガーナ共和国アシャンティ州における住民の主食選択要因に関する研究：表明選好法を用いて」『筑波大学修士学位論文』。

平岡洋(2018)「新しい視点に立った稲作振興を目指して」『国際開発ジャーナル』736：39.

細見真也(1992)『アフリカの農業と農民：ガーナの事例研究』同文館出版。

丸山優樹・氏家清和・Cherif, O. A.・Bouya, O. A.・入江光輝(2019)「モーリタニアにおける消費者のグルメ選好に関する評価：選択実験による接近」『フードシステム研究』25(4)：193-198.

八木宏典(2021)『最新版 図解 知識ゼロからの現代農業入門』一般社団法人家の光協会。

ワールドエコノミー研究会(2014)『アフリカ経済：押さえておくべき54カ国のすべて』PHP出版。

【外国語文献】

Agyemang, C., S. Boatemaa, G.A. Frempong and A. Aikins (2016) Obesity in Sub-Saharan Africa: Metabolic Syndrome. *Switzerland: Springer International Publishing*: 1-13. DOI 10.1007/978-3-319-12125-3_5-1

Amadou, B., M. Aatika and A. Ahmed (2019) Qualitative and Comparative Characterization of a Variety of Mauritanian Rice with Imported Varieties. *Master thesis for Graduate School of Food Science and Technology of High Institute of Technology ISET*.

Arouna, A., G. Soullier, P.M. Del Villar and M. Demont, (2020) Policy Options for Mitigating Impacts of COVID-19 on Domestic Rice Value Chains and Food Security in West Africa. *Global Food Security* 26: 100405. <https://doi.org/10.1016/j.gfs.2020.100405>

Bhattacharjee, P., R.S. Singhal and P.R. Kulkarni (2002) Basmati Rice: A Review. *International Journal of Food Science and Technology* 37(1): 1-12. <https://doi.org/10.1046/j.1365-2621.2002.00541.x>

- CARD (2014) <https://riceforafrica.net/> (accessed on 19th October, 2020)
- Chaléard, J.L., P. Moustier and A. Leplaideur (2002) L'approvisionnement Vivrier des Villes en Guinée: Entre Fragilité et Dynamisme. *Autrepart* 23: 5–23. (In French)
- Chukwu, O. (1999) Parboiling of Rice Paddy with Heated Pebbles. *Journal of Science, Technology and Mathematics Education* 2: 70–76.
- Connor, D., J. Comas, H.G. Macpherson and L. Mateos (2008) Impact of Small-Holder Irrigation on the Agricultural Production, Food Supply and Economic Prosperity of a Representative Village Beside the Senegal River, Mauritania. *Agricultural Systems* 96(1-3): 1-15. <https://doi.org/10.1016/j.agsy.2007.04.001>
- Consultative Group on International Agricultural Research (CGIAR) (2013) International Rice Markets: Source Book for One of the Most Important Economic Activities on Earth-, CGIAR (ed.), *Rice Almanac*, Philippines, International Rice Research Institute (IRRI): 40-43.
- Costello, C., M. Demont and M. Ndour (2013) Marketing Local Rice to Africa Consumers. *RURAL 21 International Platform*: 32-34.
- Custodio, M. C., R.P. Cuevas, J. Ynion, A.G. Laborte, A. M.L. Velasco and M. Demont (2019) Rice Quality: How Is It Defined by Consumers, Industry, Food Scientists, and Geneticists?. *Trends in Food Science and Technology* 92: 122-137. <https://doi.org/10.1016/j.tifs.2019.07.039>
- Dawe, D. and T. Slayton (2011) The World Rice Market in 2007–08, in Prakash, A. Prakash (ed.), *Safeguarding Food Security in Volatile Global Markets*, Rome, Food and Agriculture Organization of the United Nations.
- del Villar, P. M. and F. Lançon (2015) West African Rice Development: Beyond Protectionism Versus Liberalization?. *Global Food Security* 5: 56-61. <https://doi.org/10.1016/j.gfs.2014.11.001>
- Demont, M., J. Rodenburg, M. Diagne and S. Diallo (2009) Ex Ante Impact Assessment of Herbicide Resistant Rice in the Sahel. *Crop Protection* 28(9): 728-736. <https://doi.org/10.1016/j.cropro.2009.05.012>
- Demont, M. and A.C. Rizzotto (2012) Policy Sequencing and the Development of Rice Value Chains in Senegal. *Development Policy Review* 30(4): 451-472. <https://doi.org/10.1111/j.1467-7679.2012.00584.x>
- Demont, M., E. Zossou, P. Rutsaert, M. Ndour, P. Van Mele and W. Verbeke (2012) Consumer Valuation of Improved Rice Parboiling Technologies in Benin. *Food Quality and Preference* 23(1): 63-70. <https://doi.org/10.1016/j.foodqual.2011.07.005>
- Demont, M., P. Rutsaert, M. Ndour and W. Verbeke (2013) Reversing Urban Bias in African Rice Market: Evidence from Senegal. *World Development* 45: 63-74. <https://doi.org/10.1016/j.worlddev.2012.11.011>
- Demont, M. (2013) Reversing Urban Bias in African Rice Markets: A Review of 19 National Rice Development Strategies. *Global Food Security* 2: 172-181. <https://doi.org/10.1016/j.gfs.2013.07.001>
- Demont, M. and M. Ndour (2015) Upgrading Rice Value Chains: Experimental Evidence from 11

- African Markets. *Global Food Security* 5: 70-76. <https://doi.org/10.1016/j.gfs.2014.10.001>
- Dia, S.N. (2004) Caractérisation Physico-Chimique et Index Glycémique de Trois Variétés de Riz (*Oryza Sativa*) Consommées au Sénégal. No.27, Université Cheikh Anta Diop de Dakar: 1-43. (In French)
- Diagne, A. (2006) Diffusion and Adoption of NERICA Rice Varieties in Côte d'Ivoire. *The Developing Economies* 44(2): 208-231. <https://doi.org/10.1111/j.1746-1049.2006.00014.x>
- Diagne, M., M. Demont and M. Ndour (2017) What Is the Value of Rice Fragrance? Consumer Evidence from Senegal. *African Journal of Agricultural and Resource Economics* 12(2): 99-110.
- Dupraz, C. L. and A. Postolle (2013) Food Sovereignty and Agricultural Trade Policy Commitments: How Much Leeway Do West African Nations Have?. *Food Policy* 38: 115-125. <https://doi.org/10.1016/j.foodpol.2012.11.005>
- EUCORD (2012) Rice Sector Development in East Africa: A Desk Study Prepared for the Common Fund for Commodities. *Common Fund for Commodities (CFC)*, Amsterdam, The Netherlands.
- FAOSTAT <https://www.fao.org/faostat/en/> (accessed on: 16th January, 2022)
- Futakuchi, K., J. Manful and T. Sakurai (2013) Improving Grain Quality of Locally Produced Rice in Africa, S.C.M. Wopereis, E.D. Johnson, N. Ahmadi, E. Tollens and A. Jalloh (eds.), *Realizing Africa's Rice Promise*, Ivory Coast, Africa Rice: 311-323.
- Index Mundi <https://www.indexmundi.com/commodities/?commodity=rice> (accessed on: 16th January, 2022)
- Kumashiro, T., K. Futakuchi, M. Sié, M.N. Ndjiondjop and M.C. Opereis (2013) Continent-Wide: Product-Oriented Approach to Rice Breeding in Africa, S.C.M. Wopereis, E.D. Johnson, N. Ahmadi, E. Tollens and A. Jalloh (eds.), *Realizing Africa's Rice Promise*, Ivory Coast, Africa Rice: 69-78.
- Lançon, F. and H.D. Benz (2007) Rice Imports in West Africa: Trade Regime and Food Policy Formulation. *HAL* (No. 691-2016-47384).
- Maruyama, Y., T. Nakamura, B.O. Ahmed, C.O. Ahmed, K. Ujiie, and M. Irie (2018) Discussing the Proprieties of the Conventional Assessment of Flood Control Investment Focused on the Undeveloped Area. *WIT Transactions on The Built Environment* 184: 153-166.
- Ministère de l'Agriculture Mauritanie (2015) Plan National de Développement Agricole (PNDA) 2015-2025: Version Septembre 2015. (In French)
- Ministère de l'Agriculture Sénégal (2009) Programme National d'Autosuffisance en Riz: Stratégie Nationale de Développement de la Riziculture. (In French)
- Morey, M (2016) Preferences and the Home Bias in Trade. *Journal of Development Economics* 121: 24-37. <https://doi.org/10.1016/j.jdeveco.2016.01.007>
- Naseem, A., S. Mhlana, A. Diagne, Y.P. Adegbola and S.G. Midingoyi (2013) Economic Analysis of Consumer Choices Based on Rice Attributes in the Food Markets of West Africa: The Case of Benin. *Food security* 5(4): 575-589.
- Ragasa, C., K.S. Andam, S.B. Asante and S. Amewu (2020) Can Local Products Compete Against

- Imports in West Africa?: Supply- and Demand-Side Perspectives on Chicken, Rice, and Tilapia in Ghana. *Global Food Security* 26: 100448. <https://doi.org/10.1016/j.gfs.2020.100448>
- Rao, R.S.N. and S.O. Juliano (1970) Effect of Parboiling on Some Physico-Chemical Properties of Rice. *Journal of Agricultural and Food Chemistry* 18(2): 289-294.
- Rickman, J., J. Moreira, M. Gummert and S.C.M. Wopereis (2013) Mechanizing Africa's Rice Sector, S.C.M. Wopereis, E.D. Johnson, N. Ahmadi, E. Tollens and A. Jalloh (eds.), *Realizing Africa's Rice Promise*, Ivory Coast, Africa Rice: 332-342.
- Rizzotto, A. C and M. Demont (2010) Extending Reach to Strengthen Value Chains: Increasing Consumer Awareness of Quality Senegal River Valley Rice. *In Second Africa Rice Congress*, Mali: 22-26.
- Rodenburg, J., M. Demont, A. Sow and I. Dieng (2014) Bird, Weed and Interaction Effects on Yield of Irrigated Lowland Rice. *Crop Protection* 66: 46-52. <https://doi.org/10.1016/j.cropro.2014.08.015>
- Rutsaert, P., M. Demont, M. Ndour and E. Tollens (2009) Competitive Rivals: Willingness-to-Pay for Senegal River Valley versus Imported Rice. *2nd EAAE Workshop on Valuation Methods in Agro-food and Environmental Economics: Experimental Auctions: Theoretical Background and Empirical Applications*, Barcelona, Spain: 1-20.
- Rutsaert, P., M. Demont and W. Verbeke (2013) Consumer Preferences for Rice in Africa, S.C.M. Wopereis, E.D. Johnson, N. Ahmadi, E. Tollens and A. Jalloh (eds.), *Realizing Africa's Rice Promise*, Ivory Coast, Africa Rice: 294-302.
- Shikha Jha, S., K. Kubo and B. Ramaswami (2013) International Trade and Risk Sharing in the Global Rice Market: The Impact of Foreign and Domestic Supply Shocks. *ADB Economics Working Paper Series*, Asian Development Bank No.372: 1-25.
- Stryker, J. D. (2013) Developing Competitive Rice Value Chains, S.C.M. Wopereis, E.D. Johnson, N. Ahmadi, E. Tollens and A. Jalloh (eds.), *Realizing Africa's Rice Promise*, Ivory Coast, Africa Rice: 324-331.
- USDA, PSD online <https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/downloads> (accessed on: 16th January, 2022)
- World Bank Open Data <https://data.worldbank.org/> (accessed on: 16th January, 2022)
- World Food Programme (WFP) (2019) Rice Fortification in Senegal: Landscape Analysis. *Nutrition international*, Senegal: 1-44.
- World Health Organization (WHO) (2018) Noncommunicable Diseases (NCD) Country Profiles, Mauritania. https://www.who.int/nmh/countries/2018/mrt_en.pdf?ua=1 (accessed on: 19th October, 2020)

2022（令和4）年 3月31日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第10号

令和3年度カントリーレポート タイ、ベトナム、インドネシア、中国、インド、西アフリカ

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
